

った状況であります。

それから、もう一つのメルクマールとして、借り入れ農業者がどのような形で目標を達成したか。資金を貸し付けるに当たりましては貸農類型というものを設定いたしまして、それに到達するということがこの資金の直接の目的になっているわけでありまして、四十三年から四十五年に借りました者がちょうど現在時点であつて、それに対する判定をするわけでありまして、それに對しまして南九州の場合には、大宮崎県の場合では九二%という借り入れた農家が、目標の類型ごとにつくられました貸農目標というものを達成しておりますし、それから鹿児島県の場合におきましては九五・七%、こういった農家が目標を達成している、こういったように私どもは効果を認定しております。

○久保 亘君 いま実績について戸数で見た場合に、九千三百三十五戸に対して融資を行い、それが大体七七・八%ということをお説明になりましたが、金額の方は、これは見込み額でありますから、この金額における達成率というのは余り問題にならないと言つてはいいないのかもしれないけれども、判断の基準としては問題があると考へております。要するに、その実績戸数が今回の五カ年間でも八割弱である、四十三年から五十二年間の場合には五割にも達しない、こういう状況が出てきているわけでありまして、しかもこの融資金額を実績戸数で割りますと、平均ではこの五カ間に一戸当たりの融資額はわずかに百六十万程度にしかなつておられないわけでありまして、そういう意味から、この計画戸数に対して実績が非常に低い率になっている理由は大体どういふところにあるのか、農林省としてどういふ把握をされているか、御報告をいただきたいと思ひます。

○政府委員(大場敏彦君) 確かに金額ではかなりのラインまで行つてはいるわけですが、計画戸数では残念ながらそこまでは達していないといふことは御指摘のとおりでございますけれども、しかし、これもまた先生御指摘になりましたが、

四十三年から四十七年、その前のときにおきましては、戸数でも四五%というような達成率が非常に低位にとどまつたということに對しましては、かなり改善の効果は出てきているのじやないかというふうな思つております。しかしながら、まだ一〇〇%というところにはある程度の距離があるといふことは事実でございますが、これはやはり両地域において、これはマル南においてもそうでありまして、災害の頻発がやつぱり四十八年以降あつたということ、それからもう一つは、予期しないやつぱり経済変動があつたのじやないか。

御存じのとおり、オイルショックというような世界的なパンク状態があつて、それに伴つていろいろ資材費の高騰とか、あるいはその他の物価の上昇といったような経営圧迫要因というものも予期しないような条件で経営を圧迫した。そういったことが重なりまして、農家の経営改善意欲というものがかなりの影響を与えたということがあつて、本資金の貸付認定を受けないまま残留したという農家が残念ながらあつたということも事実であります。しかし、決して言いわけではございませんが、過去の四五%ということに對しまして七七・八%というところに達してきたといふことはやつぱり一つの進歩だと思つたわけで、私どもこの傾向をまあ経験といふか、そういった反省に立ちまして、さらに充実していきたいといふふうな思つてはいるわけでありまして。

○久保 亘君 いま経済変動とかいろいろの要件を述べられましたけれども、私どもはこの未達成の大きな理由は、やはりこの制度について農家の側に自信を持たせるような指導が必ずしも徹底してないといふこと、それから価格政策を中心にして農業政策が非常に不安定である。そのことによつて、農民は借りたけれども、先行き不安のためにこれにかなな思ひ切りがつかないといふような点もあると考へてはいるのであります。結局、農民の日本農政に対する不信や不安が非常に強く残つてはいるといふことだけではなくて、マル南資

金ということではありませんけれども、現に農業制度資金を借りた者がその資金の返済に窮して自殺をするというような事例も出てきているわけでありまして。そういう意味では、農業政策が確立されてないところに金融面で農家に對して何とか営業改善をやれと言つても、なかなか実績が上らないといふ問題が出てくるのではないかと思つております。

それでお尋ねしたいのは、この融資制度を本當に実効あるものとしていくためには、どうしても農業振興の基本となるべき土地改良事業とか農地保全事業とか、あるいは畜産の場合には草地造成事業などもと強力に進められなければならぬと思ひます。それらの問題が一方側にあつて、初めてこれらの制度資金の融資効果も上がつていくわけでありまして、今日土地改良事業などについて著しい立ちおくれがあると考へておりますが、これらの点について大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣(中川一郎君) わが国農業は、御承知のように土地条件が非常に厳しい。面積において、また地形において、あるいは気象条件において、諸外国に比べますと非常に恵まれておらないわけでございます。そういう中で農業でございまして、世界各國に比べても農産物価格が非常に高いといふ一方の批判があるごとく、生産性においても厳しいものがあるわけでございます。そういう中で、今日まで国の食糧の七〇%という自給率を確保し、かなりの進歩をしてきたと思ひますが、しかし、農家個々の経営としてはそれほど安定したものでないことも御指摘のとおりでございます。

しかしながら、土地改良その他政府としてもやるべきことはやつてまいりましたし、今後ますますにやらなければなりません。最近御批判をいただきますのが、土地改良の進度が遅いと、場所によつては十年、十五年、三十年もかかるではないかといふので、こういう批判のあることも事実でございます。これは御承知のように、数年前景

氣を抑えるという、例の列島改造以来のあいつた異常な物価高を抑えるために、公共事業費を数年間、約三年か四年でございまして、前年掘え置きという時代もございまして、それもまた、土地改良が公共事業の中に入つておつたばかりに適用されまして、数年間前年同額ということになり、そうなるとう物価高、諸資材高騰がますますから、むしろ進捗率は下がるというような異常なことから、若干というか相当厳しい状態でございまして、去年、特にことし、そして来年度予算においては、かなり草地改良にいたしまして土地改良にいたしまして進捗を伸ばしておりますので、今後はこれを解消することができると思ひますが、今日、特に最近四、五年の状況は御指摘のとおりであつたと存じます。

○久保 亘君 やつぱりマル南資金にせよ、こういう資金制度を有効に効果あらしめるようにしていくためには、いま大臣が言われましたように、土地改良事業の強力な推進ということがその背景になければならぬと思ひますので、その点については特に要望を申し上げておきたいと思つております。

これは南九州の場合を例にとりまして、五十一年度まででは圃場整備などでもわずかに進捗率は四〇%、総体で四〇%しかいっていないのであります。特におくれております畑地灌漑などの場合には、進捗率が五十一年度まででわずかに七%という例もあるわけでありまして。こういう状況の中で、この資金が農家に對して金融面で役割りを果たそうとしたとしても、農業としては役割りをなかなか果たせない、こういう点があろうかと思つております。

それからもう一つ、これらのものが効果を上げ得ない理由として、一つは外圧的な問題、牛肉や果汁、オレンジなどの輸入拡大による価格の不安定につながる外圧の問題、それから内圧的な問題としては、米の生産調整による転作奨励がきわめて強力に行われているといふことが、この地域の畑作振興に對してはかなり重大な影響を及ぼすの

ではないかと思ふであります。この輸入拡大による外庄と米の生産調整による内庄という立場で、このマル南資金の対象となります南九州地域の畑作振興にどのような影響が出てくると考えておられるのか、この効果を非常に減殺していくような影響を及ぼすことはないかと判断されているのか、この点について御見解を承っておきたいと思ふいます。

○国務大臣(中川一郎君) 御指摘のように、わが国農業が当面する問題としては外庄があるのではないかと、外庄によって先々不安ではないかという御心配もあり、また内庄としては米の生産調整によって畑作に影響を与えるのではないかとという批判のあることは御指摘のとおりだと存じます。しかし、外庄の面につきましては、私はいつも申し上げますように、国内の農業には影響を与えない範囲内での外庄の調整を行う。たとえば牛肉にいたしましては総枠を特にふやすということではなくして、アメリカの関心の深い高級牛肉について配慮をするということであって、畜産振興事業団による買入れによって価格の調整も行うというところでございますので、むしろ私は、大変だ、大変だというムードそのものが農村に被害を与えるのではないかと、農林省、われわれとしては、外庄によって実質被害のないように対処してまいらなければならぬ。今回の調整も、そのような配慮のもとにやりましたわけでございます。

また、オレンジについても、九州方面ではミカン農家が非常に不安がっております。これは六月から八月という全くミカンに関係のない時期に輸入枠をふやすというところで調整をしたつもりでございまして、外庄の影響のないようにしていきたい、こう思っております。

また、内庄でございします米の生産調整でございしますが、これもいかに転作がされても影響のない、すなわち価格政策できちっと決まっております。飼料作物あるいは大豆、甘味資源作物、こういうものはすべて価格政策できちんとしてきてお

ります。飼料作物は間接的で、肉とか牛乳で価格政策があるわけでございしますが、それ以外は直接値段が決まっておりますので、生産調整が幾ら行われても価格に影響はないと、こういうたものやうにとふやしていただくということで、一万五千円でございますが、特に奨励金の額を積み増し、農家に影響を与えない配慮を加えております。

また、そういった転作によって困るというミカンのようなものは転作物の対象としません。ミカンがこれ以上転作によってできませんと現在のミカン農家がまいってしまふということ、ミカンに転作をいたしたとしても奨励金は一切差し上げない、こういう対象作物としないという厳しい措置を講じて守っていく。それ以外の野菜等は一番普通作物として扱っておりますが、これが転作によって野菜農家に価格の面で供給過剰ということから御迷惑をかけてはというので、この点を心配いたしまして、地域地域で需要と供給の関係を見ながら作付面積を決めていく、過剰にならない配慮をするという仕組み、そしてまた、これに徹底した農林省が指導を行って、水田からの転作によって周りの畑作や畜産農家に影響を与えないようにというこのことについては十分配慮してまいりたいと思ひますが、御指摘の点のあることは御指摘のとおりでございます。われわれも十分今後配慮をさらに一層していかなければならない、こう思っております。次第でございします。

○久保直君 生産調整の問題や輸入拡大の問題につきましましては、いずれまた、いろいろ私どもの意見を申し上げる機会もあらうかと思ひますが、農民の受けとめ方としては、こういう内庄、外庄がのしかかっている状況の中でせつかく融資を受けて営農改善に努力しても、将来はきわめて不安であるという心情が非常に強く働いていることも事実であります。で、これらの点については、農業政策上は農民のそういった不安を解消すること、を第一に考えながら資金の効用を期すべきではなかろうかと思ひますので、最大の御配慮を特にお

願ひしたのであります。

それから、なおもう一つの問題は、海外からの輸入の圧力の問題はもちろんであります。今度わが国の畜産物自体の価格が非常に高いということが問題となつてくるのであります。この問題は、確かに生産規模の問題とか、わが国農業の持つております宿命的な一つの生産性の上からの問題があると思ひますが、しかし、流通の面ではいふんまだ改善の余地が残っているのではないかと、こう思ふのであります。特に、南九州地域の場合には、消費地が非常に遠いという面でハンディを背負っているわけでありまして、これについては、先般、この制度が延長されますときに、両院において決議がなされている問題でもありますが、流通の合理化とか、高速輸送の強化とかによって運搬コストの低下を図るために、積極的な施策が講ぜられるべきである、こう考えるのであります。が、現在、流通の合理化による農家、生産者の所得を高めていくという面での対策はどういうふうに進められているのか、今後の方針を含めて御説明をいたしたいと思ひます。

○説明員(佐野宏哉君) お答えいたします。

畜産物の流通の改善につきましては、特に牛肉を初めとする食肉の流通の改善が問題になっておるわけでございしますが、これまで産地におきまして食肉センターの整備とか、消費地における食肉卸売市場の整備、あるいは小売店における適正表示販売の推進等を通じてその合理化、近代化に努めてまいっているところでございしますが、しかしながら、まだ立ちおくれた面がいろいろあることも事実でございします。今後流通の合理化と近代化を進め、私どもといたしましては、卸売価格と小売価格の連動性を確保するということが特に重要であると考えておりますので、五十三年度部分にしましては、部分肉の取引の拠点となります部分肉のセンターの新設とか、あるいは産地における食肉流通の基幹となります食肉センターの整備の促進といった措置を強力に推進することにいたしております。また小売の段階におきましては、

本年一月から東京都におきまして、生産者団体からの小売店の共同仕入れによる値下げルートの新設、あるいは国産大衆牛肉の値引き販売というふうな事業を実施いたしております。以上申し上げましたようなことで、私どももいたしまして、畜産物の流通にはせつかく改善に努めておるつもりでございします。

○久保直君 私は、いまだ申し上げましたように、土地改良の立ちおくれ、それから輸入拡大による外庄、米の生産調整による内庄、流通合理化の不徹底というようなことが、農民の側にいたしますと、ただでさえも条件的に非常に悪い条件にあるからこういう制度をつくらうということやうなこともかわらず、そういう問題で農民はなお農業の将来について非常に強い不安を持っているわけでありまして、これらの点が、一方においてかなり思い切った農民の将来の展望を開くという立場で対策が講ぜられない限り、私はこの制度を延長しなければならぬけれども、延長することによって思ふような目的を達成できない、こういうことを考えておりますので、これらの点については、特に農林省の今後の対策をお願いをしておきたいと思ふのであります。

なお、この際、今回延長になります制度そのものについて数点お尋ねをしておきたいと思ひますが、今回この制度を再延長される根拠は、なおこの資金を借りたという農家がかなりあるということであると思ふのであります。この制度そのものを五カ年として仕切られる理由はどこにあるのでしようか。

○政府委員(大場敏彦君) 先ほど直前の五カ年に、南九州の場合には七八%の農家の認定戸数にとどまった、まだ残余の農家が、この資金の借り入れを継続したいというこの御希望農家が多いということが、直接的な理由であります。

私どもの考え方としては、戸数をこれから五年の間に、南九州の場合には約一万二千戸というものを想定しているわけでありまして、それを五年に限ったというこの理由は、過去最近

数カ年の実績を見ますと、大体それが五年間というものの年数と合う、ちょうど五年ぐらゐでそういった農家戸数が、認定戸数が果たし得るだろう、消化し得るだろう、こういうような考え方五年という年限を切った。直前五年度であつたといふことも一つの参考ではありますけれども、一応直接の基礎といたしましては、五年あれば大体残存農家戸数の御要望にこたえられるだろう、こういう判断で五年ということをお願いしておるわけでありました。

○久保 亘君 それでは、今回延長されました場合の対象農家の農業所得の基準ですね。それから、この制度を使うことによって、営農改善が行われた後の農業所得の目標をどの辺に定めてこの制度を使うとされるのか、その点をひとつ御説明いただきたいと思います。

○政府委員(大場敏彦君) ムル南資金で申し上げますと、これは宮崎県、鹿児島県、やや数字は異なりますが、宮崎県の例で申し上げますと、営農類型によつて違ふわけでありまして、たとえば肉用牛主畜経営というものは、それから野菜主作経営というものは、現在の中庸の水準がおおむね所得水準で言いますと二百万円以下と、こういったこととあります。それから肉用牛主畜の経営飼養規模が二十頭、野菜の場合には百三十アールと、こういったことになっておるわけでありまして、それを目標といたしましては、おおむね所得水準といたしましては二百五十万円以上これを保持しよう。それから飼養規模といたしましては肉用牛主畜の場合には二十頭、それから野菜の耕作規模といたしましては百三十アールというような規模に持つていこうということが当面の目標であります。

それから鹿児島県でございますが、肉用牛主畜、野菜・肉用牛複合経営という類型を例にとりますと、おおむね中庸の水準が百五十万円以下ということになっておりますし、それから飼養規模といたしましては十七頭、それから野菜・肉用牛複合経営におきまして経営規模といたしましては、

作付が百十アール、家畜が四頭と、こういったことになっておるものであります。これを目標所得水準二百五十万円以上に持つていこう。それから飼養規模といたしましては、肉用牛主畜につきましては十八頭まで高めよう。それから野菜・肉用牛複合経営につきましては経営規模といたしましては、百十アールを百五十アールにし、それから四頭という飼養規模を十頭に高めた。こういったことが、当面のこの資金を運用いたしました。鹿児島、宮崎におきます、ただいま申し上げました営農類型の農家をそこで高めていこうという当面の目標でございます。

○久保 亘君 そうすると、これは五十二年度の価格において二百五十万円以上を目指すということであれば、この制度が一応また完結いたします五年後には、当然その時点の価格における農業所得が目標とされなければならないと思つておりますが、それは大体いまの経済情勢を見ながらの辺に押さえて考えられますか。これから五十七年度を終わるときに、この制度を利用した農家の農業所得というのをどの辺まで上げたいと考えておられますか。

○政府委員(大場敏彦君) 五年先あるいは十年先の目標の所得をどれだけにしようかということのとり方でありまして、これはまあ当然その間に御指摘のありましたように物価変動というものがありまして、それはちよつと予測ができませんので、私どもの申し上げた数字は、五十二年現在における物価水準でつまり申し上げておる。その倍率で今後の所得規模あるいは経営規模を拡大していくと、こういうふうに見ております。当然その間に物価変動がありますれば、それを加味した形でスライドしていくと、こういうふうな御理解願つていきたいと思います。

○久保 亘君 時間がありませんので、それじゃ次に貸付条件の改善について、今回の法の延長に当たつて、貸付条件の改善についてはどのような検討が行われてどういうふうな考えておられるのか、具体的に御示しただきたいと思ひます。

○政府委員(大場敏彦君) 今回お願いしておりますのは、認定申請期限を五年延長していただくというところのほかに、一つは貸付対象範囲を現行のものから、種豚を購入する資金をつけ加える。これは北海道でありますけれども、果樹の植栽、育成資金をつけ加える。こういった貸付対象範囲の拡大ということが一つでございます。

それからもう一つは、貸付限度額、これは南九州の例で申し上げますと、酪農・肉用牛につきましては、従来六百万円という戸当たりでございまして、それを五割増しの九百万円、その他五百万円でありまして、これを八百万円に拡大する、こういったこととあります。

なお、そのほかの貸付利率あるいは据え置き期間、償還期間等につきましては、これは今回の改正では改正は考えておりません。

その理由は、現在の償還期間とか、あるいは据え置き期間とか、あるいは利率、そういったものはこの制度の目的だとか、あるいは他の諸種の農業金融制度があるわけでありまして、そういったものの融資条件というもののバランスということも十分考えながら決定してきているということでございます。まあ過去、北海道の場合には四回改正をお願いいたしましたし、あるいはマル南の場合にも第一回改正が四十八年にあつたわけでありまして、その都度必要に応じて借り入れ条件の改善はしてきている、こういったことでございまして、今回は先ほど申し上げました対象範囲の拡大と貸付限度を一・五倍とするということに改正をしたということでございます。

ただ、現実の問題といたしまして、いろいろ償還期間とか据え置き期間とかいふことがありますが、これは個々のケースに応じて必要なら形で弾力的に、もちろんこれはいま定められております償還期限あるいは据え置き期間、そういった範囲内であることは当然でありますけれども、個々のケースに応じて、できるだけ弾力的に運用していきたいということは当然であります。

○久保 亘君 限度額については、前回の法延長後中間において施行通達によつて一遍改正されております。だから、当然今回肉用牛・酪農について九百万、その他の経営について八百万に改正をされるということでありまして、状況を見ながらこれは大臣の権限でやりになることとありますから、その貸付限度額については途中必要があれば改正をされるものと理解をしてよろしくございませうか。

○国務大臣(中川一郎君) 今回の改正は五十一年四月に決まりましたものに五割増しでございまして、まあかなり思い切つた貸付限度額の拡大となつております。しかし、今後とも経済状況その他で改正した額で足りないというふうなことになるれば、また検討はしてみたい。しかし当面は、この額でいけばまずまず満足できる金額ではないかと、こう思つておる次第でございます。

○久保 亘君 それから、この据え置き期間については、四十八年に延長されましたときに参議院のこの委員会においていろいろと質疑がありまして、それに当時の農林大臣や局長が答えになつております。そのお答えによりますと、同じ農林公庫の制度資金であります総合施設資金が二十五年返済、十年据え置きとなつておることと関連をしながら、前向きに据え置き期間の延長についてはぜひ検討したい、こういうことを答へられておるのであります。それだけではないで、当時の小沼局長、この方は「実行上は借り入れ内容によりまして差がございまして、実質上十年にいたした」といふふうな答へをされておることでございませう。こういう答へをされておるのであります。

農林大臣も何回も繰返し、この据え置き期間を十年に総合施設資金と同じような扱いにするということについては、ごもつとも意見であるから、そのことについては前向きに検討いたしまして、五年前にお答えになつておるのであります。が、今回の改正に当たつて、農業を取り巻く状況はなお厳しくなつておるにもかかわらず、据え置き期間が依然として改善されないまま八年で据え

置かれていゝことについては、私どもは非常な理解しかねるところなであります、この点については、据え置き期間を十年に延長するといふことはお考えにならなかつたんでしようか。

○政府委員(大場敏彦君) いま御指摘のありました点の二つは、総合資金との関係もあつたわけでありまして、総合資金は十年でこのマル南資金は据え置き期間八年だ、こういうことで確かに二年の差はあるわけでありまして、御存じのとおり、総合資金はかなりある程度の規模まで貸付農家が達してきている、それをさらに一歩上の段階に自立経営志向農家という形でその規模拡大まで持っていく、言へば中庸規模以上に到達している農家をさらに高度の目標に持っていくといふことで、それが資金の設定の目的であります。そういう意味で資金額もかなり多い、こういったこととあります。一方、マル南資金は、これはいま言うならば、適当な表現であるかどうかは別といたしまして、中庸規模にも達していない、いろいろ自然条件その他経営状態が劣悪なためにまだまだ引き上げてやらなければいけない、まあ谷間のところにいる経営農家を中庸のところまでと引き上げる、その後には次の展開を期待する、こういったための資金でありますから、おのずからその資金の性格、規模というものが異なつてきている、こういったことだろうと思つておられます。そういう意味で、このマル南資金と総合資金と一件当たりの貸付金額も異なつておられます、償還期間だとかあるいは据え置き期間、そういった条件が異なつていて、総合資金よりも据え置き期間が短くなつていて、総合資金は、これは金利体系からしてある程度やむを得ないものじゃないか、かように思つておられるわけがあります。

ただ、現実の問題といたしましては、総合資金据え置き期間十年、あるいはマル南資金八年といふことになつてはおりますが、それぞれの資金を運用するに当たりましては、結局その範囲内で具体的な貸付案件ごとに何年とするかといふこと

は、貸付対象農家の営農の条件がどうなつていゝかとか、つまり償還能力とか、あるいは貸付対象のいろいろ施設の規模だとか性質だとか、そういったことに応じてケース・バイ・ケースで決めていくといふことでございますから、その範囲内でできるだけ、もちろんその八年といふことは超えるわけにはいきませんが、実情を考えながら弾力的に対処していきたい。総合資金もたしか十年といふことにはなつておりますが、必ずしも十年まるまるといふことで据え置き期間を決めているわけではございません。ケース・バイ・ケースで、個々のケースによりましてその据え置き期間の長短を決めているといふことでございますから、マル南資金におきまして、個々のケースに依つてその償還能力といふものを考えながら弾力的にこの据え置き期間を具体的に決定していきたい。具体的に決定していく場合には、これは公庫支店といふものよりも、あるいはマル南の場合には道庁、マル南の場合にはむしろ県庁といふ方々の御裁量といふものもありますので、そういった方々への連絡もよく密にして、弾力的な運営をしていきたいといふふうに思つております。

○久保直君 営農改善計画や作目などによつて、必ずしも据え置き期間が一律でないといふことはこれは当然であります、据え置き期間の上限をどこへ定めておくかといふことは、借りる側にとつては非常に重要なことなであります。この点について、前回の延長のときには同じ農林省から局長は、実質上十年になるようにしますといふことを言つておられます。これは私は、制度上そんなことができるのかと思ひながら、この前回の議事録を見てもらつたんであります。それから「実質上十年にしたい」といふふうに考へておられるところでございます。いづれにしても、できるだけこの融資条件を改善して、農家が借りやすくする、また負担が軽減されるといふふうになつてほしいといふことで努力をしていゝところでございます。大臣もこれを全面的に支持されておられるわけあります。そういうことになりま

すと、当然八割にも満たなかつた、なお一万二千戸の農家がこの資金を利用したいと考へていゝという状況からいゝとすると、据え置き期間の限度は十年に引き上げるということが当然検討されてよかつたのではないかと。

その実行上の据え置き期間といふのは、個々の計画によつて違ふことは当然であります。しかし、十年の限度を持つていゝものと八年の限度を持つていゝものとは、総合資金の場合はやっぱり十年といふ据え置き期間の限度があるために、実行上の判断もそれに従つてやっぱり上へ行つていゝんであります。だから、そのほかにも、農業制度資金は十年の据え置きをやつていゝものが果樹園の改善資金についてもありますし、ほかにも十年の据え置きが幾つかあります。だから、この制度については、前回のそういうような農林省の答弁からいゝても、当然私は今回は据え置き期間を十年にするといふ考へ方が示されてよかつたのではないかと思ふんであります。で、この点については、積極的に農民の負担が軽くなり借りやすくなるという方向で、据え置き期間については目いっぱい農民の立場に立つて実行上の据え置きについても考慮をするといふ立場をおとりになるのかどうか。

それから、大臣お時間がないようですからお聞きしておきたいと思ふんでありますが、政府の政策責任とか、あるいは経済情勢の激しい変動などによつて農家が深刻な影響を受ける場合、農民の直接の責任に帰しがたいそういう状況が生じた場合には、今日円高による不況産業等に対しても政府が積極的な対策を考へていゝるわけでありまして、当然償還の猶予とか減免などについてそういう事態に相応して救済措置を検討されなければならぬ、特に農業の将来の展望が決つて明らかな状況下においては、そういう配慮が大臣の考へ方としては根底にあつていゝるべきだと思ふんであります。いまの据え置き期間の十年の問題と、償還の猶予や免除について経済情勢の非常に過激な変動が生じた場合などに検討されると

いゝようなことについてどうであるか、お考えをお聞きしておきたいと思ふんであります。

○政府委員(大場敏彦君) 据え置き期間の問題であります。かつて農林省の担当局長が、十年と八年といふ比較で総合資金とこのマル南資金との御答弁を申し上げた経緯は、私もいま速記録をちょっとちらつと見たわけでありまして、まあマル南資金の据え置き期間の八年を総合資金並みの十年にそこまで実質上延ばすと、そういうことを必ずしもお答え申し上げていゝるというのじゃないのじゃないか、確かに据え置き期間八年と十年と違ひはあるけれども、具体的な据え置き期間といふものは融資案件によつてその場その場によつて決まつてくるわけ、そのときに極端の差がないような形で、実質的にその落差が起きないような形で運用していきたいといふのが、どうも当時の担当局長の趣旨ではなかつたか、まあ表現が適切であつたかどうかは別であります。そういうふうな理解するわけでありまして、私どももいたしましては、やはり確かに八年と十年といふものの差は制度的には限度の問題としてはありますけれども、先ほど御答弁申し上げましたように、総合施設資金におきましては実是个々の案件によつて決まるわけで、平均といたしましては確かに八年、十年といふものもございましては確かに八年、五年といふものもかなり、三分の一近いものはそういう四年、五年といふものが総合施設資金にもあるわけでありまして、償還能力とかそれは施設の貸付内容によつて決まつてくるわけでありまして、そういう意味で、このマル南資金と総合施設資金、先ほど申し上げました資金の内容、性質が異なるという点は当然として要因として考へながら、実質的な運営におきましては極端な差が起きないような形で農家の便宜を図つていききたい、弾力的に対処していききたい、かように思つていゝるわけでありまして、限度を八年を十年にするといふことは現在の時点では考へていゝないわけでありまして、ただ、今後どうしてもその点が桎梏になつて営農の改善上非常にそれが

じやまになるということがあれば再検討しなければならぬが、過去五年の実績の判断におきましてはそういった考え方は私は現在持っていない、こういったことであります。

それから、いろいろ予期しないような変動、事故によりまして経営の圧迫要因というものが出てきたと、そのためにどうも当初予期したように経営の改善が進まない、償還能力も不足してきておる、こういったことがありますが、これは災害が典型的な例であります、その他そういった例が、いろいろ先生御指摘になったような例がおありになろうと思ひます。そういう場合には、当然やはり償還の延期とか、そういった軽減措置というものは考えなきゃならない。それは具体的なケースに応じて、いろいろ御相談に応じていきたいというふうな思ひしております。

○久保重君 ひとつ大臣から。

○國務大臣(中川一郎君) われわれもできるだけ事態に合うようにしたいとは思ひますが、いま局長から答弁申し上げましたように、何分にも総合資金の金額というのは非常に大きい、この大きいものと、わりあい小さな谷間にあるものを救い上げるものとの金額の差からいって、償還期限というものが二十五年と二十年になっておりまして、これを合わせるのとはどうか、そうなるべくれば、やはり据え置き期間も八年と十年ぐらい差があつてもまあまあバランスはとれているのか、あつては思ひますが、運営面でできるだけということでもありますが、今後ひとつまた償還が厳しく大変だという、八年たつても返せないと、そういう積極的な御意見でもまたありますれば、そのときには弾力的に運営するとか、あるいはまたどうしても全体的に弾力的に運営をしなければならぬという制度が成り立たぬというふうなことも、実態としてありますれば、根っこを直すというふうなことも工夫してみたいと思ひますが、現行としては、この程度でスタートしてもこの資金の運用にはそう支障がないのではないと思ひますが、今後また検討課題として研究していただきたい。

存じます。

また、国際情勢によつて農村が厳しくなるときに何かの応急措置を講ずるべきではないかという御意見でございますが、私も第一義的には国際情勢によつて影響を与えないようにということで、自由化品目についても非常に厳しく諸外国が言つてきておりますけれども、これはもう絶対守り抜いて農村に不安を与えないと。先般も若干の調整を加えることにはいたしました、少なくとも農家経済に影響を与えるものは自由化をしておらないと。言つてみれば、農産品によつて加工しておる、たとえば味の素の調製品、こういったようなたぐいのものは自由化してもいいだろうというところでやっておりますが、落花生だとかコニヤクというようなもの、北海道のイロメといったような農産物、もちろん米麦、肉等についても自由化はしない、あるいは輸入枠の拡大についても実質上影響を与えるようなことはしないというところで、まず第一義的には国際的な影響を農村に持ち込まないにしようというところで対処をしてまいりたい。同時に、国際競争力にも勝てるように常日ごろから体質の改善というところで、土地改良なり、先ほど御指摘もございましたが、金融措置なり万般の措置を講じて、体質、足腰を強くしていくということにしていきたい、こう思つておりました、いま外圧があつたから、金利をどうしようということではない。むしろ、今度の公定歩合の引き下げに基づく金利のあり方等については、物によつては検討しなければならぬかなあということでございます。

それから、償還期限は先ほど私二十年と二十五年と言ひましたが、両方とも二十五年ということになっておるようでございます。これは訂正しておきます。

○久保重君 それじや時間が参りましたので、最後に、いま大臣が申されました公定歩合の数次にわたる引き下げに対応して制度資金の金利については検討しなければならぬものもあるだろう、こういうお話でございましたが、すでにわれわれ国民大衆の側が預金をいたします金利は、近く普通預金の場合には一%になるのであります。定期預金でも一年物で四・五%になるのであります、しかもこの四・五%に三五%の税金がかかるということでありまして、実質的な金利というのは、もう一年物の定期でも三%台に落ちるのであります。そういう状況の中で、制度資金の金利だけが発足当時から全く変わらない、これは大変不合理なことだと思ふのであります。当然この金利の引き下げについては検討せらるべきものであらうかと思ふのであります。住宅ローンについても、金利はすでに切り下げられていっているわけでありまして、農業政策の基本とも言えるべきこれらの金融制度について、当然金利の再検討が行われるべきであると思ふのであります。この点について今回は御検討にならなかつたのはどういふわけか、それから金利引き下げについては積極的のこの農業制度資金については今後御検討になる御意思があらうか、この点を承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(中川一郎君) 御承知のように、こういう公庫資金等の資金は金利が上がつたときにも動かさない、それから下がつたときにも動かさないという仕組みになっております。特に、五%金利といひますと、あるいは四・五%という、公定歩合が上がり市中金利が若干動きますけれども、かなり動いてもまだ相当幅のある金利でありますから、これは市中金利が上下したことによつて操作をしなければならぬ範囲内にはないのではありませんかということ、五%を減るまでは踏み切れなかつた、こういうことでございまして、ただ、そういったものではない、たとえば卸売市場近代化資金といったようなもの、すなわち財投金利の変動を勘案してその金利の改定を行つたものについては、今度の〇・七五%の変動による市中金利等の実態を見た上で対処したいかなあ、こう思つておるところでございます。

○久保重君 私は、金利の問題につきましては、特に日本の中核的な大企業に対する標準金利、プライムレートは、いまこれらの制度資金の金利よりはるかに安いものになつていゝと思ふのであります。だから、そういう点では、零細な農民が自分の生活にかけてそれを借りるこれらの資金について、そういう全体的な金利がずつと下がつていゝるときには当然に再検討せらるべきものだと考えます。これは単に農業制度資金だけではなくと思ひますけれども、しかし、特に農業が今日置かれてゐる状況を考えますと、まず農林大臣がこれらの制度資金の金利の改善について、この先頭に立つてひとつ政府間の意見の調整をされるように、強くお願いをしたいと思ふのであります。その点について、農林大臣がこの制度を生かすという立場はもちろんであります、そういう日本の農業全体、特に零細な農業者の営農改善について努力するという立場で、金利の問題について今後再検討について農林大臣として意思をお持ちになつていただけるかどうか、最後に再度伺ひをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(中川一郎君) 先ほど申し上げましたように、金利の変動を勘案してその金利の改定を行うもの、たとえば卸売市場近代化資金等につきましては積極的に他府庁とも連絡をとつてその改善、合理化に努めてみたい、こう思つております。

○久保重君 終わります。

○降矢敬雄君 北海道寒冷地畑作営農改善資金臨時措置法並びに南九州畑作営農改善資金臨時措置法の改正につきまして、これは俗にマル寒資金、マル南資金と言われて大変期待をされてきたところでございますが、過去数次にわたつて延長改正をされてまいりました点から見まして、これは当初の計画どおり、期待どおりには進捗をしないので今日に至つておるということになりましよう。いろいろ問題は多々あるように思つておりますけれども、それはそれとして、この両資金は両地域の営農にそれなりの効果をもたらしている点で評価できます、さらに当初の計画に向かって、今回、延長改正されることは賛成でございます。

いまして、意見を差しはさむ余地はこのこと自体はございせん。今後この改正延長によりましていろいろ馬力をかけて運営をされていかれるわけでありませうけれども、そのことに関連をいたしまして大変心配になる点が多々ございしますので、以下、これらにつきましてもいろいろ御意見を伺いたいと思ひます。

まず第一でございしますが、先ほど久保委員から御質疑がございましたように、貸付条件のうちこれは金利についてでございます。マル寒制度資金につきましては昭和四十八年改正のとき、法定金利五%、土地改良四・五%をそのまま改定をされずに継続をいたしてきております。今回もそのまま据え置かれるようです。先ほど大臣の御答弁の中で、上がったときも上げなかった、下がったときも動かさなかった、こういうような御答弁でございしたけれども、四十八年以降は特にこの公定歩合等を含めまして金利体系が大変激変をいたしてまいりました。もう目の先に今回の〇・七五の公定歩合の引き下げに伴ひまして、いわゆる日銀のガイドラインと言つてもいいんでしよう、けさほどの報道にはすでに預貯金金利の改定につきましても報道をされております。これは当然公債関係の金利も改定をされなければならぬと、ある新聞によりますと、政府関係金融機関の基準金利も〇・五%引き下げられてまして七・一%になるというふうな報道をされております。

で、このまま今回の改定でも金利が据え置かれまして、これはもう十数年にわたつて全然改定が行われないうことになりまして、言いかえますと、当初この法定金利五%のところと、今回おおむね〇・五%の改定を見ますと、当初受けておりました金利差の利益、これが完全に失われてまいりますし、今後五カ年間そのまま置かれるということになりますと、なおさらそういう心配が出てきておりました、大変りっぱな制度もそのことだけによつてその意義がこれは削減をされるという心配があるわけでありまして、したがって、今回の金利改定がもうすでに現実なもの

になつてきておる際に、この法定金利、土地改良金利がそのままでいいのかどうか。私は改定をされるべきであらうというふうな思ひますけれども、その点いかがでございませうか。

さらにあわせて、先ほど申し上げましたように、政府関係の基準金利も下げられます。当然これは下げられると思ひます。そうなりますと、同様に公庫資金の農業制度の基準金利につきましてもこれは当然手直しをされなければならぬ時期にあるというふうな思ひますけれども、この点についてのお考えもあわせてお伺いをいたします。

〇説明員(佐々木重二君) ただいま御指摘がございましたように、四十八年以降確かに金利情勢、大幅に激変してまいりました。四十八年以降金利が上昇過程にありますときに、農林漁業金融公庫の一部資金については金利の引き上げも行われたわけでございします。先ほど大臣が申し上げましたように、御売市場近代化資金等一部の資金につきましても、他の政府関係金融機関の基準金利、財投の金利、そういつたものを勘案しまして、四十八年以降逐次上昇してまいつておるわけでございします。こういった一群の金利につきましても、やはり金利の下降局面におきましては、先ほど大臣から答弁がありましたように、検討をする必要があらうかというふうな考えますけれども、ただいま問題になつておりますマル寒、マル南資金につきましても、過去の金利上昇局面におきましても据え置いてきたと、こういう経緯がございまして、今回そこまで引き下げるといふことは必ずしも適当ではないのではないかとこのように考へておるわけでございします。

〇降矢敏雄君 基準金利はいかがですか。

〇説明員(佐々木重二君) 基準金利と申しますか、他の政府関係機関、中小企業金融公庫あるいは医療公庫でありますとか、そういうところの金利が長期プライムレートに連動をすると、それが農林漁業金融公庫の類似の資金に影響を与えるというふうな関係はございします。そういう関係で動

きますものが先ほど申し上げましたような御売市場近代化資金等でございます。

〇降矢敏雄君 どうも基準金利につきましても、これは時間もありませんので、この基準金利につきましてもプライムレートとか何とかいうふうなものもありませうけれども、やはり農業の制度資金として当然これは吸収コストも下がってくるわけでありまして、基準金利につきましても、ひとつぜひ検討をいたしたいと思ひます。

第二に、貸し付けの対象範囲でございしますが、種豚が今回入りましたけれども、育成豚は入らなかつてもいいんですか、この点の考え方はいかがですか。

〇政府委員(大場敏彦君) 種豚を対象にして、なげ肥育豚を対象にしないかというお尋ねでございしますが、公庫資金はこれは御存じのとおり、長期低利のかなり固定化するというようなそういう資金というものを対象にした制度融資でありますから、そういう意味では種豚といふのはかなり固定化すると。これは当然肥育豚と違ひまして固定化するということ、対象にしたわけでありまして、もう一つ積極的な意味といたしましては、これはマル寒地帯にせよ、あるいはマル南地帯にせよ、地方の衰えということが最近非常に問題になつておるわけでございします。連作障害、そういうことも批判されているわけでございしますが、そういうことも複合経営の利点といふものをこの地域にさらに導入するといふ意味からも入れたということが、積極的な理由としてはもう一つあるわけでありまして、そういうわけでありまして。

肥育豚の問題でありますけれども、これは御存じのとおり、子豚を買つてきて肥育して成豚として出荷するせいぜい三、四カ月、三カ月程度のものでありますから、非常に短期の資金である。その間に要する資金としてはいわばえき代等の運転資金であるといふことから、いわゆる長期にわたつて固定化するといふようなそういう資本投下ではないという意味で公庫の資金制度にはなじ

むものではないのではないのか、これは、むしろ系統資金の方になじむということで系統資金の方に依存する、そういう交通整理のものじゃないか、こういうふうな私どもは考へて種豚に限定したというふうな経緯であります。

〇降矢敏雄君 いわゆる資金にも一貫性というものがあろうかと思ひますし、やはり一応種豚を入れますと、育成の場合には他の資金ということになりますと、なかなか農家もちよつと混乱するといふようなこともございしますので、さらに御検討をいたしたいと思ひます。

さらに、先ほど御質問がございましたけれども、この両制度、資金、大変これは時宜を得てなかなか優秀な制度であるというように私は本質的に考へております。今後これが意欲的に行われて、酪農、畜産、果樹の経営について充実振興が図られてまいります。どうしてもひつかりま

す点は、農産物の輸入拡大が一方において行われる、さらに稲転が強力に実施をされていく、こういう二重奏が、どうしてもやばりこういう積極的な面と、逆にこれらに水をぶっかけていくような状態をこれは憂慮せざるを得ないわけでありまして、ですから、これはまた改めて重ねてお伺いをいたしますが、これらの問題とあわせてこの両制度の将来の需給関係、さらには価格に及ぼす影響、そういうものをどのように御判断をされておられますか、お伺いいたします。

〇政府委員(大場敏彦君) 私どもこの制度を延長する今日の意味といたしましては、北海道、それから南九州の大畑作地帯、日本の畑作を担う政策地帯であります。それを今後大いに振興していく必要があるだろう。日本農政の課題の一つとして自給力あるいは自給率の向上ということが言われておりますが、その最たるものはやはり畑作物であらうと思ひます。ことに大豆だとか、あるいは麦だとか、あるいは飼料作物、そういうところの生産力の向上、自給力のアップということが今日の課題になつておるわけでありまして、そういう意味で、そういうものの生産

を担うマル南地帯、あるいはマル寒地帯というものの振興をこの制度もひとつお手伝いしようという意味で、御延長をお願いしているということであります。

そこで、いま御指摘になりました生産調整という関連、あるいは外国との関連、こういったこと、先ほど大臣がお答えいたしましたのが、私、構造改善局長でや分が過ぎるような物の言い方になって恐縮でありますけれども、畜産にいたしましても、あるいはオレソジその他の果樹にいたしましても、やはりできるだけ国内で必要なものは国内で賄うのだというの、これは農林省の基本であります。ただ、足りないところを外国から輸入する。肉にいたしましてもそういうような形で、まあ私、前任は畜産局長であつたわけで、肉を例にとつて申し上げますが、そういった基本方針で貫いてきたつもりであります。今回の日米の処理もそういった原則を踏み外してはいないというふうに、当時の担当者としては理解しておるわけであります。そういう意味で、国内でできるだけ賄うという基本ラインに沿つて、その中でいま申し上げました両地域の畜産が大きな分野を占めるわけでありますが、振興を図っていく。

それからもう一つは、米の生産調整という形で、これは非常にむずかしい、苦しいインパクトを両地帯にも受けていただかなければならない非常に苦しい環境ではありますけれども、やはり具体的な作物の選定に当たつては温州ミカンとか、あるいは茶だとか、そういった需給が非常に心配されるものにつきましては、これは転作物から一応外したかつて対応していただく。そのかわりに、いま申し上げました飼料作物というようなものあるいは大豆だとか麦だとか、これから大いに日本の自給力等を高めていかなければならないところにこれらの生産の方向を傾斜していただく、こういった形で対応していく必要があるのではないか。

蔬菜等につきましては、これはむやみやたらにやりますと非常に問題が起きるし混乱が起きます

から、やはり具体的な蔬菜の種類なりを考え、また、地域の需給状況ということもあわせ考へて慎重に対応していく。もちろん伸ばしていく必要はあるわけでありますが、よく考へ、需給事情というものをよくにらみ合わせながら伸ばしていく、こういった対応をしていく必要があるのではないか、かように思っているわけであります。

○降矢敏雄君 御答弁の中で、国内で賄えるものは国内で鋭意賄つていく、この基本的な考へ方を信賴をいたしまして以下御質問申し上げますが、この二つの制度で今後ますます官農改善が図られていくわけでありまして、もう一つやっぱりどうしても当面心配になる点は、乳価の保証価格、それから指定食肉の基準価格の問題でございます。この決められよういかんによつては、せっかくいい融資制度がございしても生産意欲を全く喪失しかねない結果を招来する。さらにはまた、返済に大変事欠くというような事態をも招きかねないわけであります。農林省も審議会で諮る直前でございまして、いろいろ答弁にも問題があるかと思ひますけれども、これらの安定価格の決定のほう直前でございまして、基礎的な考へ方について、ひとつ心配になります。点を御質問を申し上げます。

大変素朴な意見でございますが、えて、農家はもう本当に素朴に物事を理解をいたしてまいりますから、これはぜひお考えを聞かしていただきたいと思ひますが、私ももうそのほうですが、保証価格、基準価格の基礎資料、基礎のとり方、これは大変どうも複雑に、私はあえて過ぎるというふうに実は思ふのです。これはいろいろ不満が出てきますと、農家もわかりませんから、理解ができませんから、大変これに対して不満を持ち批判を持つということになります。これは、やっぱり農家が誇りを持って生産にいらしむということをこれも阻害をいたしてまいります。そういう意味で、価格決定方式はできるだけ単純化の方向が好ましい。けれども、長い期間いろいろ農林省も積み上げてそれぞれの基礎があつて今日的方式

が生まれておるわけでありまして、一概にというわけにはいきませんけれども、私も検討いたしまして単純化される方法は幾つかある、こう思ふのですが、まず一定の方式を確立して、できるだけ単純化していくという考へ方についてはいかがでございますか。

○説明員(佐野宏哉君) お答えいたします。

三月末に決定をいたしました畜産物の行政価格の算定方式につきましては、確かに先生御指摘のとおり、物によつていろいろ算定方式を採用しておりますが、大別いたしますと、牛肉と豚肉とは算定方式としてはほとんど違いはございませんで、基本的には同じ骨格の算定方式でございます。それに比べてますと、加工原料乳の保証価格の方はやや趣を異にする算定方式をとっていることは、先生御指摘のとおりでございますけれども、しかしながら私も考えますのは、実はこういう算定方式の違いが由来するものは、実は役人が好き勝手に考へていろいろ算定方式をとつておるというのではなくて、肉なり乳なりのそれぞれの商品の特性あるいはそれぞれの商品の特性に適した価格支持の仕組み、そういうものに規定されて、やむを得ずこういう異なった算定方式をとつておるというのが実態であると、私もはそう考へておりますので、価格支持のやり方につきましては、少くとも現在の価格支持制度を前提にする限りは、たとえば乳と肉の価格算定方式を同じようなものにするということは、ちょっと無理なのではないかというふうに考へております。

○降矢敏雄君 御答弁の中にやむを得ずというよな言葉がございましたけれども、どうも結果的にはやむを得ずではないように聞こえます。すなわち、以下、ひとつ考へ方について伺ひたいと思ひます。

原料乳の保証価格でございますが、この調査対象地域、言いかえましますと資料をとる対象地域は四十一一年からずっと変遷をいたしてきております。五十一一年度以降は北海道と岩手県で調査をされた

と。五十三年度はどういふふうに変えられますか。

○説明員(佐野宏哉君) 加工原料乳の保証価格の算定の基礎になる生産費をどの範囲でとるかというところは、これは加工原料乳の不足払い制度ができました以来、ずっと主として加工原料乳の生産に依存しておる地域の生産費をもとにして計算をするということにいたしてまいりました。そのマルクマールといたしましては、直近五年間の市乳化率の平均が五〇%未満であるということとを尺度としてまいりました。この尺度を当てはめますと、五十三年度の保証価格につきましては、北海道の生産費をもとにして保証価格を算定するということとなります。そうする予定であります。

○降矢敏雄君 北海道一導で調査を決めていくと、こういうことでございまして、確かに調べてみますと、農林省の資料によりますと、北海道の加工原料乳の認定数量につきましてはおおむね八五%ぐらい、もつと大半を占めておられますから、一応御意見はわかぬわけではございません。けれども、その他の県も一五%実はあるわけでありまして、前回の委員会でも、北海道の丸谷委員恐縮であります、ワイン検討会で、一県だけでこれは聞きすぎてならぬと、こういうようなお話でございまして、私もそれは理解ができるわけでございますが、やはり一五%の地域を切り捨てるということについては、これは一考も二考も要する問題であるというふうに私は考へます。しかも、これは北海道だけの保証価格ではなくて、これは全国の酪農家の保証価格を決めるわけでありまして、ひとつ決定まで一五%切り捨てではなくて、また、いろいろ経済関係も違つておりますから、比較的小規模の酪農家につきましても切り捨てというふうな批判、不満を与えませんように、最後までひとつ御検討をお願いしたいと期待をいたします。

次に、適用労働賃金のとり方でございしますが、どうもこれも、私も理解ができませんし、まして農家も大変これは理解ができない。実は原料乳の

生産費に占める労賃についても、これは五十年年度の決定米価の労賃、それからこの原料乳の飼育家族労働賃、さらには自給飼料生産家族労働賃、全く違うわけですね。同時にまた、これから決定をされまます畜産価格の労賃につきましても、これは全く違うわけですね。そうなのではないかというふうなふりに、善意に、前向きに理解をして理解ができそうな気もいたしますけれども、やはりこの辺は単純明快にできないことではない。それぞれの内容によってその労賃のとり方が違う。絶えずこの数値も違ってくる。中では調整係数なんというのを掛けることもあります。この点に関するお考え方がですか。

○説明員(佐野宏哉君) 実は加工原料乳の保証価格を算定する場合に、家畜の飼育管理の労働と飼料作物を生産する労働とで、確かに家族労働賃の評価の方法を異にしておるわけですが、これは私もが何か非常に小さな論議をもてあそんで区別するようにお耳ざわりに聞こえておるのかもしれないが、実は加工原料乳の保証価格の計算方法というのは、元来は統計情報部が生産費調査をなさるときに生産費のとり方を基本的には踏襲をするということをやつてまいつたわけですが、その労働の終年拘束的な性格でございまして、か、そういう特殊事情に着目をしていまして、何とかその統計情報部がおやりになつてゐる労賃評価のやり方よりも有利な労賃評価のやり方ができないかという御意見が非常に強うございまして、その、そういうやり方を伝統的にとつておることとでございまして。

それで、いささ法的にはそういうことでございしますが、私もといたしましては、現在の保証価格の算定方式、その家族労働賃の評価の問題も含めまして、現在の保証価格の算定方式のもとで酪農の再生産が順調に進んでおるといふふうに考えておりますので、まあごく微細な点とはかくといたしまして、基本的には現在の保証価格の算定方式というのは踏襲していつてしかるべきもので

はないかというふうに考えております。

それから調整係数のお話でございましたが、調整係数は、豚肉につきまして需給調整係数というのを御用ひしておりますが、これは豚肉が牛肉の場合と異なりまして、必ずしも恒常的に不足分を輸入するといふ、そういう前提で価格算定を行つてゐるといふわけではないという事情によるものでありまして、ただ経緯的には先生御高承のとおり、豚肉の場合の調整係数というのは、決して生産者の皆さんに不利になるようなときに働かせたこととでございまして、その点は御心配に及ばないというふうな思つております。

○降矢敬雄君 大変好意的にやつてゐるんだというふうな御意見でございすけれども、さらにまた、順調に生乳の生産が行われてゐるからいいんだというところでありましても、理論的にどうもその点いろいろ論議を呼ぶところとでございまして、まあ好意的といふことがあながちいいのかどうかといふことにもこれは出てまいります。

特に私が指摘をいたしたい点は、飼育家族労働賃、これは通例のものをとつておりますけれども、自給飼料生産家族労働賃については、これは農村雇用賃金をとつております。これは私は、どうしてここで分けることがおかしいと。ことに自給飼料でございすから、飼育労働投下の上にこれは自給生産の労働投下を行つてゐる。あえて言うならば、これは付加労働的な要素を持つておりますし、一連のものとでございす。自給飼料生産家族労働賃が低きに抑えられていくといふことは、どうもそれで生産が十分順調に伸長してゐるからいいんだとか、大変好意的な労賃のとり方であるといふふうにはこれは理解ができない。これはまあここまて来て審議会にかける直前でございまして、いろいろ農林省内部においても検討されてきておるところでありましようし、やはりこれは単純明快な方向で、もうこれ以上追及いたしません、さらに御検討をひとついたしてください。課題ではなからうかといふふうに思ひます。お願いをいたしておきます。

それから乳脂率の問題につきましても、どうも考え方の問題がいろいろございまして、私もどうも理解ができない。これは五十二年の政府決定を例にとつてみましても、一頭当たり搾乳量四千六百五十一キログラム、乳脂率は三・五五%でございす。これを基準乳脂量の三・二%で逆算をいたしましてまいりますと、乳量は五千六百六十キログラムに相なるわけであります。そうすると、この生産費、生産コストというのに大変な影響をこれが与えてくるわけとでございすけれども、この辺のお考えはいかがでございすか。

○説明員(佐野宏哉君) 乳脂率の問題につきましては、これはさうばらんにお話ししますと、別に何も三・二%でなければいかぬといふことはないわけとでございまして、要するに特定のパーセントにリンクして決めておかなければいかぬといふだけのことでございす。それじゃ、いかなるパーセンテージを起算点としてとるのがいいかといふことでございす。これは従来から生乳の取引におきましては慣行的に三・二%というところが取引慣行として定着をいたしておる。その中で、役所がことさら異を立てて別のパーセントを起算点にとるといふこともいかなるものかといふ、そういうことで三・二%といふふうにしております。

○降矢敬雄君 それでは希望意見を述べておきます。実は補給金につきまして、三・二%を基準として〇・一%上がりますと一円の加算をされる。けれども、これを実際の数値からいたしてみますと、一円では生産費に対する影響、コストに対する影響はこれは補えません。したがつて三・二%、これは結構でございす。まことに結構です。したがつて、この加算につきまして検討をいたしたい。同時にあわせて、三・二%の基準率でありまますからこれは当然のこととすけれども、一つにおいては三・二%で換算をした乳量に対して補給金を支給するとか、やはりこの二つをどのよう、いわゆる生産者に不利にならないよう

な、先ほど好意的なといふこともございしたけれども、これらを基準にひとつこれをせびさらに検討をいたしたいと思ひます。希望をいたしておきます。

○説明員(佐野宏哉君) 行き違ひがあつてはいけませんのでちよつと断りをしておきたいと思ひますが、実は私もが定めております基準取引価格は三・二%を基準にして定めておりますけれども、実は基準取引価格といふものの性格は、御高承のとおり、基準取引価格を下回る水準で取引が行われれば農林大臣は勧告をすることはございすけれども、基準取引価格以上で取引される分には当方としては一切介入しない。それからまた脂肪率の格差につきましても、農林省としては生産者と乳業者との間の当事者間の契約で決められるといふことを期待して、私もとしては脂肪率格差について特に役所が決めるということはいたしておりませんので、その点行き違ひがあつてはいけませんので確認をしておきます。

○降矢敬雄君 いろいろ指導の面もございすから、さらにまた検討をひとつ願ひたいと思ひます。

次に、豚肉の基準価格の計算方式でございすけれども、これは畜産農家の売買価格の平均をとつておられます。ですから、この面からいけば売買実勢方式といふふうな言われるかもしれない。また逆に、需給実勢方式だといふのですが、どうもこの辺もよく理解できない、もつと単純にできないのだからかといふ気持ちがありますが、まあこれもいろいろ積み上げてございす。ただその中で一点、上位価格を上回つた額はカットをされておるわけですが、この理由についてお伺ひします。時間もあれでございすから端的にひとつ。

○説明員(佐野宏哉君) 上位価格を突破しております場合にいわゆる頭切りといふことを行つておりますが、これは元来、価格安定帯の制度から見てあつてはいけなことが起こつた、あつてはいけなことが起こつたときの価格を翌年度の行政

価格の算定に反映するのはおかしい、そういう理由でございます。

○降矢敏雄君 実は、あつてはおかしいというのがあつた方がいいんです、結果的に。実は私は、この畜安法第三条第四項に明確に、この安定価格は、原料乳、指定肉類については再生産を確保することを旨として、こういうふうになつてございまして、したがって、生産方式でおおむね農林省の数値をもととして計算をいたした数値と、それから売買価格実勢方式でカットされた分をカットしないでやってみますと、ちょうどほぼ同じになつてくるわけなんです。カットされた分だけ引き下がるわけなんです。何かが起こつたんじゃないかと、結果的には大変おもしろい数値が出てくるわけでございます。けれども、これはさておきまして、やはり時間がございますのでこれでも希望を付しておきますが、需給実勢方式にしても売買実勢方式にいたしまして、やはり再生産が確保されなければ順調に生産というものは伸びていきないうわけでありまして、ですから、特に売買価格実勢方式では、これは理論上からも、えて、再生産の確保からこれはもう外れる結果が出ることは否定ができません。そういう意味で、ぜひひとつ生産費というものを重視をしていろいろ価格につきましても検討をいたしたい、過去五年間の平均均というのは、私は激動期においても問題はあり、経済の平靜な場合においてはその必要がないし、やっぱりこの五年間というのにも検討をさるべきではないかというふうに思ひますので、これも希望をいたしておきます。

次に、豚肉の安定基準価格を中心に上位、下位それぞれ一〇％差を持つております。牛肉の場合にはこの差が一四％、これはどういう理由でこの一〇％と決めておられるわけですか。

○説明員(佐野宏哉君) 牛肉の場合の一四・一％というのは、過去の時系列データから計算をいたしました標準偏差によるものでございますが、豚肉の方は、昔はいま牛肉について申し上げたのと同様の考え方でやつておつたのでございますけれども、途中から何となしにその安定帯の幅を定めろという御要請がございまして、何と申しますか、やや理屈に合わない数字になつておるといふ感じはいたしますが、まあそういうことでございまして、

○降矢敏雄君 何となしに、どうも私もそんなふうに理解しておるわけですが、実はこの問題はやつぱり何とはなしには済まされたい問題は大変含んでございまして、特に昨今、そういうふうなことは私に思ふんです。というのは、安定帯の上位を越えまして、当然輸入牛肉等の関税にこれは関連をいたしてまいります。したがって、この安定帯のあり方につきましては、輸入を正當づけるために故意に農林省がしておるのではないかと、この満から、批判がこれは現に生まれてつづいてございまして、したがって、何となしにということでも済まされたい多くの問題を抱えております。特に輸入外圧等の多いときでございまして、これらの一〇％、一四・一％の安定帯の決め方につきましても、恐らく従来から来てそういう意味があるわけではなくて私は理解をいたしておりますけれども、ひとつ十分畜産農家が政府・農林省を信じて生産に励みおしめるように、これらにつきましてもさらに御検討をひとつちょうだいをいたしたいと思ひます。

○説明員(佐野宏哉君) いまの問題で、ちよつと私がやや不謹慎な発言をしたために誤解を招いたかもしれないが、上位一〇％が決まりましたのは現在の豚肉の関税減免制度ができるよりはるか前でございます。ございまして、関税減免制度を廃止しやすくなるために一〇％にしたという上のようなことは毛頭ございせん。ありていに申し上げますと、畜産振興事業団にできるだけ早く買出し出動をさせたいという生産者団体のたつての御要求がございまして、パーセントを縮めたのでございまして。

○降矢敏雄君 私が申し上げておるものは、当初から本質的に申し上げているように、大変どうも複雑な計算方式ですからなかなか理解ができない。そうすると、この方が早く生まれておるわけですが、けれども、いま外圧を受けておつて、大変これは一〇％、一四・一％を理解ができていないから、あえてそういう不満から批判が出ておる点もひとつ考慮に入れて、当面の問題として御検討をこれもいたしたいというふうに申し上げておるわけでありまして。

そこで私は、時間もいろいろでございますが、最後に流通体系の問題でございまして、これは肉類の流通体系に政治家がメスを入れるとどうも首が危ないとか命が危ないなどというようなことも、過去において言われてまいりました。今日はそんなことはないと思ひますけれども、そういう形態なしといたしません。けれども、これはやはり政治、行政が勇気を持つてこの流通体系には取り組みませんと生産者には不満が出る、消費者にも高い物を買つてという不満が出る、これはやつぱり大臣もしばしば言明をされておられますように、流通体系はこれは勇気を持つて政治も行政もひとつ取り組んでいかなければならぬ大きな課題だといふふうに考えております。これは各県において行われておりますし、政府もお考えのようでありまして、これらの助長につきましては、さらに意欲と勇気を持つてひとつこれをお願いをいたしておきます。

で、もとへ戻りますけれども、この融通制度で、特に極端なこれは農業保護政策のものであります。申し上げましたように、一方においては別な要素で圧迫材料も大変ふえております。これは総理大臣も農林大臣も所信表明で表明をされておりますように、やつぱり畜産農家、酪農農家、農業従事者が誇りと自信を持つて生産に励みおしめること、このことが大変重大であります。今回決まられます基準価格その他につきましてもこれを大きく左右するものでございまして、どうか誇りが持てますようにそれそれ検討をされて、万全の態勢でひとつ審議会にかけられますように期待を、お願いを申し上げます、私の質問を終わります。

○委員長(鈴木省吾君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時十二分開会

○委員長(鈴木省吾君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案の質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○丸谷金保君 本日当委員会にかかつておりますこの臨時措置法、三月末で期限切れになるといふことで、その延長と同時にあわせて果樹及び種豚、それからまた政令の方におきまして、枠の拡大といふふうなことも一・五倍程度行つたといふ趣旨説明もございまして、われわれもこのことにつきましても多年要望してきたことでもございまして、前向きに法律の改正案が出されたことに對しては高く評価をし、この点について大臣以下関係部局の御努力、そういうものも評価いたしまして、この法案そのものには賛成をする立場で、ただし、この機会に二、三関連する問題について御質問をいたしたいと存する次第でございます。

大臣が委員当時の中川言行録、特に委員会において発言された中で、酪農振興について欠けておるものは融資制度であると、したがってこれにメスを入れて、農地管理事業団については九十年からの償還期限でやつたらどうかという面期的な意見もあつたのです。これは畜産ばかりではありませんが、わが国の農政はもう少し金融制度にメスを入れる必要がある、こういうことを、昭和四十年の四月の二十六日の委員会で委員として質問をなさつております。質問というのか、最後にということですから、これは一番最後に結論として

てこういうことをやったらどうだ。きよう出されてきましたこの改正案は、そういう中川委員が当時から持っており、農業振興に対する金融制度に画期的なメスを入れるという路線に沿って、大臣になったので勇躍御提案なされたものと信じますが、そういうふうな理解してよろしいんでございましょうか。

○國務大臣(中川一郎君) 昭和四十年といえますと私が代議士になった翌々年、実質的には翌々年からの時期だったと思います。当時、速記録にもあろうかと思いますが、金融について、当時の北海道の農務部長でございました安田貴六さん、いま代議士になり、休んでおりますけれども、その人に金融の話聞いたところが、非常に複雑多岐でしかもめんどろなことが多過ぎる、やはりこれはもう少しわかりやすい農業金融というものをやうって農民に对应しなければならぬという気持ちを持ったのは、その当時確かでございます。現在もそういう気持ちで、その後政府内ではありませんでしたが、総合金融制度という画期的な弾力的な制度もできたのも、そういう声が皆さんの共感を得たものだとか高く評価をいたしておるわけでございます。この仕組みもだんだん融資枠等も大きくなり、かなり画期的なものになったと、こう思っております。そのほか全体的にもまだ整理統合して、よりよいものに、もう少しわかりやすいものに、しかも単純なものにしたいという気持ちはいまも持っております。

今回のマル寒、マル南資金に当たりまして、融資枠が当時としては五十万円ぐらいではなかったかなあという感じを持っております。今日これが千何百万というところまでまいった、千四百万でございますか、北海道におきましては、特に酪農が中心でございますから、かなり伸びたなあという感じを持っております。この仕組みは、そういった総合資金のようなもので対処できないものと低位にある、先ほど局長が説明申し上げましたように、谷間にある方々を中庸まで持つていくという仕組みでございまして、これが金融のすべて

ではありませんが、谷間を救うのにはいい仕組みであり、効果もあり、最後の仕上げとしてあと五年間これを延長してやるのが、非常に今日の北海道あるいは南九州の皆さんのために役立つことであらうと、こう思っており、当初思っておった気持ちも加えながら、今度の改正に積極的に乗り出して御提案申し上げておるということでございます。

今後とも金融については、さらに一段とよりよいものに仕上げていきたいなあ、こう思っておりますことも申し添える次第でございます。

○丸谷金保君 実は、そういう大変高邁な理想を持つておられる大臣が就任したので、金融制度というふうなものはこの十年間に相当よくなっているかと思つたんですが、複雑なことにおいては依然として、これは土地基盤整備事業における資金制度の便覧だけでもこんなにあるんです。とても覚え切れるものではない。これが農業金融全体になると大変なんです。その中で三十年というのが一つあります。電気導入、これらはもう段々ど終わっちゃつていようなもので、あとせいぜい二十五年が手一ぱい、こういうことでは、長期のやはり農業の展望というふうなものには、依然として昭和四十年当時と制度的には変わつてないんではないかという気がいたします。この点について大臣いかがですか。

当時とは確かに枠は、金額はふえました。しかし、金額はふえたといつても、これは物価の上昇もございまして、狂乱物価もございまして。きょう御提案のマル寒資金などはその点では大変いい方に改正の前進を見ておりますが、農業金融全体から見ますと、まだまだ大臣が当時考へられたようなところとはほど遠いというのが現況だと思ひますが、これらひとつづつ積極的に、複雑な現在の農業金融をもう少しわかりやすいものにすると同時に、何といつても三十年で三十回しか勝負できない農業でございまして、御承知のように他の業界と違ふ非常にサイクルが長い業種でございまして、これらの各種の融資制度、もう三年とか五

年とかというのとはたくさんでございます。こういうのをひとつ取りまゝとめて、もう少しわかりやすく単純なものに変えていくというお考えがあるかどうか、ひとつ大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○説明員(佐々木三君) ただいま、公庫資金の償還期間につきまして二十五年というのが短過ぎると、こういう御趣旨のようでございますけれども、現在公庫資金の平均償還期間というものを実績でとりますと、四十九年度には十六・八年、五十年十六・六年、五十一年度十四・九年というようになつておりました。現在の二十五年という償還期間は必ずしも短いものではないというふうな考へておるわけでございます。

○國務大臣(中川一郎君) 確かに農業金融は複雑でございますし、けさも皆さんと相談してもう少し簡単なものにならないのかと――整理をいたしますと、そうむずかしいはないやうなんです。言つてみれば、三分五厘の資金というやうな非常に安いものを中心にして、これは土地取得という、これは諸外国でも、ヨーロッパなどでも土地取得資金というのは非常に安い優遇された措置になつております。それから土地改良資金というやうなもの。その次には五分資金というので個別経営改善、マル寒、マル南総合資金というやうなもの。それから六分五厘の補助金というやうなもの、あるいは中小企業に近い共同利用近代化資金というやうなものが七分五厘ということになつておりました。よくよく見てみるとそう複雑にはなつておらないやうでございますけれども、何とかこれはもう少しだけが見てもわかりやすい仕組みというものを少し工夫をしてみたいという気持ちには十分持っております。

これは、党においてもそういう声が非常に強うございまして、長い間にできた仕組みでございますから急にはなかなか大変ではございますけれども、長期的に工夫をしてみたいという気持ちを持つておることを申し添える次第でございます。

○丸谷金保君 いま審議官は、二十五年でだんだんよくなつてきたというふうなことを、それは事務的にはそれでございましてよろしいけれども、私がいま大臣に質問しているのは、大臣自身が少なくとも九十年ぐらいの償還期限のものをやりたいなと思つておられる、審議官に質問しているのじゃないんです、これは。こういう中川言行録に対して、これは委員会で行つておるのですから、あなたがいま二十五年、だんだん長くなつたと、そういうものと次元が違ふんです、いま私の質問しているのは。そういう点について、勇気を持って政治的に大臣ががんばるといふ、ひとつ決意のほどをお聞きたいと思ひます。

○國務大臣(中川一郎君) 当時九十年と言つたことは確かでしょう、速記録にも載つておることとでございます。ただ九十年と言いますと、親子三代ぐらいかかるのじやないかなという感じもいたします。そこで、まあ九十年は気持ちであつて、やはり長い方がよろしいと思ひますし、単純化されたことがいいこととでございますから、九十年はいざ知らず、金融についてはもっとわかりやすく、しかも条件のいいものに改めていきたいという気持ちは変わつておりません。

○丸谷金保君 それで、大変制度としてもわかりやすくなつてきたというお話でございます。実はマル寒のこの関係について、私、一つ実例を持つておるんです。ここに、貸付適格認定申請書というのがございます。これは北海道の中川郡池田町の友重さんという方が出した申請書です。これは私の隣組でございまして、私が農協の保証人をいふのもやつておりますので、こういうことの貸し付けの条件のときによく相談にあずかるんです。このとき大変非常にむずかしい、こんなむずかしいものをとてこれは友重さんには書けないので、われわれも知恵をしぼつて営農計画というふうなものを書き上げました。しかし、結局それは作文です。こういう作文がずっと重なつてきたやつを、御丁寧にたくさんの方が判を押して、貸し付けが決定するまでにはやがしばらく時間がか

かるんですがね。

これは担当の方にお聞きしたいのですけれども、いままでこういう資金の計画が出て、営農計画がそのように進んでいるというふうな実例があったら、ひとつ教えていただきたいんです。われわれの知る範囲では、大体つくるときからこんなふうには無理だと思いついて出している申請書が多いので、ところが実際に担当の方では、いや、なるほどこの資金を貸して計画どおりにうまいったというふうな実例がございましたら、そういうのをお知らせしていただいて、これからのひとつ研究にさせていただきますと思います。

○政府委員(大場敏彦君) 一つは、効果の問題とありますが、もう一つは、資金の借り入れ手続がいま御指摘のありましたように非常に複雑ではないかという御指摘もいろいろあります。後者の借り入れ手続が複雑ではないかという御議論については、特に私どももそういう議論は聞いておりません。聞いておりませんが、しかし審査の合理化とか、あるいは申請書の様式等の簡素化については、これは従来も努力はしておりますが、できるだけこれは大臣の御趣旨にもありましたし、簡素化のための努力はしていきたいと思っております。

ただ、この営農計画をいろいろ詳しく詳細に立てるといふことでございますが、これは御存じのとおり、単に金を貸すということだけが目的ではございませんで、実は金を貸すというふうな手続と並行して、むしろ営農指導員あるいは改良普及員というものがそういう農家というものを発掘して、そうして農家を拾い上げて指導しながらそれへ金を貸す。金を貸した後もそこで切れるというのではなしに、その後の営農についてアフターケアをするというところに、事前事後にわたる営農指導というところにむしろ制度の大きな意味がある、半分はあるというふうに私も理解しております。そういう意味で、営農計画をきちっと作成する、それを達成するというところにいろいろ

る努力が、精力が注がれているというところは事実であります。これはそういう詳しい営農計画でありまして、個々の農家の方々に手負えないという場面もあるいはあるかと思ひます。そういう場合にはやはり改良普及員、営農指導員が実際は計画作成の段階において、手取り足取りしたかつこうでいろいろ指導するというようなことはこれは必要じゃないかと、かように思っております。

それから効果、営農面がうまくいっているかどうか、計画がうまくいっているかどうか、こういったことでございますが、目標達成農家というものをみますと、かなりの農家において営農類型ごとのこれは目標をつくって、それを達成するための御努力をお願いしているわけでありますけれども、その達成状況は必ずしも悪くはない。北海道の例をとってみますと、四十三年から四十五年にこの資金を借り入れた農家がちょうど五年ないし十年にその目標達成期限が到来するということがありますから、五十年時点ですべてをレビューして判断してみたいわけですが、これは道の調査であります。道の調査であります。酪農それから畑地帯、畑と酪農を両方やる人、あるいは肉牛、いろいろ営農類型を立て目標を設計しているわけですが、そういう目標を設計して達成した農家の戸数の割合をみますと、全体割合で北海道の場合には九三・二%、こういったことになっておりますので、決して目標達成の状況は悪くはない、かように思っております。

○丸谷金保君 それは悪くない、九〇%という達成率だといふのですが、計画書に対してそういう達成率になっていきますか。たとえば町村ごととって見ましても、確かにこの計画ですと何年度までちゃんと借金なくなるようになっていく計画なんです、ほとんどが。しかし、実際にこれらのマル寒資金をいままで借りた農家が、この計画書のように、牛はふえたかもしれない、あるいは施設はやつたでしょう、トラクターを入れたでしょう。しかし、そういう点では計画どおりにいつ

ているかしらぬけれども、これには償還計画が一緒についているんです、こういうふうな償還していきまうというやつが。大体十年なら十年でどういふふうに、これは必ずしもマル寒資金だけではなくて、この計画を出すときには農機具の購入のほかに、自作農資金であるとか天災資金とか、全部をこういふふうに戻して、何年度には借金がなくなりまうというふうな計画なんです。トラクターが入り牛は入ったかもしれないんですが、この計画どおりに借金が本当になくなっていきますか、九〇%も。こういう計画を出しているんですよ。

○政府委員(大場敏彦君) 個別の農家の例をとってみますれば、その個別農家が何年か先に達成すべき経営内容というものと現実の到達した経営内容というものは当然いろいろ差があるということとは、これはあり得ると思うのです。全部が全部描いた設計どおりになったということになるのは、逆にある意味においては不自然なことかもしれない。ただ私が申し上げましたのは、各経営類型別に到達すべき所得水準とか、あるいは経営規模とかといふものを設定しているわけなんです。それが何年か先に到達した戸数が大体こういうことになっているというところで、おおむね所期の目的は達成しているというふうに評価していいのではないかと、このことを申し上げたわけでありまう。

それから、借金がかなりあるということも御指摘になりました。それは、確かに北海道農業の場合には一つの問題点であります。これは酪農にいたしましても、あるいはその他の畑作経営にいたしましても、かなりの設備投資を機械なりあるいは畜舎なりあるいは家畜なり土地基盤なりといふことが投資しておりますから、これは債務といふものがふえてきているというところは、これは事実だろうと思ひます。これは否定申し上げません。ただ、債務がふえたといふことだからといって、経営内容がブアになったといふことでは決してございませんで、それに見合う資産といふものが当然あるわけでありまうから、それとの関係で

経営内容がどうなっているかといふことをやっぱり判断する必要があります。

ただ、一般論から言いますれば、非常に経営規模拡大した農家がそれだけのかなりの資本投下をした、それをフルに回転し切っているかどうかという点については、いろいろやっぱり問題があり反省をしないやらない点があるということは事実だろうと思ひます。

○丸谷金保君 ちょっとかみ合わないんですが、農林当局の方では計画どおりにうまいっているかと、私たちは現場からの報告によると計画どおりにいっていない。これはここで水かけ論でございしますが、いずれまた改めてこの問題は、ひとつ双方の資料を突き合わせてやらせていただきたい。農林省に上がってきているこのマル寒の資金の計画のように、帳じりがきちんと合う農家なんというものはほとんどないんですよ。あなた、いまそこで何ぼうまくいっているかと、うまいいっているやつで、それは報告を受けているといふことであらう。うまいいっているかといふことではないかと、あなたが足で農村に入つて農家の人に聞いたわけじゃないですか。そういう報告を受けているといふことなので、これはもう水かけ論になります。

それから、この場合は私がいろいろ保証している、具体的な数字を出しても差し支えないと思ひます。一般的な貸し付けの問題と違ひますが、このときはトラクターを入れるのに実はマル寒資金を借りた。トラクターがファーガソンで二百四十万なんです、五十二年の十月現在で。もう相当に価格差益とかいろいろなものが出てきているし円高になってきている、それからそういういろいろなことからかみ合はして、どうもトラクターの値段が高いのでないかといふふうな実は私感を受けています。正確なファーガソンじゃなくてフォードです。フォードの三六〇〇、一体これがアメリカから入ってくるまでの横浜の港着の値段というのは幾らぐらいなんです。

○政府委員(野崎博之君) ただいま突然の御質問でございますので……

○丸谷金保君 関税込みで。

○政府委員(野崎博之君) 後でまた調査して御報告いたします。

○丸谷金保君 この点については質問を留保させていただきますが、どうも少し高いんじゃないかと、いふうに私は感じますので。

それで、ただこれを例として私持ち出したのは、この農業は牛も何も飼っていないんです。で、きわめて負債が少ないんです。面積は九ヘクタールで牛も飼っていないので、ほとんどこの現況の中で借金らしい借金というのは幾らもございませんで、二百万程度なんです。今度初めてこのトラクターを入れるわけなんです、これは九ヘクタールでトラクターを入れさせるということにも、いろいろ各経由機関がたぐさんありますが、これも私問題があるだろうというふうに思いますが、それにしても、牛を飼っていないからまだこれはこういふ状態なんです。しかし、マル寒資金の大半というのは、酪農家なり肉用雄牛を扱っているところの方が多くわけです。しかし、そういうところで、いまあなたうまいっていろいろおっしゃいましたけど、実際には全然そんなにうまくはいってないんです。

たとえば、大臣のお隣の村の大樹町、この肉牛生産組合、二十戸くらいでやっておりますが、この陳情をこの間受けました。相談も受けました。一戸平均二千万の借金をしています。もちろんいろいろな資金を借りているんです、マル寒も。それから中春別、ここでは中春別農協の酪農家、平均乳牛が五十三頭で、しかもそのうち搾乳牛が大体三十五頭以上、平均乳量は五千キロといえますから、まあよくがんばっている方です、農家としてですね。非常に搾乳量も平均よりも多い。こういう酪農地帯は平均の借金が三千五百万もある。そうして年々大体百八十万ないし二百万ずつ借金が増えていく。これは確かにマル寒だけ見て

いくと減っていくことになりまして、プロバ一な金だとか組勘だとか、いろいろなことの借金が今度ふえていくわけなんです。これで局長、うまいっていいというふうなことでおっしゃいますか、そういう実態で。

○政府委員(大場敏彦君) これはマル寒だけの問題ではございませんで、北海道の大規模経営、ことに酪農経営が多いわけでありまして、そういう経営における負債の存在をどう評価するか、かなり大きくなるということであろうと思えます。

平均的に見まして、北海道で借入金状況を見ますと、四十六年と五十一年の間にどういふ推移をしているかと思えます、これは平均でありますから、もちろんこれより大きいものもありますし小さいものもあるわけでありまして、いわゆる買掛金、未払い金を含まないものが一農家当たり四十六年で百八十二万あった。それが五十一年には四百六十万ぐらい、約二・五倍ぐらいいなっている、こういふ実績があるわけでありまして。これは平均でありますから、ことに経営規模が大きいところ、それから酪農家というところは、これよりはるかに負債の額が大きいということは事実だろうと思われたいです。

ただ、負債の額が大きいということによって、直ちに経営がうまくいっていないとかいうような断定をするのは、私はちょっと問題があるのじゃないか。やはりその経営規模を拡大する過程において、あるいは自己の経営を體質改善する過程で、借入金によって農業投資を行っているという場合が多いわけでありまして。多いのですけれども、そういうった農家は、農業経営が順調に回っているという限りは、投資に見合う収益があつてそれを償還しているというところで問題がないと、かように考えているわけでありまして。

ですから、先ほども御答弁いたしましたように、酪農家なんかの場合には経営規模を拡大する過程において、やはり畜舎だとか、あるいはサイロだとか、草地基盤の問題だとか、あるいは家畜

を導入すると、そういうったことに伴うやはり資本が固定化すると、結果として債務がふえていくというふうなことはこれはよくあるということ、そのこと自身私は経営がうまく回っていないということにはならないのじゃないか。ただ、それが災害だとか、あるいは経営がどうもうまく回らないで回り方が鈍くなったというときに、その経営に債務の圧力が加わっているということは事実でありますけれども、単に債務があるということだけで、それはむしろ反対の資産があるわけでありまして、そのこと自身で経営の悪化を指摘するのは、必ずしも私は当を得ないというふうに思っています。

○委員(鈴木省吾君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員(鈴木省吾君) 速記を起こしてください。

暫時休憩いたします。

午後一時四十六分休憩

午後二時十二分開会

○委員長(鈴木省吾君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

○丸谷金保君 ただいまの局長の答弁を聞いていますと、営農形態がそれぞれ違ふんで借金がふえているから必ずしもうまくいっていないとは言えないと。確かにそういう面はあると思えます。これは財産がどんどんふえていって借金もふえた場合とはいいんですが、しかし、この中春別や大樹の状況というのは、財産がふえて借金もふえているのじゃないんです。いいですか。一定の設備投資をした、この段階では国の指導に基づいて、多頭飼育という方針に基づいてやっておるわけなんです。そうして、その結果一定の負債と一定の財産ができた。それから負債がふえ始めているという現状なんです。そういう場合があつても当然だといふことになりませんか。

○政府委員(大場敏彦君) 北海道の畑作農家、酪農家を中心とした経営規模拡大の過程においていろいろな投資をした、そのために負債がふえた。それが経営規模拡大の過程でありますから資本が十分に回転し切っていない、そういう意味で収益が十分に上がり切っていない。そのために債務が経営圧迫要因になる。それから、あるいは災害等そういった思わざる事故によって経営がうまくいかなくなるというために経営の圧迫要因になっているというところは、これは間々あるし、それは一つの私も北海道農業の大きな問題点だといふふうに認識しております。決して北海道農業が債務の問題はないといふことを申し上げているわけじゃないので、大いにそれはあるというふうに私どもは認識しております。

○丸谷金保君 あなた、最初九十何%はうまくいっていると言ったじゃないですか。そう思っているんですか、本当に。

○政府委員(大場敏彦君) 先ほど私が戸数で比率を出しましたのは、各営農類型を立てる、目標を立てるわけでありまして。その場合の所得水準がどうだとか、到達すべき経営規模はどのぐらいになるだろうとか、耕地面積とか、頭数とか、そういうものを立てて、それへの接近を試みるために金を借りるわけでありまして。そういう目標を達成した農家の割合が九三%ということを、道庁の調べであります。そう聞いておるといふことをお答えしたわけでありまして。

ただ、現実の問題として、これはマル寒資金を借りた農家だけではなくて、むしろ債務が大きいというのマル寒農家よりも――マル寒資金というの、むしろ中庸より下のところの農家を中心の、中庸以上の経営規模拡大をしている農家の方に債務というものは大きく累積しているという実態があるのじゃないかというふうに思っているわけでありまして。

○丸谷金保君 あなた、やっぱり実態を知らない

んです。大体自創資金、マル寒資金、天災融資と、農家はいろんなのをほとんどみんな借りてい
るんです。大体においてこういうふうな負債の
多い農家というのは、そういう実態をもう少し少
く調べてください。そうすればいいような答弁
にならないと思うんです。非常に深刻な負債の重
圧にあえぎつつあるというのが、現在の特に北海
道における酪農の実態です。牛を飼ってない、余
り設備投資をしていないところは、ただいま私が
例に挙げましたように余り大した負債なくやつて
いる。大臣、それで、こういうふうな莫大な負債
を抱えている農家が特に酪農関係に多い。それを
局長はいま、設備投資や財産、土地取得というふ
うなことであつた負債ならやむを得ない。それは
もちろんそうでしょう。しかし実態は、それ以上
にどんどんむしろ負債がふえていく原因が金利
の重圧になっているというのが実態です。これら
をこのままにしておいていいのかというのが一
点。

それからもう一つ、ちょうどいま乳価の季節で
す。こういう実態を踏まえて、限度数量の問題や
乳価の問題を大臣として勇断を持ってやっていた
だかないと大変なことになる。これらの点につい
ての御所見を伺いたいと思います。

○國務大臣(中川一郎君) 北海道農業、わけでも
酪農家が負債の重圧で苦しんでいるという実態
は、私も認識をいたしております。その基本をな
すものは何といたしても建設段階である。先ほど局
長が言いましたように、施設資金等が主なもの
ではあります。それだけであるかという、それ
だけではない。やはり運転資金等もあるいは借り
かえ資金等であり高い金利の系統資金がある
というところに着目をいたしまして、数年来、私は負
債整理というものをやらなければ北海道の酪農家
はよくならぬと主張いたしまして、乳価決定のた
びに、乳価もさることながら借金、重圧は大変で
はないか、借金の実態を持ってきなさいと言つた
のですが、なかなか持ってきてない。なぜ持てこ
ないのかと聞いたたら、農協の人が来て、いや農家

はやはり利口ですからそんな借金はありませ
ん、という話が農協の責任者からございました。
ところが、農家の人が怒って、そんなばかなこと
があるかという対立になりまして、聞いてみたこ
ろが、これを整理されたものでは農協の金利収入
がなくなるというので、農協の人が負債はないと
いうようなことを言つたとか言わないとかとい
うような実態があるぐらゐの経緯を経まして、二度に
わたつて負債整理をいたしたわけでございます。
特に昨年でございましか、まず北海道の酪農
経営で——今年度でございましか、昨年の乳価
決定のときに決めておりました、全体の枠約一千億、こ
れは肉その他も含めておりましたけれども、系統資
金の金利の高いものについてはこの際一切整理し
ようではないかと、実態調査をいたしまして対処
いたし、いま酪農家を初めとして、あの負債整理
は非常に助かつたと喜ばれておると思つてござ
います。しかし、また今後出てきたり、あるいは将来
またいろいろな事情で出てくるようなことがありま
すれば、そういう措置は講じて、少なくとも金利
の下敷きで農家の皆さんが苦しむということに
は万全を期してまいりたいと、こう思つておるわ
けでございます。

なお、それに関連をいたしまして、乳価並びに
限度数量をどう取り扱うかというお尋ねでござい
ますが、乳価につきましてはしるべき計算方法
もございまして、審議会等もございまして、各
方面の皆さんの意見を聞きながら再生産を確保す
るという法律の趣旨に基づいて適正な価格を決定
いたしたい、こう思っています。限度数量につきま
しては、昨年もかなりオーバーをいたしまして、限
度数量の改定はできませんでしたが、これに準じ
た措置ということで措置を講じましたが、ことしも
できるだけのことはしたいと思ひますが、昨年よ
りはまた事情が、脱脂粉乳を事業団が買い上げる
と——生乳にして九万トンから現実過剰きみであ
るというむずかしい問題もありませんが、できるだ
けのことはしたい、財政当局その他とも関係があ
りますので、できるだけのことししたいと申し上げ

げる程度でございしますが、いまこれは全部どうす
るという段階にはまだございせん。今後また皆
さんの御意見を聞きながら最終案を得たいと、こ
う思ふ次第でございします。

○丸谷金保君 融資の關係については、大臣から
前向きにそういう実態をさらに調べて考慮する
うこととございしますが、ぜひひとつそれらはも
う少し実態を踏まえてやつていただきたい。な
お、設備その他に多額の投資をかけたと言つてお
りますが、たとえば大樹の平均二千万、何にも設
備なんかにかけてないでできた借金なんです。よ
肉牛の値段が下がって、一遍あれ整理資金で出た
けれども、またふえてきているんです。ですか
ら、そういう実態を、ただ単に設備投資をしたか
らふえたんだというふうな短絡的なことでとらえ
ると大変なことになりますので、その点はひとつ
十分注意をしていただきたいと思ふ次第でござい
ます。

それから、ただいま限度数量の問題について
も、昨年も何らかの措置をとつたし、ことしも大
臣としてもできるだけのことをしたいと思つて心
配して、こういうことでございしますが、実
はいま粉乳の問題がはじまりましたが、五十二年の大蔵
省の関税局の発表によりますと、五十二年の一月
から十二月です。学校給食用の脱脂粉乳が、た
いま大臣の言われた額と同じくらしい生乳換算で九
万三千六百二十二トンも入つてきているんです。
まだ学校給食にこんな粉乳を使わなきゃならぬ
んですか。これ一体どうなんです。事業団で買
つたと言ひますけれども、何にも買わないでもそ
れを回せば、これはこれだけ輸入しなかつたて済
むんじゃないですか。もう学校給食なんていうもの
に粉乳を使う時代じゃないと思うんですが、まだ
こういうことが行われているんですか。

○説明員(佐野宏義君) お答えいたします。
飲用向け、要するに学童に飲ませるものにつ
ましては、ごく極端な離島のようなところを除
きまして生乳に切りかえが完了しております。いま
丸谷先生御指摘のございました学校給食用の脱脂

粉乳が輸入をされておるといふのは、学校給食の
パンに添加をいたします脱脂粉乳あるいは調理用
に利用する脱脂粉乳が輸入をされておるわけで
ございます。それで、これに国産の脱脂粉乳を充
当すれば一遍にけりがつくではないかという御指
摘でございしますが、学校給食会の方は、父兄の負担
を軽減するためにできるだけ安いものがほしいと
いうことでございまして、国産の脱脂粉乳につ
きましては、御高承のとおり、安定指標価格を基準
としてその近傍で取引をされておると、そういう
実態でございしますので、まあ安いものをほしいと
いうことでやむを得ず輸入をしておるといふこと
でございします。

○丸谷金保君 大臣、輸入貿易管理令という法律
があります。この第三条の第二項で、外国から入
れるいろいろなそういう製品については主務大臣
の同意を必要とする事項があるんです。乳製品は
これには該当しないんですか。

○説明員(佐野宏義君) ちょっと条文はいま私手
元につけておられませんのであれでございしますが、
学校給食用の脱脂粉乳の輸入につきましては農林
省も協議を受けております。

○丸谷金保君 そうすると、この管理令によりま
すと、主務大臣といへば農林大臣ですね。農林大
臣が同意をしなければ入つてこないことになつて
おるんです。片一方でそれだけ余つたのを畜産事
業団に買わせた、こう言つて、そんなことしな
いだって、これ同意しないと一言言えればそれで済
むじゃないですか。限度数量の問題も約半分はこ
れで解決するでしょう。決断、大臣でございせん
か。

○國務大臣(中川一郎君) そういうことをやつて
やれないことはないと思ひますが、余りにも国内
の値段と外国からの値段が違ひまして、これに対
して父兄や消費者の皆さんがどういった反応を示
すかということも考えなければならぬところで
ございします。
まさにこれも理解と協力で、父兄の皆さんがい
や高くて結構ですと、やっぱり国産品を理解し

てあげましよう、こういう合意が得られれば結構であります、いままで安い物で、これは相当値段の開きがあるだろうと思いますが、数字はどれくらい開くか、後で事務当局から御説明させますが、かなりの開きがございます。こういったこと、文部省を通じて、父兄その他が御理解いただくならば早速やりたいと思いますが、これからまた研究はしてみますけれども、いままでの大臣が踏み切れないで来たのは、あるいは農林省が踏み切れないで来たのは、まさに消費者であります父兄、特に学校へ通っておられる子供を持つ親というのは、血の出るような苦勞をしながら学校に通わしておるわけですから、今度は高い物になりましてということでは御納得がいくならばぜひやりたいと思いますし、納得がいくかどうか、これはひとつ私も工夫をしてみたいと存じます。

○丸谷金保君 必ずしも消費者に高くない方法があるのじゃないですか。畜産事業団が原資で九万トン抱えているというんでしよう。その原資、畜産事業団にあるんでしよう。これらの活用は大臣の権限でできるんじゃないですか。畜産事業団が抱えているから、金あるんでしよう。

○国務大臣(中川一郎君) でありますから、それに莫大な財政負担をして、そして安売りすればできないことはありませんけれども、抱きます理由は、いずれ市況が市況といいますが、需給のバランスがよくないときに放出するという仕組みであって、これを安売りするために事業団が抱えているものではない。仕組みがそういうことでできておりません。

○丸谷金保君 その仕組は、大臣が決意すれば変えることはできるんじゃないですか。

それから、実はそれに関連してこの不足払いの方式ができて、限度数量の問題で大臣はこういうことを発言されておるんです。「加工原料乳として使われる限りは、買い上げにならないような事態が生ずることはないという話でございまして、まず安心しておるわけですが、もう一回その

点確認をしておきたいと存じます。これも四十年の四月の農林水産委員会において中川農林水産委員が不足払い問題について、限度数量がもしも将来多くなつて買い上げにならないときどうだという質問に対する松垣政府委員の答弁を聞いて、中川委員はこういうふうに申されました。ただ、これはちよつと微妙なところがあります。というのは、さらにそうした再質問に対して松垣政府委員は、「非常に微妙なところでございしますが、微妙なという意味は、限度数量を定めますが、それはしないのと同じであるというわけにはまいらぬ」と、大変微妙な答弁をしております。

しかし、当時はどちらかというと、生産を刺激して限度数量が努力目標だというふうな形の中で議論が展開されております。そのことは私はこれを読んで率直に認めますが、しかし中川大臣のこのときの質問の意図は、むしろ将来余ったときを予見して心配した質問をされております。そしてそういう場合も買ってくるんだらうと、そういうことで安心して答弁を終わるということと終つております。ところが、当時そういうことを予見されて余った場合どうするんだと、余った場合もこの制度からいって当然買わんだらうというふうな強主張されていた大臣が、現在その立場に立つたんですから、よもや限度数量の問題を、たとえば粉乳、外国の安いのが入ってきたら、消費者が云々というふうなことですりかえて、国内の牛乳生産農家が困るようなそういうことをするのは万々あるまいと信じますけれども、御所見をひとつ伺いたいと思つます。

○国務大臣(中川一郎君) 確かにこの不足払い法案ができてきたときに私が質問に立つて、限度数量を決めるとそれをオーバーした場合はどうなるのですかという質問をいたしました。当時の情勢はまだまだ増産をしなきゃならぬと、そして市乳地帯にも近づけるようなしつかりした酪農家をつくらなければいかぬというときでございまして、それから、設定した限度数量よりオーバーすることもあり得ると、その場合はどうなるのかということの

質問でございました。それに対してまあまああの当時は、一応数字は決めるけれども対処したいなあとという答弁であつたらうと存じます。しかるがゆえに、私はここ数年、限度数量をオーバーしてもこれは何とか不足払いと同じ仕組で農家に支払われるようにと、私は政治家として努力をしてきたつもりであり、実現もしてきたと存じます。

ただ、ことしの事情が違いますのは、限度数量が単にオーバーしただけじゃなくて、九万トンというものを政府が買わなければならぬ、全体として需要を上回るといふ異常な事態にまで達しても、その当時限度数量をオーバーするしないという議論はしてなかったのではないかと、その事態に対しては新たなまた考え方を持つべきである。ちよつと食糧も同じでございまして、米がないときにつくった仕組でございまして、米がないと約限度数量というのをお渡ししてうまくやつておつたのですが、最近では約限度数量をオーバーした米は一体どうなるのかと、ちよつと不足払いと同じ仕組がございまして、この場合でも、政府が必要とする米以外に買ひ上げないということを決めております。食糧というものは必要米を對象とするものである。限度数量も同じように、必要とするものを對象とするという思想でやつぱり一貫しなければならぬのではないかと。特に生産調整をやつてなおかつ過剰になつた場合でも、いわゆる限度数量というものは米でも守つておりますし、やはり必要なものを對象とする限度数量というものは、それだけの意味があるものだらうと存じます。

しかし、ただ理屈だけではなくして、せつかくできた牛乳オーバー分についても何とかこれに準ずる措置を講じたいという気持ちを持っておりますが、理屈で言えばそういうことになる。必ずしもやらなきゃならぬというものではない。当時は、国内の必要なものが全体として非常に低いところにあつた。そこでオーバーした分はどうなるかと。これは何とか考えなきゃならぬでしよ

うということでしたが、すでに国では、必要とするものをオーバーした分も何でもいから全部買ふのだという理屈には相ならないのではないかと、こう思います。理屈と実態とその辺をどう調和するかが、これは政治の場であらうと、こう思う次第でございまして。

○丸谷金保君 いま大蔵大臣は重要な御答弁をなさつておるのでございますが、確かに米の場合も国内の消費の減退、生産のオーバーというふうな問題、生産調整に入っておりますし、そうすると、牛乳の場合も限度数量をオーバーしたものを必ずしも買わなければならぬという法的な責任はない。しかし、ほとんど牛乳をふやせというふうな指導奨励してきた政府が、それじやいまいから生産調整をまた米のようにやるんですか。

いまの御答弁聞いてみると、いかにもそのように聞こえますが、まさかそんなことないだろうと思つたのです。つくらしておいてわれわれ責任ないんだ、しかも加工原料乳というのは一定のところ売らなきゃならぬように法的に決めているんでしよう。その場合でなかつたら補償の、不足払いの對象になりませんわね。そうしておいてできやつと、ふえた分必ずしもわれわれがそれに対して責任を負わなきゃならないということはないんだということになれば、それじゃ牛乳生産はもつと国内で減らせということになるんじゃないですか。一方で、しかも外国から粉乳をまだ買つていて、同じくらのものを。しかも、畜産事業団の金でそれを抱えている。これくらいの操作が、政治的な責任においてできないんですか。

○説明員(佐野宏哉君) お答えいたします。まず、政府が増産を指導しておつたにもかかわらずというお話でございまして、現在の牛乳生産の水準は、五十二年で約五百七十万トン強でございまして、これは私どもが定めました第三次酪農近代化基本方針が想定しております速度よりも相当速い速度で増産が行われておるわけでありまして、私どもが第三次酪農近代化基本方針で申し

この先生が、自分の言っていることは間違っているとはっきり物の本にも書いてあるんですよ。なぜ農林省だけがそういうことを改めようとしなないんですか。そのこと一つだけひとつ。

○政府委員(野崎博之君) やはり先ほど申し上げましたように、果樹農業振興審議会ではいろいろ専門家の先生が多数お集まりでございまして、その結果、そういうふうな多数の御意見を集約して決められたわけでございまして、これは尊重をしましてまいりたいというふうに考えております。

ちよつと、先ほど丸谷先生から言われました機械の価格の問題でございまして、これは輸入メーカ―それから全農につきましても問い合わせたのですが、これは企業秘密に属しているのだから教えられないということでございますが、通関統計を見ますと、これは五十馬力以上の全機種平均でございまして、大体CIF価格が二百二十万圓ということになっております。その上に輸入税それから輸入金利、通関の手数料等が加わりますし、実際に販売するに当たりましては、国内の組み立て料、それから部品の追加に要する費用、それから流通費用と、そういうものがこの上に乗っかって加わってくるということでございます。

○丸谷金保君 いまのその機種の問題では、平均では全然参考になりません。それはわかりだろうと思ひます。私の質問に答えていることにはならないんで、そういうふうな受けて、また後日に譲りたいと思ひます。

○藤原房雄君 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案、これにつきまして若干の質問を申し上げたいと思ひます。

最初に、過日大臣の提案理由の説明の中に、この法律を延長したいと、その必要があるんだという理由として、二両畑作振興地域内には、度重なる災害の発生等により未だ安定経営に達しない農業者が数多く存在し、また最近における農業をめぐり情勢の変化にかんがみ我が国主要畑作地帯である北海道及び南九州の畑作振興地域

における農業経営を安定させる必要性が高まっていること等今後とも本資金制度を継続する必要があると、このように述べておられるわけでありますが、ここでまず大臣の「最近における農業をめぐり情勢の変化にかんがみ」という、大臣は、具体的にこのことについてはどういう認識でこのようにお話しになられたのか、最初にお伺いしたいと思います。

(委員長退席、理事青井政美君着席)

○国務大臣(中川一郎君) 災害が九州方面あるいは北海道でも起きておることは御承知のとおりでございますし、また「農業をめぐり情勢」と申しますのは、何と申しても農家の所得が他産業に働く人に比べてまだ低いのではないかと、この情勢が一つあるかと存じます。さらに、外国からも輸入したいという声もありまして、それよりはむしろ国内の消費者から、もっと安い物を供給してほしいという要請も一方でございます。したがって、これらにもこたえ得るような農業に持つていかなくばいかぬということも一つの諸情勢であらうと存じます。

こういつた諸情勢に対処して、北海道や南九州の特殊な地域においては経営にあえいでおる非常に厳しい農家がまだ残っておりますので、それらに対応する措置としてこの法案の延期をお願いした、こういうことであらうと存じます。

○藤原房雄君 また、この地域の「畑作振興地域における農業経営を安定させる必要性が高まっている」という、これは私ども同じような認識に立つわけでありまして、「農業経営を安定させる」ということは、まあいろんな総合政策というものが必要だろふと思うんでありますけれども、その中の一つとしてこの制度も非常に重要な意義がある、このように思ふわけでありまして、大臣どうでしょう。

○国務大臣(中川一郎君) 全くそのとおりでございます。経営を安定して、誇りと生きがいのある農業をつくらうということでございます。まあ誇りと生

きがい——誇りと言へば、農業に携わつてよかつたなあ、国民の皆さんから喜んでもらえる食糧というものを安定的に供給するとうい仕事についておるといふ誇りであり、また人間らしい生活ができる生きがいと、これらがともに成立する安定した農家への一助として——これだけではもちろんできません。土地改良、農業基盤の整備、構造改善、価格政策、いろいろありますが、その大きな柱としてこの法案は重要な内容を持つものと考へておる次第でございます。

○藤原房雄君 この制度は、ほかのいろいろ似た制度があるわけでありまして、中庸以下の方々をレベルアップしようということで、また非常に自然条件の悪い中での畑作に携わつておる方々ということ、これはこれなりの意義があるだらうと思うわけでありまして、私どももこの制度の延長というか、さらにこれを安定させるということには賛成するわけでありまして、いま大臣、農業をめぐり情勢がどうこうというところに、自分の都合のいいような二項目か三項目ちよつと挙げただけですけれども、これはもう内外ともに非常に厳しい情勢にある。特に畑作につきましては、まあいままででない、かつて日本の農業の中で味わつたことのない大変な厳しい情勢の中にあるだらうと思ひます。特に、自然条件に恵まれない北海道、南九州、こういうところにおきましては、相当な苦難の道を歩まなければならぬ。そのためにも農業経営を安定させるということになりますと、相当な手当てをしなきゃならぬ、このように思ふわけでありまして。

で、今回のこの制度を五年延長するということが、また各限度額を引き上げるといふ、こういうことを中心としてこの法案が出されたわけでありまして、四十八年に改正になりました一部改正のときには、この四十八年のときには乳牛と肉牛、これが入つたわけですから、そういうことで、四十八年からこの五年間、この制度が先ほど午前中九州の方の実績等について御報告があつたやうであります、北海道にとりましてこの制度が改正

後、四十八年から五年間どれだけの実績といたすか、効果をもたらしたかという、これについて御報告をいただきたいと思ひます。

○政府委員(大場敏彦君) 四十八年から五十二年の北海道におきますマル寒資金の認定計画戸数とその実績と、それから貸付見込額と実際の貸付決定額というものを対比して御説明申し上げます。

四十八年から五十二年のわれわれが予定いたしました認定戸数は五千戸であつたわけでありまして、それに対して、これは一部見込みが入りますが、四十八年から五十二年の実績認定戸数というものは四千三百三十二戸ということで、パーセンテージは八二・六％であります。

それから次に、貸付決定額と計画額との対比であります、四十八年から五十二年にかけてわれわれが見込みました北海道の資金計画は、百四十億というところに対して実績は百二十二億強でありまして、八五・一％、こういう状況であります。

それから効果、これはどういう指標で効果を測定するか、それからこの資金だけの効果はどうなんだというふうな技術的な問題がありまして、非常に分離抽出することはむづかしいということ、前提にいたしまして、ある指標で御説明申し上げますと、北海道の乳用牛の飼養状況は、これは当然のことではあります、四十六年の十四頭戸当たり飼養頭数から五十一年の二十五頭というふうになり、着実に規模拡大というものを歩んでおる、こういうこと言えるわけでありまして、それからもちろその過程で、いろいろ債務が経営圧迫要因になつておるというふうな問題も同時に起つておる、こういうことはありますけれども、経営規模拡大というものは着実に進んでおる、これは言えるのじゃないかと思ふわけですから。

それから主要畑作物につきまして申し上げますと、生産量は、小麦の例で申し上げますと、四十六年には一萬六千八百トンでありましたものが、五十一年には七萬四千トンというぐあいに、四・

四倍ぐらいにふえている。バレイシヨの例で申し上げますと、十八万六千トンでありましたものが二十六万トンにふえて、これも四割以上ふえている。大豆は、一万二千トンが三万トンということ、これも二・四倍にふえている。あとまあいろいろ小豆、インゲンマメとかかん菜とかありますが、それぞれ着実な歩みを歩んでいるというふうな評価していいのではないかと考えておるわけがあります。

まだほかに効果測定の指標というものがございしますが、さらに御必要があればまた重ねて御説明申し上げたいと存じます。

○藤原房雄君 いま御報告がありました統計数字ですが、個々の農家にとりましては、このとおりだったらいかな農家も数多くあることは御理解いただけたと思うんですが、やはり今日までの国の政策また北海道におきます畑作というものにつきましても、そしてまた今度国がつくりました三全総または北海道の開発発展計画、こういうものを見ましても、北海道のこの畑作、特に酪農に対しても非常に大きなウエートを置いておると、こういうことは随所にそれは明文化されておるわけでありまして、しかし「新北海道総合開発計画」を見ましても「根釧・天北等の土地資源に恵まれた酪農地帯においては、大型酪農経営を中核とする」という、こういうことで北海道の根釧、天北についての大型、大規模の酪農経営というものに大きな期待を寄せておるといふことは、やはりこの酪農経営は多頭化を今日までずっと続けてまいって農家も意欲的にそれに取り組んできたわけでありまして、規模拡大、多頭飼育ということ、大きくなればなつたでやっぱり問題をやらんでくる、別な問題が出てくる。いままです小さい問題がまた大きな問題になってくるということ、いつになつてもこの経営の安定化ということ、非常にむずかしいことであるということ、は、私もよくわかるわけでありまして。

も考え合わせますと、稲転とそれから畑作の競合ということ、畑作農家というのは非常に脅威にさらされておるといふのが現状です。それだけに、畑作農家の方々が、しつかりした基盤を築かなければならないということ、意欲を持っておるわけでありまして、そういうことで中層以下といいますが、一番何とかしなきゃならぬという方々からいたしますと、やっぱりこの制度について、マル寒の制度につきましても、限度額というものが今度は一千万円になつたわけでありまして、けれども、ほかの資金もあわせて借りれば足りるという、そういうことになるのかもしれないが、やっぱり中層のところというのは、それ相応にほかの資金も潤沢に借り得る条件にないということが当然言えるだろうと思ふんです。

それだけに、限度額という問題は、今度は一千万円になつたわけでありまして、当初、去年です、北海道から農業団体の方が一千八百万ぐらい個人ではひとつしてもらいたいという要望があったかと思ふんですけれども、これが個人一千四百万ということになった。また、法人の場合も当初の要求が大分低くなつたようでありまして、これは金をかければよいということでは決してないかもしれないけれども、非常に意欲的に取り組もうという、こういう畑作をめぐる厳しい環境の中で意欲を燃やしておる方々の現状というものをどこまでくみ取って、そしてまた、どういふ算定のもとに今日のこの貸付限度額というものを決められたのか。私は、やっぱり何も要求額をそのままのむといふことがいいこととは思いませんけれども、しかし、それは地元で相当な角度から検討した上立つて要求しているわけでありまして、それから、そういうものを参酌し、そしてまた、その意欲にこたえるというのが本当は農林省の立場ではないかと思ふんですけれども、どうでしょう。

○政府委員(大場敏彦君) 限度額については、北海道の場合は、先生が御指摘になりましたように、酪農を五割増しの九百万円から一千四百万円にふやしたわけでありまして、この限度がこれで十分であるかどうかと、こういったところについては、実はいろいろな御議論があるいはおありだろうと思ふのです。それは生産者の方々からすれば、もう少し限度を広げてほしいという御要望は聞いておりますが、私も現在では、これで当面の資金需要は賄えるのではないかと判断をしております。ただ、決してこれは固定的に考える必要はないので、この五年間であつても現実にもっとさらに経営規模拡大というもののテンポが進んだり、あるいは資本の整備というものの高度化もわれわれが予想したよりも進むということになりますれば、これは限度額を拡大するために努力はやっぱりしなければいけないと思ひます。現に五十一年度におきましても、五年間の期間の途中で起きましたものは限度額はふやしたという経緯もありますし、過去四回改正してあります。そのたびに機会を利用いたしまして限度額を逐次アップしてきています。こういつたこともありますので、限度額につきましても、必要が出た場合には実態を考へて改定の努力は決して惜しむつもりではございません。

ただ、同時にまた、これも先生御指摘になりましたように、このマル寒資金と並んでいろいろ自創資金あるいは未墾地取得資金、そういったものの並行融資ということもありますので、そういった措置もあわせて御利用くだされば、限度額の問題につきましても、ある程度というよりもかなり改善のメリットというものは出てくるのじゃないかというふうな思ひはしております。

○藤原房雄君 それは貸付限度額というものは一応のこれは限度額になつておるわけで、何も限度額いっぱい皆さんが借りになるわけでは決してないわけでありまして、自分の営農計画に沿つて、それぞれの立場で定めるわけですから、ある農家によつてはやっぱりこまではという、先ほど自創資金とか何とかいろいろ仰せになりますけれども、こういう系統資金や何か借りるときの手続というのはこれは大変ですね。簡素化せよというお話もあります。ここでやりとりするときに、ああこういう制度もあります、ああいう制度もありますと言つても、制度はあるかもしれないが、それを一つ一つ借りるのには大変な手間がかかる。手間だけじゃなくて、またそれに伴ういろいろな条件もある。そういうことから言ひまして、この制度が本当にいま大臣がおっしゃつたような立場から、その農家の非常に意欲のある人たちにとつて、本当に意欲を具体的に営農に生かすような道があるならばこれは一番いいわけですが、総合施設資金との制度とは非常に似通つた面があるわけですから、地元に行つていろいろ聞きますと、やっぱりマル寒というものは地元である程度の細工ができるというふうな点でそれなりのメリットがある。そうでないと、非常に手続や何かで手数料がかかる、期間がかかる。

そういう点で地元の現状、もちろんそのためには営農計画や何かいろいろなことをしなきゃならぬわけですから、地元の実態の上に立つてこれは決定されるということ、それなりのメリットがあるということも言われておるわけですから、ですから何も限度いっぱいのことだけを絶えず頭に置くことではないのでありまして、さつき局長がそういう必要があればというお話もございましたけれども、実態をぜひひとつ把握していただければ、これは団体の方々のいろいろな角度から検討の上、一千八百万という要求を去年出されておるわけでありまして、また、いま土地取得につきましてもはかの制度もあるというふうな言い方をなさるかもしれないけれども、これらのものもあわせて考えるときに限度額というものはもう少し高めるべきであつた、こう思ふんです。これはきょうもうこの法案が来ているわけですからどうこうと言うことはあれでいいけれども、今後の課題としてひとつ御検討いただきたい。大臣、どうでしょう。この限度額の問題について、いま局長もお話したんでいいけれども、ぜひひとつこういう認識の上に立つて御努力いただきたい。

○国務大臣(中川一郎君) これは午前にも議論がありました、現行の枠は五十一年度に改正を

してまだ三年でございすから、三年で五割ふやしたというのはいかなり努力をした。しかし、まだ農家の皆さんの御期待にはこたえられない実態があるとすれば、御指摘のように今後前向きで改定をするというふうにしていきなさいと、こう思う次第でございす。

〔理事青井政美君退席、委員長着席〕

○農原房雄君 大臣は官僚出身ではないんですね。五〇％伸びたからというそのパーセントじゃなくて、やっぱり必要性に応じてということと物を考えていただきたいと思うんで、ぜひひとつ積極的に今後御検討いただきたいと思います。

さらにまた、これは午前中も同僚委員からお話ございしましたけれども、償還の期間ということにつきましても、大臣は十年前に九十年とおっしゃった話もあります。私も九十年とは言いませんけれども、地元の団体の方から申しますと、やっぱり三十五年ぐらいはという――諸外国の例を見ましても、二世、三世、四世――やっぱり酪農を中心としたます畑作などというのは非常に生産性が低い、先ほど大臣も言っておりましたけれども、こういうことで、非常に最近の著しい経済変動、そういうものにはなかなか乗り得ない、こういう条件がありますから、償還の期間というものが、つぎましても、これはある規模の、中庸以下の方々をそこまで持つていくという趣旨からいいますと、これは大変な努力が要することだろうと思ひますし、それなりのまた施策もしなければならぬだろう。

それからもう一つ、利率にしまして、ほかのいろんな制度等ならみ合わせて決して高いとは思ひませんが、これも午前中いろいろ質疑がございしましたけれども、やはりこの法の趣旨から言ひましても、まあできるだけ利率の低いという条件でレバレッジができるように見守っていくということが、自然条件の悪い中での畑作農家というものでありますから、これは当然のことじゃないかと思ひます。さらに、これは最近の著しい公定歩合の引き下げ等考え合わせます

と、ほかの制度との兼ね合わせもありますからこれだけというわけにはこれはいかないだろうというところは、私も十分にわかるんですけれども、農地取得資金とか、また未墾地取得資金、こういう三・五％の制度があるわけでありす。このマル寒の、一つの法律としてこういう制度が設けられておるわけでありす。金利の面につきましても、やはりこういう特殊事情ということも勘案して、これはまた今日のこういう諸情勢の中でやっぱり考えるべきことじゃないでしょうか。

乳価のことを先ほどお話ししましたが、きょうは時間もありませんので長いお話できませんけれども、農家の粗収入、聞くところによりますと、活字になつているところによりますと、乳価を大幅に上げる要素は、要因はないではないかというところがさやかれておるようでございす。乳価はいろんな算定方式があつて算定されるわけでありす。その算定方式というものが、いつの時代でもそれが本場に適合するものであるかどうかということもこれは一つは問題だろうと思ひます。先ほど大臣、農業に誇りを持てとか、生きがいをもたせようとおっしゃいますけれども、実際は、みずからお住まいになつていられる方々を見ましても、酪農をなさつていられる方々というのは決して裕福ではないわけでありまして、なかなか粗収入が上支出面を何とか調整をする、こういうことが本場に思ひやりのある農政ということになるんではないでしょうか。

そのためには、金利ということもありましよう。また、期間を延長するということもあるでしょう。いづれにしても、年間の収入に対する支出という、こういう面から、先ほど来お話ございましたように、平均的な北海道の酪農家は大体二千万ぐらい借金をしておることになつておるわけですから、返済金額というものが非常に金額になつていす。こういう点で、やっぱり総体的に畑作、そして酪農家が安定経営のできるような

施策というのは総合的に考えなさいかぬ、こう思ひますけれども、今度の乳価決定に当たりまして、今後また、後日機会があつたらその問題についていろいろ議論したいと思ひますけれども、総合的に考えねばならぬ。そういうことから言ひますと、利率のことと償還期間のこと等、これは真剣に御検討いただかなきゃならないことだと私は考えるんですけれども、どうでしょう。

○政府委員(大場敏彦君) 利率、それから償還期間、これは御存じのとおり五分と、もちろん土地改良の中の非補助事業につきましては三分五厘という低利融資を規定しております。それから償還期限は八年据え置き二十五、こういうこととございすから、いろいろ先ほど御批判がございまして、非常に複雑多岐に分かれていすという農林漁業の金融制度の中でもまあかなり長期の部類に入るといふことで、金利もやはり低廉な部類に入らうと私も思ひます。そういうことを決めましたのは、結局この制度の目的――制度融資でありますからその目的、それから他のいろいろな諸制度とのバランスというものを考へて決めたわけでありまして、これが直ちに改定する必要があるかどうか、なお検討する余地があるかと思ひますけれども、ただいま現在におきましては、現在の五分という金利それから二十五年という償還期間は、決してそう無理のあるものではないといふふうに思ひます。

○農原房雄君 これはきのうきょう出た話じやございせん、もう毎回の法改正のときに附帯

決議に出ておるわけでありす。それじやお聞きしますけれども、四十八年の附帯決議ですね、四項目にわたつて附帯決議が出ていすので、これはどういふこの五年の間御努力をなさつてどういふ結論を出されたか、ちょっと御説明ください。

○政府委員(大場敏彦君) 四十八年の当委員会での附帯決議は、いま御指摘になります四項目でございまして、第一項目は、畑作の振興の基礎となる土地改良事業を積極的に進めると、こういう御意見でございまして、それにつきましましては、累年土地改良事業の増強ということに農林省が精力を注いでおるわけでありす。中でも最近時点におきましては、その中では特に畑地帯の改良に直接結びつくような土地改良事業といふところに事業を重点を置つて、かなりそういった予算項目につきまして傾斜的な計上をしていすつもりであります。いろいろ新規事業等も計上いたしたし、あるいは補助率、あるいは採択基準、そういったものの改善につきましましてはそれ相応の努力を私どももしてきつたりでありす。

それから第二点は、本法に基づく資金の金利、償還期間、貸付限度額の融資条件についてできるだけ改善措置を講ずるよう努力しと、こういう御指摘がございまして、貸付限度額につきましましては、御説明申し上げていすように、大体五割ぐらゐふやすことに措置をしたわけでありす。それから、貸付限度額のアップのほかの融資条件等につきましましては、融資対象を、つまり北海道の場合で申し上げますと、果樹の植栽、育成資金を新たに対象にしたいといふような改善措置を講じていすわけでございます。

それから第三項目の、果樹等の植栽、肉牛、乳牛等の導入に当たつては、将来の需給を十分考慮し計画的に行ふと、こういう御指摘でありまして、これは当然のこととございまして、果樹の植栽あるいは畜産の振興等におきましては、やはり需要に見合った形で――これはもちろん基本的に

は今後成長部門として伸ばしていかねばならぬことは当然でありますけれども、そのときそのときの需要と見合つた形で、バランスをとつた形でこれを伸ばしていくと、拡大していくと、こういった対応が必要であるわけで、私もそういった形で政策の展開はしているつもりでございます。

それから第四点の問題につきましては、農産物の流通合理化ということが特にマル南とかあるいはマル寒に必要である。そういう意味で、カーフエリーとかコンテナ輸送等に対応した集出荷の円滑な実施をしようとするための輸送の助成援助を行え、こういうような御指摘であつたわけであります。これにつきましては、野菜等につきましましては、たとえ南北の方等からする野菜の出荷につきましましてはカーフエリーに結びつけるような産地における予冷、それから予冷施設、そして消費地に着いた場合のさらにそれから先の予冷のコールドチェーンに乗つたような形で流通機構の整備、そういったものについて助成をしておるわけであります。

それから、たとえば畜産の施設につきましても、生乳の長距離輸送の問題につきましても、いろいろバルククーラーあるいはコンテナ、そういったものに対する助成措置を講じておりますし、濃縮乳等の輸送についてもいろいろ改善を図つておるわけであります。食肉等につきましましては、産地において生体で消費地に出すよりは、だんだんこれを枝肉にし、枝肉からさらに部分肉にして消費地に直結して送ると、こういったことのセンターになるような食肉センター、そういったものの整備をこの数年の間に図つてきています。

こういった形で十分であるかというふうに御指摘になられますれば、いろいろわれわれ今後努力しなげなならない点は確かにあるかと思ひますが、御趣旨の線に沿つていろいろ努力しているつもりでございます。

○藤原房雄君 それから、この貸付条件の中に営農計画を立てることになっておりまして、そこで

問題になるのは、衆議院の附帯決議にもございまして、指導体制ですね、これを強化しなげなならぬ。その計画時点、そしてまたその後の営農指導、こういったことで衆議院の方では附帯決議が付されておるわけでありまして、これについてはこの五年間どうですか。

○政府委員(大場敏彦君) いままさに御指摘になりましたように、このマル寒資金あるいはマル南資金の意味は、単に融資をするので終わりのことではなくて、本当は融資する以前からの普及員の活動、農家に対する営農指導という日常活動というところから、融資をした後のアフターケア、そういった一連の指導というものが一番大事だと、そういう意味で国会でもそういう御決議をいただいたというふうに私も思つておるわけであります。

具体的にどうやうなことをいふこととございまして、対象農家の経営診断を実施したり、あるいは営農改善計画をつくりたいということ、あるいは資金融通後における営農指導という問題、各段階に分かれるわけでありまして、マル寒である北海道を例にとつてみますと、営農指導対策協議会、これは道だとか支庁あるいは市町村長、農業試験場、国の出先機関、農協、こういった多面の方々に参加していただいた指導対策協議会というものをつくつておるわけであります。これを道の段階あるいは支庁、市町村の段階、それぞれの段階別に設置して濃密指導をしております。宮崎、鹿児島におきましても同様な組織をつくつて、一般の水田以上にはこのマル寒、マル南資金の対象農家につきましましては制度の趣旨に照らして濃密指導をしております、こういうふうに私も理解しているわけであります。

○藤原房雄君 今度は水田再編対策が講じられておるわけですが、私も安易にこれは容認するものじゃないんですけれども、過剰米を出したというこれは事実でございまして、この数年の推移を見ましても、畑作が衰退の一途をたどつてきたというのはいふまでもない事実だろうと思ひます。

ます。それは当然、価格面で米には価格保障がある。ところが畑作にはそれがありません。一部はありますけれども、はっきりしたものは確立されていません。また、共済制度につきましても今度の国会で提出するようでありまして、こういう共済の制度も制度的に見ましても欠陥がある。

こういうことで、やはり限られた土地の中からどれだけの農業所得を得るかという、こういうことを考えますと、農家として収入の多いものに傾斜するのは当然のことと、いままで農林省も手をこまねて見ていたわけじゃ決してないだろうと思ふんですけれども、現在までの施策というのは農家の心を動かすものにはなかつた。そういうことで、畑作がどんどん水田に切りかえられていく。こういうことから、やっぱり価格政策というものは、それからもう一つは、反当を見ましても、反当の収量、米ですと品種改良や技術的な向上があつて収量が非常に多くなつた。それに比べて麦にしても大豆にしても、非常に改良がおかれておる。おくれるというより、米ほどではないということか、相対的にどういふふうになるか、そういうことで技術的に非常におくれておる。それから、稲作の場合には機械化でこれは非常に進んでおる。そういうことで、条件がどちらかというとな非常に米作の方に傾斜してきたというものは、もう私がくどくど申し上げるまでもないことだろうと思ふんです。

また、畑作の中でも、北海道の場合には御存じのとおり、普通の畑の面積というのはだんだん減少をしまして草地飼料作物というものがだんだん多くなつておる、こういう傾向にあることはもう御存じのとおりです。今日まで酪農に対して農政のてこ入れが非常に厚かつたという、これは政府の施策の厚いところに流れていくのは当然だろうと思ふんです。こういうことで、いまこの畑作を見直して、そしてまた、北見地方におきましては相当な水田面積を畑地にしなければならぬということと、いま農家の方々が大変な窮地に立たされておる。いままで水田面積で五町もつくつておる

と大変大きな農家であつたかもしれせんが、畑で五町ということになるとこれは収入はどういうことになるか。現実問題として、価格保障のつきりしない畑作に転換するということは大変なこととす。また、水田農家が畑作物をつくるということによりまして、畑作農家が今後どういふ影響を受けるかということにつきましても非常に危惧を持つておる。

こういうことを考えるにつけてまして、農林省として、共済制度につきましましては今度法案出すわけでありまして、この共済は別にいたしまして、今後の研究開発、そしてまた畑作の――米作まではいかないかもしれせんけれども、今後のいろいろな総合施策で農民が安心して営農できるような形に持っていく、こういうものについて三全総とか新北海道発展計画とか、そういうもので大きなやつをやるんだやうなうだけだけではだめなもので、もつときめ細かな施策が必要だろう。特にマル寒制度というのは、中層以下の方々に對して眼を当てて、自然条件の悪い中で営農する方を救つていこうというわけでありまして、ここまですつぱか政策をつくりながら途中で挫折することのないやつぱり総合的な対策が必要だろうと思ふんですけれども、こういう問題についてはどうお考えですか。

○政府委員(大場敏彦君) 非常に概括的なお話を先生なさつたわけで、私もそのとおりだろうと思ひます。

北海道の畑作を考える場合に問題点としては、これも言うまでもないことでありますけれども、非常に積寒地帯である、非常に寒冷な気象条件である。また同時に、土壌自身が火山灰土壌あるいは重粘土とか、そういった特殊土壌のところをかなりものが占めておるということと、地力の問題もある。それから土地基盤整備というものは、これも先生御指摘になりましたように、水田等に比べてははたしく立ちおくれであるということも事実でありますし、それから合理的なやつぱり輪作体系、まあ十勝農業あたりは非常に進んで

て、最近は一ころとは変わってきておりますけれども、まだまだやはりところによつては合理的な作付体系という点について欠けるところがある。いろんな問題、地方が非常に最近やっぱり衰えてきている、こういった問題もあるわけで、そういった問題を裏返しにしてそういった問題を解決していくということが、今後の北海道の畑作を解決する基本的な方向じゃないかと思うわけであります。

もう一つは、低収益生というものがあつた、これにつきましては、土地の生産性の問題とか、あるいは価格制度の充実、そういったものは当然付随していかなければならない、かように思っております。

それから、酪農等につきましても、これは一部にはかなり先進的な、本間に西欧諸国に匹敵するような高度の発達した経営群がある一方、やはり中核の酪農家というものが下手をすると崩れていくという危険性もあるわけであります。そういった点のてこ入れというものを同時に今後していくかなきゃならない。そのためには、基盤整備を初めとしていろんな技術対策、それからマーケットが遠いのだというデメリットもあるわけでありますから、流通対策、価格対策、そういったものもろの事業を総合して畑作地帯に集中していく必要があるんじゃないか。マル寒対策、マル寒資金も、その一つとして私どもは位置づけてお願いしている次第であります。

○藤原房雄君　そういう中で、先ほど大臣からいろいろなお話があったんですが、今度の乳価決定に当たりまして、乳価をめぐる諸問題としても限度数量、これをぜひひとつ拡大してもらいたいというところ、また五十二年度相当量が出るようでありましたけれども、それに対しての十分な施策を要望する声、こういうことをききたいと思いませんと、やっぱり先ほど大臣が誇りある生きがいと、こう何言いましても、価格面で一生懸命働いた者が報いられないということではやっぱり将来に希望を持てない、これはいろんな国策

の中で酪農のことだけすべてをうまくというわけにはいかない諸情勢のあることはわれわれも十分わかるわけであります。今日までの悪条件の中を酪農に努力してきた方々のそういう意思というものを、踏みにじるようなことがあつてはならないだろうと思うわけであります。

しかも、マル寒のようなこういう制度をつくつて一生懸命畑作に、そして酪農に力を入れてきたわけでありまして、いま問題になつております乳価をめぐる諸問題につきましても、大臣も地元のことでありまして、精神的に取組んでいただいて、農民の納得のいくという方向性をひとつきちんと定めていただきたい、こう要望するわけでありまして、大臣どうでしょうか。

○国務大臣(中川一郎君)　確かに御指摘のように、水田に比べまして、あるいは稲作に比べて、畑作、酪農の実態ないしはまた政策を反省してみても大分落ちてきているのではないかと。これは私はもう十数年前から言ひ続けておることとございまして、結果として減反をしなきゃならぬ、そして何かの作物に移行をしなきゃならぬ、こういうことになつた面もあるかと思ひます。減反の問題は、そういった面以外に消費が伸びない、むしろ停滞というよりも減退をするという面がさらに加わつて、非常事態に陥つたと言えるところと存じます。

そこで、先ほど来マル寒資金の延長、内容の改善あるいは共済制度の確立、価格対策についてもいまだ奨励金としてつけておつたものを価格として取り込む等々、かなり幅広く畑作あるいは酪農については措置をしておるところでございまして、今後ともそういった総合的なバランスのとれる方向で処してまいりたいと思ふ次第であります。その中にありまして、今回の乳価決定あるいは限度数量に対応する姿勢としては、やはり酪農家が再生産ができるのだという価格でなければならぬと、また限度数量も愛情ある対処をしなければならぬと。しかし、将来に向かつて、これが余りにも過剰傾向になるという仕組みについても十分配慮してまいりまふと、先々また大

な問題になつてはなりませんので、しっかりと、しかも国民に対応できる酪農というもののあり方について、全知全能を振りしぼつて措置をしまひたい、こう思ふ次第でございまして、特に乳価については、法律の定めるところ、再生産が確保されるというものを根底に置いて決めてまいりたい、限度数量も先ほど来議論がありましたが、過剰傾向であるということはどう理解をしておられるか、非常にむづかしいところではあります、誠心誠意やつてみたい、こう思つております。

○原田立君　いまいろいろと同僚委員から質問がありまして、大枠の話はまた後、時間があればお聞きするとして、このマル寒あるいはマル南の法律をつくつたのは、中層のクラス農家の人たちをもつとより所得向上を進めよう、というふうなところをつくつたというふうな法律にはあるわけなんですか、さて、その中層的な立場というところは、現状においてはどのようになつて、とらえられておるんですか。

○政府委員(大場敏彦君)　まあ中層、何が中層かというところは非常に議論の分かれるところですが、私も考え方といたしましては、当然農家に階層規模別にいろいろな分布があるわけでありまして、それをある一定の期間を時系列的に見ますれば、一つの階層分岐点というものがある。ある一定のところを分岐点にして、より上層階層へ進むと、あるいはそれから下へ規模縮小あるいは脱落していく、こういった点があるわけでありまして、そういった点をつかまえて、一つのメルクマールとして中層という言葉を使っているわけでありまして。

そこで、宮崎県、鹿児島県、マル南の方で申し上げますが、大抵現在の中層の水準というものは、所得水準で言いますれば、肉用牛主畜あるいは野菜主作、まあこのほかいろいろな類型があるわけでありまして、その例で申し上げますと、二百万円以下ぐらいのところが大抵現在の中層、二百万円前後というところが大体中層の規模

じやなろうか。それから家畜の飼養規模で申し上げますと、肉用牛主畜で二十頭、それから野菜主作の農家で百三十アールというふうなところではないかと、かように判断をしたわけであります。

鹿児島県の例で申し上げますと、肉用牛主畜、野菜・肉用牛複合経営という類型で申し上げますと、おおむね百五十万円以下、それから飼養規模ないしは耕作規模で言いますと、肉用牛主畜で言いますと十七頭程度、それから野菜・肉用牛複合の経営で言いますと四頭牛を飼う、それから野菜も作付が百十アール、大体このようなものを一つの指標として考えているというふうな実態があります。

○原田立君　一応よく、現地の宮崎県と鹿児島県へ行つていろいろの関係者にお聞きしてまいりましたけれども、何か話によると中層的な基準、農業所得ですね、それを宮崎県で約二百万、それから鹿児島県では約百八十万というふうなふうな言われておるやに聞いてまいりました。また、このおたくの方でもらつた資料によりますと、北海道にあつては中層のものの農業所得が約三百万と、こういうふうになつておる。という、非常にアンバランスではないかと、こう思ふのですが、どうですか。

○政府委員(大場敏彦君)　いま御指摘のありましたように、北海道では酪農、畑作という営農類型で三百万円以下と、規模で酪農の場合には十五頭から十九頭、中間、中層値をとれば十七、八頭というところとございまして、畑作の場合には十ヘクタールから十五ヘクタール、十二、三ヘクタールというところが中層ではなからうかというふうな思つておるわけであります。これは、その地帯その地帯に応じて当然営農の形というものは違ひがあるわけで、北海道の場合には当然広大な土地というものの存在があるわけでありまして、宮崎、鹿児島に比べて経営規模拡大の可能性はあるし、現在もそういう優位性を大いに利用しているというところで、そういう現実を踏まえて中層規模

というものを北海道ではこの程度じやなからうか。宮崎、鹿児島では、先ほど申し上げましたところは、現実の差があるのはこういうところじやなからうかということをやっておるわけでありま

差別をつける意識は毛頭ないので、現実の農家の中庸の規模というものを把握すればこういうもので、それより下のものを少なくとも第一目標として、それまで接近させ、さらにその上をその次の転換としては考える。ここで押さえるという意味じゃ毛頭ございせんので、具体的な現実的な接近の目標としてそういうものを、宮崎県は宮崎県の中ぐらゐのところに少なくとも接近する、鹿児島は鹿児島の中ぐらゐのところに少なくとも接近する、それ以下のものは接近するというのを第一目標としてとらえるのが、現実的な考え方じやなからうかという意味で、それ以上ももちろん望むということとは今回の大きな目標であります。

○原田立君 要するに、私が言いたいのは、聞きますと鹿児島県は百八十万、宮崎県二百万です。同じ九州で、シラス地帯で、同じような状況でありながら、二十万の差をつけた見方を当局はなさっているわけですか。これはまずいんじゃないかと、こう私は思うんです。

もう一つ意見として言いたいのは、この農業所得を、事業対象農家の所得、これをもっとレベルアップするような考えはないのかどうか。

○政府委員(大場敏彦君) 鹿児島県と宮崎県、二百万と百八十万と先生はおっしゃいましたが、そういう所得水準の差はあるわけでありましたが、これは決して差別するということよりは毛頭ございせんので、上の方がいいのか、下の方がいいのかということになると、いろいろ見方が出てくるわけでありまして。たとえば、この資金を貸す対象としては、中庸以上に達したものは原則として貸さない、それより下のものをそこに引き上げるために貸す、こういうことでありますから、ある意味においては、中庸の数字を低く押さえておいた方が貸す恩恵を受ける農家の数は多くなる

という意味では決して不公平な扱いにはならないのじやないか、こういうふうな考えでおるわけだ、ただやっぱり、そのときの判断としては、その県の現実の中ぐらゐのところにということに一応線を引いたという意味で、それ以上の積極的な意味というものはないわけでありまして。ですから逆に、ここで押さえるなんというつもりは毛頭ありません、少なくともそこを達していかないものは全部でできるだけ拾い上げようという、こういう意味であります。

それからもう一つ、二番目のお尋ねの、目標というものは当然あるわけで、この中庸程度でいいということじやございせんので、それをさらに今後五年とか、あるいはそれ以上の期間ふやしていくというところでございまして、たとえば宮崎県の場合には、野菜生産の場合、所得水準はおおむね二百五十万円以上についているというように、おきまが一つの目標であります。鹿児島県の場合におきまが、肉用牛生産、野菜・肉用牛複合におきまが二百五十万円以上についていたとしても、それから、たとえば野菜の作付にいたしても、野菜・肉用牛複合経営の場合には、中庸が百十アール、四頭というのを先ほど申し上げましたが、それを、目標といたしましては百五十アール、十頭にまで規模拡大をしていく必要があるだろう、かように考えて、そのためのいろいろな施策を投入していきたいというふうに思っております。

○原田立君 大臣、いまいろいろ申し上げたわけですが、現在のわが国農業を取り巻く諸情勢は非常に厳しい状態にあるのであります。米の過剰傾向のため、今年度より始まる大規模な第二次生産調整の実施、あるいはまた貿易収支の黒字幅拡大から、その不均衡は正のための外国農産物の輸入枠拡大等々いろいろあって、日本農業の将来の展望は、もう非常に暗雲が漂っているような、そういう不安感を実は持つわけであり

ます。去年の十一月、農業生産の地域指標の試案が提

出され、六十年における主要作物の地域別生産の姿が描かれていられるわけでありまして、南九州の畑作農業は、わが国農業の中にあつてどのような位置づけをなさつておられるのか。なぜこんなことを言うかと云えば、やっぱり北海道あるいは宮崎県、鹿児島県、いわゆるマル寒、マル南の方面は、シラス、コラ、ボラなんかの、要するに悪質な、不良な土地地帯でありますから、そうすると、そういうところにあつてはどうしても畑作営農しなれない、あるいは畜産というふうな限られたような状態でしかないと思ふんです。こういうようなところに対して、やっぱり内容内容を充実したような線が出されてこなければならぬのじやないかと思ふんです。

いろいろとあつちこつちの話を申し上げたわけでありまして、要するに、こういう不況な状態にある十年後の日本の農業、マル南の方面の農業における位置づけはどういうふうにお考えになっておられるか。

○国務大臣(中川一郎君) 農業について非常に厳しいという御意見も確かだと思ひますが、私は余りそう心配しなくていいのじやないかと思つておるのです。と申しますのは、これからますます食肉の自給率というものは大事になっていき、他産業がそれじやない状態にあるかということになる、かつてように、だれもが大学に入れてだれもが就職できるという時代とは違つて、中小企業を初めとして、あらゆる業界がいま苦しみの中にあります。むしろ最近では、Uターン現象すら起こしかねないというところじやないかと思ひます。ただや

方を、言われるように自由化してしまつたり、無制限に輸入枠を拡大するといふようなことをやれば大変でございますが、私もどつちかいたしましては、国内の農業に悪影響を与えるような対処はしないといふ基本方針を持っております。ただ、作付転換といふことで、それが大きな方向の転換ですから、これも誤ると大変でございますので、第一番目には、やっぱり自給力の低い、しかも作付転換をしても他の農作物に影響を与え

ないというような麦、飼料作物あるいは大豆、甘味資源作物といったようなものを重点的に伸ばす、こういう仕組みで、しかも奨励金もかなり上積みをしてやつておられます、これからしっかりや

つていくなれば、そう暗いとはかり言えないのであつて、必ずや希望の持てる農業になり得るものだし、どうしてもやっていたいといふ、こう思つております。

なお、その中であつて南九州の農業でございますが、この地帯が、まず気象条件、台風の常襲コースである、あるいはまたシラスを中心とする特殊土壌地帯であるということで、厳しい状態にあることも事実でございます。しかし最近では、畜産あるいは野菜、果樹、お茶、たばこといったような作物に重点を置いて、特に宮崎県などは非常に近代化、合理化をして最近相当よくなつてきておると、知事さんなんか非常に御熱心に、特に東京方面の野菜の大事な供給地として発展しつつあるということでございます。

それから、こういったマル寒資金の活用なり、あるいは畑作土地改良なり、あるいは今度でいきます共済制度等々総合的にやっていくならば、必ずやいい地帯になり得るものだと、またそういうことに頭を十分使つて、われわれは一番最北の条件の悪い北海道、そしてまた南の条件の悪いこの両地域が、日本の食糧基地として大きな位置づけを持つ大事な地域になるであろうと、そういうふうに政策誘導してまいりたい、こう思う次第でございます。

れども、灌漑事業をやっておりますが、そういつた事業を達観してみますと、詳しいことは御必要があれば御説明申し上げますが、われわれが当初予定しておりますよりは、現実には事業の進捗というものはやっぱり残念ながらややおくれている。これはここだけではございません。日本全国全体がその地区の進捗というものはやっぱりおくれているということは残念ながら事実でございます。そのためにその立ちおくれというものをいまわれわれ一生懸命取り戻すという努力をしているわけでありますが、南九州のところにつきまして

も、やっぱりそういった煙灌事業というのは当初の予定よりは進度がおくれているというのが実態であります。これにつきましては、ことにそういったところに重点を置いてその取り戻しを早く回復して、できるだけ早く完成させたいということをする必要があるというふうに考えております。

○原田立君 全国平均では何%の進捗率で、それに比べて南九州においては現状はどうなっているか、数字的にもわかっていれば教えてくださいます。わからなければ結構です。

○政府委員（大場敏彦君） ちょっと恐縮ですが、全体の進捗率は、いま手元に持っておりませんのであれでありますけれども、マル南地区のたたい

ま申し上げました国営灌排の南薩地区というものは、これは四十五年から始めて現在五十三年度を含めまして六一％程度、これは、あとまだかなりございますが、できるだけ従来のおくれを取り戻したいということであります。

それから、県営の方が、残念ながら付帯県営の方はおかれておりまして、これは五十三年度まで配分がされておられませんので五十二年度までの進度で申し上げますが、二六％。これは南薩地区であります。それから指宿地区の方は二五％ということで、これはやはりかなりおかれていると。まだ若干、あと数年あるいはそれより若干越すかも知

しませんが、年度というものは残されておりまして、できるだけ……。全国に比べてこれが

くれているかどうかというハンディは、ちょっといま数字を持っていないので、恐縮ですが後で御報告させていただきますが、おくれを取り戻したいと思ひます。

○原田立君 大臣、いまの局長の説明のように、非常におくれているというのを仰せになったわけなんです。このおくれを取り戻すように努力をしてもらいたい。これが一つ。

それから、なお県官の方は国営に比べて非常におくれている。これは所轄——県は県知事がやるんだろけれども、もう少しこれは厳重に注意して指導して、もっと大いに促進できるようにしてもらわなきゃならぬと思ひますが、この二点についてお考えをお聞かせたい。

○國務大臣(中川一郎君) 土地改良につきましては、農業基盤でございますが、ここ数年前、しばらく前年同額という厳しい時代が二、三年続いたもので、全体的に進度がおくれている。こういうことは非常にわれわれ困ったことだと思ひますが、幸いここ一、二年、特に来年度予算ではかなり農業基盤が伸びておると。中でも畑地帯関係のものについては、多いもので一四七％、五割に近い伸び率、少ないものでも四割前後ということで、相当前向きに伸びております。これは来年度だけじゃなくて、何とか相当の期間続けてこのおくれを取り戻したいと真剣に考えておるところでございます。中でも南九州やあるいは北海道のように、マル寒あるいはマル南で処置をしなければならぬ地域についての配慮はもっとしなければならぬなあと。いま御指摘をいただきました、おくれっている面もある、せっかく資金面での援助だけじゃなくて、やっぱり一体となって実行することによって効果が上がるのだらうと感じますので、今後ともさらに畑地帯全体はもとよりのこと、これは農業基盤全体もそうでございますが、中でもマル南、マル寒地帯について、ひとつ十分の配慮をしていきたい、こう思ひます。

○原田立君 その点はひとつよろしく願ひした

いと思ひます。

それから次に、貸付限度額の引き上げでありますけれども、南九州におきましては酪農・肉用牛六百万円を九百万円に、その他五百万円を八百万円にというようでございますけれども、この貸付限度額九百万ないし八百万という計算はどういうところでお決めになったんですか。

○政府委員(大場敏彦君) 特に積み上げてこうだというような、きちとした積算の基礎というものはございません。ただ、従来の貸し付けの実績あるいは貸付額ですね、それを大体五割ふやしたということであるわけでありまして、その考え方といましては、一ころに比べてやはり経営規模というものも非常に拡大してきているし、資本装備そのものが高度化してきている。あるいは物価上昇、そういうことも考えて、達観してと言つて申し上げたら正確になるのかもしれないんですが、五割程度拡大したと、こういうことであります。もちろん、いろいろ御答弁申し上げておりますが、これは必ずしも絶対変えないというふうな固定の考えは必要はないので、それは当面この資金需要で御要望にはこたえ得るのではないかと

いうふうに思っておりますが、どうしても足りないというところでありますれば、その増額についてはいろいろ必要に応じて努力する必要があるかと思ひます。

○原田立君 この貸付額に対して利息でありますけれども、据え置き期間中は利息は五分ですか。それから償還が始まると四分五厘ですか。これは逆ですか、逆ですね。今回のように公定歩合の引き下げだなどというふうな問題があらつて、郵便預金なんかも連動して、いま引き下げられるようなことが言われているわけなんですけれども、先ほどたしか午前中にもちょっとこの問題に触れたと思うのですが、かなり低利な状態にあることはこれは間違いないのでありますけれども、何らかのところで手を加えるようなことが考えられるかどうか。この点は大臣の方がいいでしょうね、御答弁をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(中川一郎君) 午前中も御答弁を申し上げたところでございますが、こういう金融は、相当金利が上がったときも据え置き、下がったときもそう動かさない、安定的に低いところで処置するという仕組みになっておりますので、五分の金利のこういったものまで今度の公定歩合でいじくることはいかかかなと、こう思つております。ただ、市中金利が変つた場合、貸出金利が変つた場合に見直すべき仕組みになっておりますから、御売市場整備に對する金融といったようなものは、これはかなり接近してまいりますから、見直さなければならぬかなと、この点は他省庁とも相談をして積極的に取り組むたいと御答弁申し上げたところであります、そういうふうにい

ることができると考えられておるのか、御見解をお伺ひしたい。

○政府委員(大場敏彦君) あと幾ら結局対象農家があるかということと関係するわけでありまして、私どもの判断では、マル寒の方で五千戸、それからマル南の方で両県合わせまして一万二千戸という農家がやはり貸付希望として存在すると、こういうふうな思つております。その五千戸ないしは一万二千戸というのは、四十八年から五十二年度までの五年間に貸付決定といひますか、貸付決定の計画を立てたものとほぼ同じ数字であります。実績とも似通つております。この四十八—五十二年の各年の貸付認定実績というものは、大体考えれば、そういう数字は大体五年分というふうになりますので、五年の期限の延長というものをお願いしてあるわけでありまして、今後また農家の御要望にこたえれば、使命は一応終わるというふうな思つております。その後情勢の変化によりまして、また別の事態が出てくれば、その時点においてはまた判断させていただきますが、現在時点においては、五年の認定期限を延長していただければ事足りる、こういうふうな思つております。

○原田立君 積極的な姿勢を崩さないようにして

○國務大臣(中川一郎君) 先ほど申し上げたところ、改訂すべきは積極的に取り組むたいと思つております。

○原田立君 マル南法あるいはマル寒法の期限延長についてお伺ひするわけでありまして、一部に本制度を期限延長から恒久法案にせよとの声があるんであります。五十八年以降の考え方とあわせて、今後どの程度延長すれば所期の目的を達する

○下田京子君 ただいま議題となつております北海道寒冷地畑作営農改善資金臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金臨時措置法の一部を改正する法律案の、特にマル寒に関する分野で御尋ねしたいわけですが、それに当たりまして先般でも先般委員から、大臣が十年前委員であつたころのお話がありました。

実は私も、大臣いまいろいろ御答弁ありますけれども、当時こうした法案の審議にどういふお話をしているかと見てみましたら、昭和四十一年三月三日の委員会でございますけれども、このようなことを申し上げております。お読み申しますと、「特に畑作農業というものの現状が非常に憂慮される事態にあるのではないかと申しますの

は、最近とみに外国との貿易の自由化によって、農産物価格が非常に頭打ちをされておる。「また、このベースをなす農業基盤の整備というところに大きな問題があり」というふうな展開から、さらに「北海道農業にしろ、畑作農業等は、貿易自由化が来ても、ほかの物価が上がってもだいたいようぶなんだ、いまのような価格政策でだいたいようぶなんだ」というふうなことが言えるようになっていくかというふうな形で御質問あるわけなんです。

私がお聞きしたいのは、大臣のこの当時の指摘ですけれども、いまから十二年前でございすけれども、いまも私全くそうじゃないかと思うわけなんです。特にいままでもいろいろ御答弁がございましたけれども、大臣は畑作地帯の御出身でもありますから、非常に畑作農家、酪農家の苦しみというものは御存じだと思ふんです。そして、お米の問題の審議のときにも出ましたけれども、米価に比べたら畑作、酪農の価格は非常に大変だというお話やら、あるいは外庄の問題やら、あるいは基盤づくりの問題やら御指摘があったと思うんです。私、この御指摘は非常に大事だし、この教訓をしっかり受けていくことが今度の審議に対して重要じゃないかと思うわけなんです。この大臣の御認識、いまもお変わりなく、その改善のためにこの審議を通じましても当たっていただけるかどうか、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣(中川一郎君) 過去を振り返って見て、私が代議士になったころの畑作農業というのは、それはそれは大変なものであったわけなんです。価格政策があったものの、ないものもありました。価格制度はあったけれども値上がりはしない、むしろ増産になったというので値下がりをするというふうな事態もありまして、私は離党届けを出して対処したこともございます。そして、農産物価格安定法を改正したり、その後相当の値上がりをしていまして、たとえば大豆についても、当時五千円であったものがいま一万五千円に

なっている。あるいはビートについても、六千二、三百円であったものが現在二万円にもなっている。麦なども、当時は三千円四千円であったものがいま一万一千円が確保されている。私は、もう相当畑作農産物の価格政策というものはよくなっている。そのほか金融政策も相当講じておりますし、さらには自由化に対しても最近はいかなる外庄があろうとも自由化はしない、こう私が責任を持って対処しておりますので、私は十年間に畑作農業というものは相当変わったという自信を持っております。

ただ、問題なしとするかというと、まだまだ問題がありますから、今後ともあのときの気持ちで対処をしなければなりませんし、やっていきたいと思ひますが、事情はこの十二年前で私どもの北海道の農家一つ一つ見ましても、住宅の状況から、自動車の保有台数から、あるいは労働時間等等を見ますと、十数年前で打って変わったようによくなったという一面もある。私は言ったことは必ずやる男でございすから、今後とも過去の実績を踏まえて処してまいりたい、こう思う次第でございす。

○下田京子君 まあ十年前に比べまして、確かに大豆が五千円から一万数千円に上がったとかいうのは、もう諸物価の変動等々でございすし、それは全くおっしゃるとおりでございすけれども、いつも大臣が言われているように、価格一つとれば、お米と比較してどうかとか、あるいは大変北海道の畑作、酪農地帯も変わってまいりましたと、これは変わるわけなんです。変わるその中身の中で、まあボールなき規模拡大と言われるぐらいにどんな規模は拡大するけれども、一方でまたいろんな、先ほども先輩委員から御質問ありましたけれども、多額の負債を抱えている問題だとか、あるいは連作障害のことだとか、新たな課題を抱えていると思うわけですね。そのことは大臣もお認めだと思ふわけなんです。だからこそ、ここにあつて今回のこのマル寒の一部改正に当たって、貸付対象の範囲を種豚の購入だとか、果樹の

植栽、育成なんかも加えたということにもなるでしょうし、また貸付限度額も引き上げていったということに私はなるんだと思ふんです。

そういう御認識から、具体的に融資の問題なんですけれども、今回融資条件の改善に当たって言言ったようなことが織り込まれたわけなんです。特に御承知だと思ひますけれども、北海道庁からも要望の強いその中に、今回の対象範囲の拡大とかいろいろございすますが、そのうち特に据え置き期間の延長問題というのが大きく取り上げられております。これは、八年から十年の据え置きにしてほしいということにつきまして、午前中の質疑の中では、これは総合施設資金と比べれば片や十年だけれども、片や資金の額が大きいんだから、マル寒は小さいんだから、そういうところからいってこれまでもまあまあがまんしてほしいというふうな話があったけれども、私は問題が逆じゃないかというふうに思ふわけなんです。というのは、本場に立ちおくれている農家の皆さん方を中庸程度に引き上げていくわけでしょう。そういう点での御認識というのが、現地の御認識と逆になつていんじゃないかということ、私は聞いていたしたいわけなんです。いかがでしょう。

○政府委員(大場敏彦君) 確かに、総合資金の十年に對してこのマル南あるいはマル寒資金八年というのには二年の差はありますけれども、しかし、これは一件当たりの融資金額もかなり実際問題として違ふし、それから融資の対象となる施設等も、その規模あるいは内容等においてもかなり違つていられるわけで、その間にしたがって償還上据え置き期間というものが二年の差がある。まあ二年が一年か二年か、そのところの議論はいろいろあるかと思ひますけれども、必ずしも同じでなさいいけないということではないので、差があるというのはやっぱりそれはそれなりに、これは元来制度資金でありますから、制度の目的とかいろいろなバランスを考えて差があつてもいいんじゃないかと。

それから、これはあくまで限度の話でありますから、現実の運営をいたしましては、その限度いっぱいまで借りるかどうかということよりも、本当は個々の農家の償還条件とか、経営の問題だとか、あるいは貸し付けの対象になるその事業内容とか、そういったことから判断して、これは償還期間も同様でありますけれども、据え置き期間というものは具体的に決まってくるわけでありまして、その十年という期限の問題と八年という期限の問題というものは別に、具体的に個々の案件について据え置き期間というものを設定する場合に、そう極端な差はないような形で弾力的に運営していただろうかと、こういう考え方を申し上げている次第であります。

○下田京子君 私は、いま御説明のと午前中の答弁との関係から言つて、御認識が逆だと、考え方を改めてほしいということなんです。それは大臣も、実態として償還を延ばしてほしいという特段に強い要望があれば検討いたしますと午前中お答えをしております。北海道の農務部農業経済課で調査した資料、五十二年の八月でございす。もちろんこれはお手元に届いてはいるはずで、この資料の二十六ページに具体的に総合資金との関係——このマル寒資金制度の問題等々要望がまとめられているんですよ。現地の皆さん方は、マル寒資金とこの総合資金の関係については、午前中答弁あったのと逆ですよ。いわゆるどういふふうな逆かと言ふと、総合資金というのは中核的な担い手である自立農家を中心としてやっております。私が説明するまでもなく、これは御存じだと思ひます。年齢だとか、意欲だとか、能力だとか、技術だとか、そういうものを総合的に判断しておりますから、だれでもが借りられる資金じゃございません。そういうものに比較してこのマル寒というものは、マル寒資金の貸付条件を総合資金よりも有利なものに改善して、その活用によつてまず経営安定のための基礎づくりを行わせることが必要だと、こう言っているわけなんです。まさにマル寒資金が必要なのはここだと思ふわけなんです。ですから考え方がまるで逆

だ。その御認識を改めてほしい。この御要望に沿った線でもって運用を図られたいというのを、まずお願いしたいわけだ。

○政府委員(大場敏彦君) 認識の問題ですが、総合施設資金はある一定の規模に達しておると農家がさらに上層に伸びたいと、いわゆるプロ農家として自立経営の域に達したいと、こういう政策目的でありますから、当然資金の内容というものは異なっています。それから、資本整備とか投資の形も異なっているわけだ。金額も当然異なってくる。そういうことから、据え置き期間というものが長くなるというのはこれは当然だろうと思うのです。

それから、確かにマル南資金あるいはマル寒資金というものは、中庸以下のものをとりあえずその中庸のところまで少なくとも第一段階として引き上げてくる、そういうことがねらいなわけですから、そういう意味で総合施設資金とはやっぱり資金の形、内容というものは違うわけで、限度という意味での据え置き期間においては差があるというの、これはやっぱり自然じゃないかと思うのであります。

○下田京子君 いまの事務的な答弁だけじゃなくて、御認識として、経営の規模を安定的にしていくという意味からいって、総合資金並みのせめて据え置き期間十年まで持つていく上での検討が必要じゃないか、そういう立場で物事を考えていたかかないと、こうした実態にこたえられないでしようということなんです。大臣、その点いかがでしょうか。

○國務大臣(中川一郎君) 局長から答弁申し上げましたように、整備の内容も違いますし、この辺なら喜んでおるのだらうなと私は思っておりますが、いいにはこうしたことありませんから、資金量も違いますし、八年据え置いて二十五年の間五分の金利、八年間は四分五厘と、あれに比べこれに比べ、いろいろ言えば議論がありますが、これだけいい金融はない。しかも、五年間で終わるはずだったのを五回も延長して、しかも今度は貸

出枠を大きくする。ここに今度の目玉商品を置いたの、一つ目玉じゃなくて、しかも種豚あるいは果樹等にも、二つの目玉を持つておりますから、そこへ三つの目玉をつけられもつとよかったです。二つの目玉でひとつ御理解をいただきたいと存じます。

○下田京子君 二つ目玉入れてくださったのはいいんです。とすれば、なおのこと改善が必要だと思ふのです。といひますのは、大臣のいまの御答弁の中にありました種豚の購入でしよう、それから果樹の植栽、育成でしよう。そうすると、果樹の植栽、育成ということについて他の金融関係を見てみますと、これは果樹植栽資金というのがございます。これは十年以内というふうになっています。それから果樹経営改善資金、これも十年以内となっています。それから農業構造改善事業の推進資金の中でも、特に果樹の植栽に關しては十年以内というふうになっているのです。ですから、この二つの目玉を入れたその一つの果樹の植栽、育成ということから見ても、やはりこれは他の制度資金との兼ね合いも見て、十年に据え置き期間延長ということが妥当な線ではないでしようか。検討の大きな課題になるではないでしようか。そこをぜひ大臣、よく現地の声御承知なんですか、その実態に即して他の制度金融との兼ね合いも考えて検討いただきたいというふう

に思ふわけですか。いかがですか。

○國務大臣(中川一郎君) 私はむしろ逆でして、償還は早くできるような農家をつくる。八年間も償還ができないような後ろ向き農家ではないでいふのではないか。五年なり三年なり償還できまますよという農業政策を講ずべきものであつて、一緒にするとしたら、むしろ総合施設資金の方をこちらに合わせるべきではないか。その辺のところ議論すればいろいろあります。むしろ農家の方が利口であつて、八年の枠というものがあつても早く返したいということ、実態は八年以内で処理をしているということでございますので、これをやればいいのかもしれないが、農政の方

向としては私は償還が早くできる、二十五年もかからぬでやれるという方向に、農業基盤なり、あるいは価格政策なりあらゆるものを総合的にやつていくべきで、この辺のところを余り緩くすることが農家のためにいいことであるかどうかということとは慎重を要すると、こう思う次第でございます。

○下田京子君 いま大臣の御答弁の中で、価格だとか基盤整備だとか含めまして、もう八年も二十五年もかけないで返済できるようなそういう営業の中味にしたいという、私そこは賛成なんです。農家の人たちがそこを望んでいると思うのです。でも、現実はどうかと言へば、こうして道庁や皆さん方からも要望が強いわけですね。そうしてまして、負債もだんだんふえてきているわけですね。ですから、そういうところから見て、やっぱり改善の検討というものが改めてまた必要なんじゃないか、ぜひその検討課題の中に入れてほしいというお願いを言っているわけですね。

あわせてもう一つなんですけれども、このマル寒資金というのは、説明の中にもございましたけれども、非常に自然的な気象条件とか、土地条件とか、災害問題とか含めて厳しいわけですね。ですから、五年に一度ぐらいの大きな災害なんかも来る時が多いわけですね。そういう自然条件との兼ね合いから見て、まだ借りている途中でまた災害が来るといふこともなんかもあると思うのです。そういうことも考えて、やっぱりその災害に遭つたときには、八年だけれども、それじゃもういったことというのは私は検討すべきじゃないかと思ふわけなんです。この辺いかがでしようか。

○國務大臣(中川一郎君) そういう話でありますれば、これは当然だと思ふのです。災害があつて返そうと思つたけれども返せなかつたから、猶予しようというような措置は、これはもう前向きに検討しなければなりません。しかし、当初の問題だけはこれは余り目くじら立てずに、むしろ早く

返せる農家、しかも借りる額が平均で六分の一ぐらいなんです。それぐらいの金を借りて二十五年かかって十年も返さないというふうな仕組みよりは、むしろ災害等があつて不慮の場合には災害それ自身で融資をする、同時に、借りておりますそういう、この資金だけじゃなくて、多くの資金について延長するというようなきめの細かい涙のある政策は、これは前向きでやつていくべきだと、こう思います。

○下田京子君 確認の意味なんですけれども、私、目くじら立てているわけじゃございませんで、本当に実態を見るにつけ聞くにつけ、大臣と同じように、その農家の皆さんの気持ちが痛いほどわかるから、涙のあるそれこそ行政をと願っているからなんです。その点から確認なんです。が、災害があつたとき、そういうときはマル寒資金に八年という据え置き期間はあるけれども、猶予期間というものはございませんというふう

に御理解してよろしいでしようか。

○國務大臣(中川一郎君) 災害が起きた等の場合には、実態を調査して、返還ができないというよう場合には猶予する等の措置は講じたいと思ひます。

○下田京子君 ぜひその猶予というケース・バイ・ケースの特殊なことも含めて、それから総合的な償還のことも、営農の内容も含めてまた検討をお願いしたいというふうに思ひます。

それから次にですが、このマル寒資金でいろいろ御要望がある中で、もう一つ大変大きいのが金利の引き下げなんです。このことにつきまして、先ほど来からいろいろ御質問ございました。これに對して大臣は、今回はマル寒はむしろかといと、だけれども、何ですか、農業関係の資金では一部検討もしているというお話でございました。具体的に名前が挙つたのは御売市場近代化資金だったかと思うんですが、その他の資金については、具体的に言うかどうかという制度資金が検討の中に入っているでしようか。

○政府委員(今村宜夫君) 金利、公定歩合が下

りました場合に、同時に、その下がる状況にもよりますが、財投資金の金利をどうするかという問題が出てきます。財投資金が下がりましたときに、それと歩調を合わせて公庫資金の金利をどうするか、こういう問題がございますが、私たちの従来の扱いといたしましては、要するに基盤整備関係の公庫の金利ですね、土地改良、それから造林、林道、漁港、そういう基盤整備関係の金利はこれは長期低利の金でございますから、そういう金利の変動に連動して動かすべきものではないという扱いをいたしております。したがって、下がつたときにも下げないし、もちろん上がったときにも上げないという、基盤整備関係は原則としてそういう扱いをいたしておりますが、その他の資金につきましては、財投資金の方が上がったときにはこれを下げ、上がったときには上げるという扱いをいたしております。その典型的な例が、大臣が申し上げました市場関係の資金でありますとか、あるいは漁船関係の資金でありますとか、そういう資金は財投資の金利と連動して上げ下げをいたしておるわけでございます。

○下田京子君 もうちょっと具体的に聞きたいんですが、そうすると、検討の中に入っているのは八分資金の乳業施設資金であるとか、あるいは共同利用施設資金であるとか、そういった具体的なもの数点が検討に入っているのかどうか。

○政府委員(今村宣夫君) 財投資金との連動で変動するものと申し上げます、卸売市場近代化の資金でございます。それから主務大臣指定の施設資金、それから共同利用施設資金、それから塩業新規用途、乳業、そういうふうなものは財投資の金利と連動して変動をしております。

○下田京子君 いまお話しになったものについては、連動を検討しているということだと思ふんですが、この検討の中にどうして大臣、マル寒資金の方は入っていないのか、大変しつこいようですが、再度私も尋ねたいわけですか。

○政府委員(今村宣夫君) いま申し上げましたような考え方でございますから、したがっていまして基

盤の整備とか、あるいは総合資金でありますとか、あるいはそれと並びますマル寒、マル南資金等につきましては、そういう私は財投資金と連動させて変動させるべきではなくて、むしろそういう政策色彩の非常に強い金利につきましては、これは上がった場合にも上げないし、同時に下がった場合にも下げないで置いておくことが政策的にベターではないかというふうに考えております。したがっていまして、マル寒、マル南資金も、今回の金利引き下げの対象には入っていないわけでございます。

○下田京子君 マル寒、マル南資金が入っていないというんですが、いまの答弁の中で、それからまた先ほど大臣も答弁しておりましたが、農業資金等については低利で安定的に長期に借りられるものというふうなお話だったと思ひます。私もその点から見て、その五割という金利がどうかという点では再度このような情勢の中で検討するに値するんじゃないか、必要じゃないかというふうに思ふわけなんです。なぜならば、基本的に私どもは公定歩合の引き下げで景気をよくするということじゃなくって、本来的にはやっぱり農家の経営をよくしたり、労働者のふところをよくしたりして購買力を高めていくというのが、私は経済の再建の基本だと思ふわけですね。しかしそういう中で、今回の公定歩合の引き下げで一体どのような効果が出るかと言いますと、これは新聞報道なんです、大臣ちよつと読んでみますと、これは三月十六日の日経新聞なんですけれども、東京証券取引所第一部上場企業、会社、これが向こう一年間で支払う金利が今度の公定歩合の引き下げによって、金融と保険を除く八百三十一社の中で、支払金利年間で一十億圓も減るといふ報道になっておるわけですね。これは御承知だと思ひます。しかも、この金利軽減のトップが三井物産です。そして、その金額が大変なものになっているわけですね。

○政府委員(今村宣夫君) いろいろ状況の中で、今度の公定歩合で一番恩恵を受けるのが商社、鉄鋼、電力というところ、あるいは状況になっているわけなんです。とすれば、私は農家というものは長いそれこそ年月を経た、特に酪農などというものは長期的な見通しの上で成り立っているものだと思うわけですね。そういうことから考えて、やはり今回の公定歩合の引き下げとの関係からして、農家関係の、特にマル寒、マル南の金利引き下げというものは検討の中に入れておくべきじゃないかというふうに思ふわけなんです。大臣、その辺いかがでしようか。

○國務大臣(中川一郎君) 計算をすればそれとおりになりますのだからと思ひますが、逆にまた、公定歩合引き上げのときには、そういう商社、大企業は大変な利子負担をするという半面もあるわけなんです。そのときに、農家の人も皆さう少しは金利を負担してくださいという仕組みではないかと。千百億になりますか、二百億になりますか、そういう振れに左右されないで、五分という金利でもって二十五年もろんなことがあつても動かさないと、動かさないとこのじやなくて、安定的に低いところでやっているとこの仕組でございまして、今回、千百億向うが、向こうといひますか、商社あるいは鉄鋼、電力等がメリットを得たから農家にも返せといひのは、直結しないのではないかと。

もし、それを直結させるとするならば、それじや今度は鉄鋼、電力業界もたくさん負担をするようになったことだから農家の皆さんも負担してください、そのときは負担しますと、こういう一面があるならば御指摘のとおりだと思ひますが、そういう振れには影響なくきつと決めたものでございまして、これをここでわかつたし、たとえうわけにはまいらないわけでございます。

○下田京子君 道庁の、マル寒資金、マル南資金というものは政策金融だということですから、こういう経済情勢の中で公定歩合の引き下げということになれば、一定の恩恵ということであるか、状況の中で考えるべきではないかと、そういうことで検討をせむというふうに私は申し上げた次第なんです。

そこで、ちよつと大蔵省の方にお尋ねしたいんですが、今回の公定歩合の引き下げで、新聞報道等では、住宅公庫の引き下げなんかも具体的ににお出しになっているようですね、その点どうでしようか。

○説明員(藤田恒郎君) 政府系の金融機関の金利を公定歩合の引き下げに連動してどうするかというお尋ねでございますが、御承知のように、政府系の金融機関の貸し付けは長期の金利でございますので、民間の長期の金利がどうなるか、それから先ほど経済局長からもおっしゃいましたように、運用部からの借り入れ、すなわち政府系金融機関のコストでございますが、これがどういふふうになるか、そういうところを見きわめながらこれから検討をするつもりでございます。しかし、現在のところは、まだ民間の金融機関の長期の金利がどういふふうになるかということも決まっておられませんし、いんやコストがどういふふうになるか、決まっておられませんし、決まっておられません。まだ具体的に検討には着手いたしておられません。

○下田京子君 この新聞の報道は、そうすると誤報ですか。これはやはり日経の三月十六日ですけども、「大蔵省は十五日、公定歩合、長期金利の引き下げを決めたことに伴い、政府系金融機関の貸出金利も一斉に引き下げの方針を固めた。この中で戦後は一貫して年五・五%に固定してきた住宅公庫の個人向け融資金利も引き下げの方針で、〇・五%前後引き下げて年五%程度になる見通しである。」というふうな記事があるわけですが、いまだ決まっておらないことですが、検討はいたしているわけでしょうか。

題を検討する時期ではまだないとわれわれは考えております。われわれとしては、新聞報道その他について全く関知しておりません。

○下田京子君 いまの答弁はおかしいと思いますよ。検討しているのか、してないのかということ、私は聞いています。

○説明員(藤田恒郎君) そういう意味ですと、まだ検討しておりません。

○下田京子君 全然話題になってないんですか。検討の話題に上ってないんですか。

○説明員(藤田恒郎君) まだ全然検討しておりません。

○下田京子君 それはおかしいわね。実際に公定歩合引き下げ云々ということで、これだけ問題になっているわけでしょう。逆に言ったら、怠慢でしよう。

○説明員(藤田恒郎君) 繰り返して申し上げるようでございますけれども、運用部のコストが何%下がる、その何%下がったというのを受けてわれわれとしては検討を始めるわけでございます。したがって、運用部のコストがまだ何%下がるか、いんや、下がるか下らないかとはつきりしておらない段階でございますので、そういう御質問につきましては、私どもとしてはまだ検討に着手しておらないというふうに申し上げる以外にないわけでございます。

○下田京子君 まあ、言葉のやりとりになりますから、大蔵省よろしいです。

とにかく、具体的に何%のパーセンテージを提示されれば始まるということですから、腹づもりがあるということをおっしゃっているんじゃないかと思うんです。いづれにしましても、先ほども申しましたが、公定歩合の引き下げというふうなことで、景気を回復するということじゃなくて、本来政策資金はどうあるべきなのか、それからマル寒資金にしても、一体五%がどうかというふうなことで、現在の経済情勢、そしてその中の農業情勢というのを見る中で、やはり非常に希望の多い金利引き下げ問題

についてもこれからぜひ検討の課題の一つに入れて、先ほど午前中も答弁ございましたけれども、いろいろとお考えをいただきたい。お考えはいただけるでしょうね、大臣、そこはいかがでしょう。

○国務大臣(中川一郎君) まさにこのマル寒、マル南は政策金融でございます。金融でございますけれども、普通市中金融から政策でないもので借りますと、一割とか一割二分とか、しかも三年とか二年とか一年という短期の非常に高利なものでございますから、五分の八年以内の据え置き、そして二十五年というまさに政策金融でございます。それも市中金利が上がった、市中金利が下がったというところで振れがなく、安定的に安心して金利の移動がない、下がることあるならば上がることのある不安も必ず出てくるわけですから、そういう不安のないことに仕組んでおくこともまさに政策金融である、こう理解をいただきたい。で、今回の措置は景気浮揚ということからやったら政策金融でございますが、農村について特にこの金融を通じて景気浮揚をしなければならぬのではなくして、この資金によって農業をしつかりしたものにする、こういう仕組み、政策の目的が達成されるわけですから、気持ちにはわかりますけれども、むしろここで変えた場合には、やがてまた引き上げという不安も来るのではないかと思ひますので、これを変えない方がこの政策金融の目的を遂行する上においてはベターである、こう思ひますので、どうぞひとつ御納得をいただきたいと存じます。

○下田京子君 確認の意味で、公定歩合との関係で引き下げというふうなことはやらない方がいいだろうと、しかし、農家の経営安定ということでもって、畑作、酪農農家の経営を中規模程度に引き上げていくという方向からはひとつ検討に値することだろうというふうに理解してよろしいですね。

○国務大臣(中川一郎君) そういう意味であれば、また別の考え方があるわけでございます。公

定歩合との関連ではなくして政策金融としてもつと金利を下げられないものか、こういふ議論であれば議論をしなければなりません。しかし、過去の実績を踏まえ、ほかの金融との関連において、やはり農家の皆さんが希望しておるのは貸出枠をふやすこと、もう一つは対象を広げること、この二つの強い要望があり、安くしたにすぎたことではありません。安くした方がむしろいいのかもしれないけれども、ほかの金融等々と横並びで見まして、むしろ金利の引き下げよりは枠の拡大と対象の拡大という二つの目玉を、今回の改正に当たって政策的に採用し国会の審議をお願いしていると、こういうわけでござい

○下田京子君 まあ政策金融としての金利の引き下げということは、これからのいんやな角度から検討してみるといふ姿勢はあるというふうに理解をして次に移りますけれども、今回のマル寒資金の中で約六割に相当しますでしようか、酪農家の経営状況でございます。

これは先ず委員さんからお話しございましたが、非常にその負債が大きくなつてきていて、この負債に対するいい解決策がないかということ、金利の問題等も私はお尋ねしたわけなんですけれども、いづれにしても、負債やそのほかのことも含めて改善していく上で大事なことは、何といつても酪農家の場合には乳価になるんじゃないかと思うわけなんです。

その乳価の問題なんですけれども、最近、この前もちょっと大臣にも政務次官にもお願いしたところなんです。まだ審議会も開いてないから決定は見えてないわけですが、生乳生産量がふえてきているんだから、逆に経営は安定してきているんじゃないかというふうに言われている、あるいは御認識されているように受け取れるところが多いわけなんです。そして、乳価の引き上げ等についても、引き上げる要素があるのか、なあと大臣がいつも言われることですが、そんなふうなお話ございました。私、このことについて算定方

式と算定要素の取り方で、この改善を検討する必要がありますのじゃないかと思うわけなんですけれども、この算定方式、要素の取り方についての検討をしているかどうかです。ね、今回、具体的に五十二年の場合ですと、一時間当たり米価の場合には九百一十四円四十二銭でしよう。飼育管理の方は七百二十九円三十銭、格差がござい

○国務大臣(中川一郎君) 乳価につきましての算定について研究しておるかということでございますが、研究はいたしております。これは従来からいろいろ議論のあったところで、今年もどう対処するかというところでございまして、私はいつも考へるのですが、価格というものは見ようによつてはどうでも計算できるものだと、高く計算すれば幾らでも高く計算のしようもございまして、安く計算しようと思えばいろいろあると。

しかし、そこで一番適正なものとは何かということと議論が伯仲するわけですが、第一番目にいまの労働費の問題ですね。米については御承知のように食糧法、国が管理をして、できたものはみんな私のところへ持つてきなさいと、お願いした限度数量の範囲内はよそへ売っちゃいけませんよと、言つてみれば委託をしてお願ひしているようなものなんです。ですから、所得を補償いたしますという仕組みになっておるわけでござい

であるというので、この面だけを工場労賃の米に近い、全く一致はしていませんけれども、場合によっては米よりむしろ有利だと思われるぐらいの工場労賃をとると、こういうことにいたしましたわけでございます。その結果、七百二十九円になっております。若干数字違つておれば……、大体それぐらいだと思います。

なぜ差があるかと言うと、米は全国を平均した労賃をとると、それから不足払いの労賃は、加工原料乳地帯の、すなわち五〇%以上が加工原料として持ってきた地域の労賃をとるという仕組みで差ができておると。それからもう一つは、同じ労賃を同じ農家の人が飼育した場合に高くて、飼料をつくったのは六百三十円で安いではないかと、これは不思議だということでございますが、これを工場労賃にいたしますと、労賃の部門をとりますと、同じようにサツマイモも、あるいは大豆もすべてこれを買かなきゃいかぬということになりまして、飼料作物だけはほかの米麦以外の農産物と同じ考え方であると、こういうことで差をつけております。

もし、これを一本化しろというならば、むしろ飼育管理費を飼料管理費に持つていくのが筋合いのものであらうと。われわれ長い間やってきて無理をしてというか、いろいろ乳価を上げなければならぬという結果として、飼育管理費を高く見積もるようになった。じゃ、相対的にこれでもうだめだ、いい議論がありますが、先ほど言ったように、再生産が確保される値段としては全体としてどうかと。昨年のやり方によつても生産意欲がついて、再生産どころではなくて再生産がしたいというぐらいの意欲を持った値段である。したがって、計算の方法を変えて、これを意欲的にまた生産を確保するという方に持つていくことはいかがかなという感じがいたします。

そこで、昨年並みの意欲を持つ程度の計算、すなわち昨年並みの計算をすると、むしろえさ代が下がつておるとか、これは十五%も下がつておりますから生産費は非常に安くついております、あるいは

は合理化によつて、合理化というのは多頭化の問題もありますし、一頭当たりの搾乳量もふえておるといふようなことを勘案すれば、むしろ計算としてはふやすというのではできないのかなという、先ほど御指摘ありましたが、そういう感じでございます。しかし、いづれにしても結果はどうなりますか、再生産が確保される値段というものはいかにあるべきかという法の精神に照らしまして、全体としてまた中身として最終結論を得たい、こういうわけでございます。

○下田京子君 お米の方は所得補償方式だけれども、酪農については所得まで見られない、再生産を最低限度補償するようなお話があったかに受けましたが、いろいろ要素はないとおっしゃいます。が、労働費のとり方、やはり最低米並みに上げるように、大臣がよく言われておりますように、酪農畑作地帯の北海道の皆さん方の期待にもたえらんと同時に、また安心して国内の牛乳を国内でうんと飲んで消費を拡大していくというふうなことも含めて、私は検討していただきたいと思うわけなんです。

最後に、まとめて幾つかお尋ねいたしますけれども、価格の問題についてはいま言ったことで、私の方からですが、生産費の所得補償方式の方でぜひがんばつてほしいということ。

それから昨年ですね、三月二十四日ですけれども、参議院の農林水産委員会でも小笠原議員が質問しまして、前大臣がお約束している件がございまして、それは、ココアの調製品の問題なんです。御承知だと思つていただいても、ココア調製品というのは、ココアをちよつと入れただけで、実際には生乳換算にしますと二十万トンからの牛乳が入つてくるということですね。このことについては、農林省や皆さんの方でも手をやいてのことの一つじゃないか。何よりも農家の皆さんも困つていまして、消費者にとつてもえらい迷惑だと思つていまして、この点で一つは、当時大臣が調査いたしましたこと、この約束しているのです。何を調査なさつたかということ、それから、このココア

調製品の輸入によつて実際には事業団で一元輸入している機能ももう果たさなくなつてきて、その網の目をくぐつてさらに生乳換算二十万トンも入つてきているというふうなことが、ちょうど国内の限度数量オーバー分にも匹敵するようになつてくると。もうすべてに對して問題を投げかけているところじゃないかと思つて、この辺、どのような改善を、また調査をしているかということ。

それから、安定的に生産し、また消費を伸ばしていく上で続けて改善をお願いしたいのですけれども、現在学校給食に對して五円八十銭の補助を出しておりますが、これは昭和四十五年から変わらなかつたと思うのですけれども。これは一年間の消費量約六十五万トンと計算しておるようですが、実際には学校で年間の給食日数、実施日数が二百日を割る百八十日、百九十日なんという中で、十一万トン前後余つていと思うわけなんです。とすれば、その分を補助金のかさ上げにするとか、あるいは施設や保育所の方に回すとか、あるいはとも希望の多かった幼稚園にまで補助金を拡大することですね。このことについては大蔵省段階で削られましたが、農林省は来年また要求して実施の方向までがんばるのかどうかというふうなこと。

さらには、日本に合つたチーズを加工品としてつくつていくというふうなことも含めた技術改良ですか、研究を進めていくとか、またおとり販売で非常に問題になっておりますが、どうも牛乳は安売られる。片や百円で片や宅配が二百円でとなると、百円の価値しかないものかなというふうに見えちゃうわけでしょう。実際の正當な価格は二百円だとすれば、そういうふうな大スパーでやっていると、それと競争するのにはきつと規制をして、そうして安定的に消費を拡大していく宅配の方向をきちんと援助をしていくとか、指導するだとか、こういうことが必要じゃないかというふうにも思つていますが、時間になりましたので、まとめて、そういう方向でぜひ国内の酪農生産

者、そしてこのマル寒資金を受けている北海道の農家の皆さんの経営安定と同時に、消費者の安心した消費の拡大ということとを兼ね合わせた形での検討をお願いしたいと思つておられますが、その点、大臣よろしく願ひします。

○説明員(佐野宏義君) お尋ねのございました最初のココア調製品の問題でございますが、これは御指摘のございましたように、確かに粉乳にほんのわずかな変な物がまざつておつてココア調製品と称して入つてくると、そういう心配がございましたので、当委員会の御議論もございまして、私どもの方で税関でどういふチェックをやつておるかということとを税関の方へ照会をいたしました。関税局の方から伺つておりますところでは、ココアの混入割合が一〇%未満の物というのは税関でチェックをして、これは調製品とは認めたいというところで、リジェクトをしていただいておりますというところでございます。

それから輸入数量につきましては、前から申し上げておりますように、チョコレート業界からココア調製品の輸入の水準を四十七年水準でとどめるといふ自粛をしてもらうという一札をとつておりまして、年により若干の変動はございますが、おおむねその水準で推移をしておるといふふうに認識をしております。もちろん、これは御指摘もございましたように、なかなか扱いにくいしろもございまして、よく実情を見守りながら慎重に対処をしてまいりたいというふうに思つております。

それから学校給食のお話もございましたが、確かに学校給食は、計画どおりの数量を全量こなされておらないというところは御指摘のとおりでございますが、これは主として土曜日に学校給食を実施することが困難であるという事情によつて、計画との対比において若干の欠減が生じておるものでございまして、これを補助金の単価の引き上げに回せば土曜日の学校給食がスムーズにいくというわけのものでもないだらうと思つていますが、私どもとしては、せつかく土曜日の給食もきちんとや

○政府委員(大場敏彦君) 貸付対象農家の基準、それから営農改善の目標ということでございますが、これは当然マル寒とそれからマル南、マル南の中でも県によって違いがあります。

ルから七・五ヘクタールがもうほとんどで八・五%、こういうのから見ると、何か経営改善にしても何にしてももう少し、これは土地なんですけれども、酪農ならば必ずしも土地が余らないかもわかりませんけれども、いわゆる農地の経営規模の拡大というのが、相当こういう制度金融なり振興をやる場合には考慮の中に入つてしかるべきだと思ふんですけれども、そういう配慮はほとんどないわけですか。

○政府委員(大場敏彦君) どうも失礼いたしましたし

○三治重信君　そういうふうな、何というんですか、制度金融をやる場合の目標が設定されるべきだと思ひます。したがつて、そうならそのようなことで判断できる資料を今後とも出してもらわねと、一般的な農林統計でやると、この参考資料というものが何を目標にして、どういう制度金融をやつた結果どういふ数字になつてきているのか、こういうことを――私ちよつと見ても、経営規模の拡大だけは若干出ている。それから、やはり兩地域でわりあいに経営規模の大きいところの農業所得、北海道、南九州でも、いわゆる農業所得の

あります。いろいろ制度資金は種類があるわけ
あります。自立経営との関係で申し上げます
と、このマル南資金は、もちろん究極目標は自立
経営ということにあるわけですが、第一次
接近目標として宮崎県あるいは鹿児島県あるいは
北海道、そういった畑作地帯の中規模のところ
まで以下のものを第一目標として引き上げる、そ
のお手伝いをこの資金を使ってやろう、一つの手
段としてやろうというのがねらいであります。そ
れから、それ以上にすでに現実に達成している農
家というものについては、これをさらにより高度
の段階に自立経営の目標に接近していただく、こ
ういう意味で、それにつきましては、もつと資金
量の多い、平均で申しますと、マル寒資金が一件
当たり大体二百万ぐらいの貸付実績でありますけ
れども、千二百万ぐらいの貸付実績を持つ総合施
設資金があるわけですが、そういう資金
量の多いような総合施設資金を、中規模に達し
た以上の農家についてはそれへ手当てして、自立
経営に到達するようなお手伝いをする、大体こう
いうような考え方で整理をしているつもりであり
ます。

○三治重信君 これは小さいことですが、この中で土地改良というのがわずかの金額ですけれども出ておるのですが、こういう制度金融で、特別に補助金でなくて、金融で土地改良というのは、土地改良を農家が計画して融資してくれと申請して、採算に合う土地改良というのはどういふ中身なのか。

○政府委員(大塚敏彦君) 大規模な各広範囲にわたるような土地改良、これは先生御承知のとおり、国営、県営、団体営という体系があって、それぞれ公共投資をした上で農民負担の軽減をし、また補助金については融資をする、こういう手当てでやっているわけでありまして。ただ、ごく小規模の、農家が自分の経営の周辺のものを若干手当てする、用水路あるいは灌排、排水と、そういうものを若干の程度補修をする、そういうたぐいの軽減のものにつきましては、いわゆる非補助土地改良事業というものがございまして。それは三分五厘という長期低利資金で見るといふことで、そういうようなごく軽微の、みんなが土地改良区という組織あるいは農協という組織で共同してやるようなものとはやや、もっと小回りのきくような形での土地基盤整備事業というものを、そういう非補助融資で対応しているということでございます。

○三治重信君 次に大臣にお聞きしますが、これは臨時措置法になって、マル寒の方はいままで三回、今度で四回ですか、マル南の方は一回で今度は二回目、こういうふうに一たんこういう臨時法ができる、ある程度のその目的を達成するまでには延長措置がとられるのが過去の例でありましたけれども、中身は時間がないから余り議論をさせられなくても、私はこれは農林省の農林の制度金融なり、そういう農業経営の指導理念が確立されていけば、それぞれの地域、いわゆる畑作専業地域とか水田専業地域とか、野菜とか酪農とか、またそういう混合の地域によっていろいろ改善目標なりそういうものを立てれば、制度金融のあり方も当然それによってまた考えられるわけなんです。

す。

長いことこういう特別の臨時法というものを存続すると、かえって全体にその地域もそれだけに頼って、新しいことを考えなくなってしまう。もつと弾力的に考えるべき一定のやつをやっている程度、やはり期限立法は期限立法らしくある程度、全体で打切切って、そしてそれから脱却して全体のその地域の農業振興に役立てる制度金融なり何なりの中へ入れていく。一時のスタートのときには刺激的に、特別おくれられている地域とか、特別困難なところの地域をスピードアップして経営改善に資するといふのは役立ったかも知れませんが、これに余りいつまでもやるという、これに慣れて、初めはスピードがよかつたけれども、かえってほかの地域から見るとまたおくれをとつてくる、こういうふうな慣性になりやしないかと思うわけですから、こういう特別措置の期限立法についての考え方、また今後の処置の仕方についてお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(中川一郎君) まさに御指摘のように期限立法でございますから、その期限の中に政策効果が上がるように、こう努めなければなりません。それがマル寒では五回目の延長ということでございます。二十数年にわたるわけでございます。この辺は率直に反省をし、やはり与えられた年限内でやるということとでなければならぬと思ひます。今回が最後として延長をお願いする、ぜひともこの最後の機会に今度の改定によって政策効果が上がり、再び延長というふうなことになるようにしっかり取り組んでいきたい、こう思ふ次第でございます。

○三治重信君 それでは、特別立法を必要としなくてもいいようないわゆる農林漁業金融の制度金融なり、それから近代化資金なり、その他いろいろ補助金とも兼ね合わせて農業の近代化に進むことがいいことだと思ひますが、一言に言つて、この農林漁業金融公庫の資金と農業近代化資金との違いと申しますか、考え方なりそういうものがどう

一口に言つて違つていて、それが農家に、それを借りる者としてその区別をどちらの方が有利、またこういう問題はどちらにしろなくならぬといふことがわかるように、一遍説明してほし。

○説明員(佐々木富二君) まず、農林漁業金融公庫資金でございますけれども、これは資金運用部資金、つまり財政資金を原資としております。それから、農業近代化資金の方は系統資金を原資としておりまして、これに対して国と都道府県が一定の利子補給を行うといふふうな仕組みになっておるわけでございます。農林漁業金融公庫資金はもともと財政資金を原資としております上に、さらに一般会計からの補給金もございまして、非常に低利でかつ長期の資金という特色を持っておりますわけでございますが、農業近代化資金の方は資本整備の高度化といふことを目的としておりますが、公庫資金に比べればやや中期的といひます。期間も若干短く、金利もいま未端の農家向けの金利は五分五厘でございますけれども、公庫資金の方はそれよりも低利に、マル寒、マル南資金は五分でございますし、総合施設資金も五分であるといふふうな形で設定をされておるわけでございます。

○三治重信君 いまの説明は、融資をやる方の側の説明です。先ほど言つたのは、農家が借りる部分の方の立場から言つて、何といひますか、長期低利のいわゆる低い金を借りるときはやつは、ここにそれは構造改善のやつだとか基盤整備だとか一般施設その他分けてあるわけなんです。農家の借りる方の側から言つて、長期低利のそういう制度金融を受けるのはどういふ、農家の方が自分がある程度何とか金を借りようと思つたときに、農林漁業金融公庫に借りようか、近代化資金を借りようかという判断の基準はどちらに、どういふふうな判断の基準でやつたらいいか。さっきの説明は、おたくの方が、農林省がつくった考え方の説明なんです、農家の方がいざこで金を借りようといふ場合にどちらでも借りれると。私は、半分以上どちらでもいいけるんじゃないか

と、こう思うわけなんですけれども、その重複と違ひが、農業経営者の借りる方の立場にいて、一般的にそれはそういう考え方だといふけれども、農家から見れば、借りる立場とすれば、これは相当両方の金融のやつはオーバーラップしているんだから、これはどちらでもそのときの事情によつて借りられますよといふのか、いやそうでなくて、これはもうこういうもので、たとえ一つの例でもいいけれども、非常に厳格な区別があるんだと、こういうことなのか。

○説明員(佐々木富二君) お答えになるかどうか、ちよつと自信ございせんけれども、農業近代化資金の方は一般的に言つて機械とか建物、施設、そういったものの購入の資金でございます。農林漁業金融公庫の方は土地取得でありますとか、あるいは基盤整備でありますとか、そういうものが中心でございます。

○三治重信君 それからもう一つ、これはいわゆる農林金融という農林省の融資の枠に必ずしも考へておられなくても別にどういふこととはないわけなんです。実際の農家が経営資金なんかを、そういう系統資金、いわゆる農協資金を借りてゐるのか、商社資金なり、または普通のそういう農業関係以外の金融機関、いわゆる一般の信用金庫とかそういうもので借りてゐるのか、こういうものについて、何といふんですか、この農業金融というのは、いわゆる農家が借りる経営の場合にあつて固定費的なものについてだけしかないのであります。実際の経営には肥料代や、いろいろのまいたいゆる運転資金が、流動資金が要るわけなんです。その流動資金の融通といふものは、農林省から見てどういふふうな金融体系になっているのか。その資金の供給割合はどうなつてゐるのか。

○説明員(佐々木富二君) 一般の運転資金につきましては、原則として農協系統資金を利用していただくことになっております。制度金融という公庫資金あるいは近代化資金におきましては、これは公庫資金については非常に長期低利で政策性の強い資金であるといふことから原則とし

て運転資金的なものはない、こういうことになっておりますし、それから近代化資金についてもこの原則は同じでございます。ただ、一定の経営規模を拡大するというような場合に、特に増加運転資金が必要になるという場合がございませうけれども、そういう場合には例外的に近代化資金で早める場合がございます。原則としては、農協系統資金を利用しておるといふのが実態でございます。

○三治重信君 何かぼくの質問をちょっと誤解されていっていると思うんですが、ぼくが言うのは、農林漁業金融公庫の経営資金がどうのこうのと、近代化資金がどうのこうのと云っているわけじゃないかと、実際の農家がこういう制度、農林漁業金融公庫の制度金融や近代化資金、そういうものから離れて、これはもういわゆる固定費の借り入れ、長期の借り入れの関係だ。しかし毎年の経営を、農作業をやっていく場合には肥料だとか、酪農家

だつたら飼料が要るわけだ。それは全部自己資金でやっているわけじゃない。そういうのは農協資金が主だと言われるけれども、そう言い切れるものかどうか。實際、農林省は農協でそういうものはみんな供給されていると思つておられるのか。そうじゃなくて、實際の市中金融なり、いわゆる信用金庫なり銀行なり、またそういうもの以外の個人金融なり、そういうものがどういうふう供給されているのか、利用されているのか、こういうことについての見解を聞いたわけなので、その経営資金をそういう公庫とか近代化資金で供給できないと、その理由を聞いているわけじゃないんです。

○説明員(佐々木富二君) 五十一年度末の農家の借入金の借入先別構成によつてお答えいたしますが、農協系統資金が全体の借入金のうち三七・八％でございます。それから一般金融機関から一％、それから個人その他から一五・四％、残りが公庫資金、近代化資金その他の制度資金、こういう構成になっております。

○三治重信君 最後です。

大臣、やはり政府関係というのは、わりあいと

制度資金とか、そういう非常にわかりやすいやつだけ金融だと思つてやつていっていると思ふんですけれども、本當に農家の自立経営を指導したり、そういうものをもくろんでいく場合には、そういう運轉資金なり全体の金融のやつは全部が農林省なり政府がやる必要は絶対ないんだけど、そういうものがどういうふうに供給されていて、そういうものに農家が、借金の累積じやなくて、本當の運轉資金として正常な運営をされているとかといふ部面についても、やはり今後いろいろ調査を通じて、または経営改善の指導の——経営改善普及員、そういうものを通じてそういういわゆる金の借り方について、私はやはり経営改善の一項目だと思ふんですが、そういうものについても今後いろいろ注意を払つてやつていただくのが、自立経営の指導の非常に重要なものではないかと思ふわけであります。

答弁はいいですけれども、それだけ申し上げまして質問を終わります。

○喜屋社眞榮君　私、最初にお尋ねしたいことは、御答弁の中でもちらほら出てまいりましたが、再確認しておきたい一つは、改善資金の貸付対象農家の基準となる中層農家というのはどの程度の農家であるのか、また営農改善の目標はどの程度であるのか、その二つの観点から確認をしておきたいと思うんです。

○政府委員(大場敏彦君) 北海道の酪農はないしは畑作の例で申し上げますと、中庸の農家の所得水準としてはおおむね三百万円以下、それから目標といたしましては、それをおおむね三百五十万から三百九十万円以上に持つていきたいということとであります。それから経営規模といたしましては、酪農の例をとりますと、十五頭から十九頭という規模が現在の中庸ではなからうか。それを二十四頭以上に持つていきたい、こういうような目標であります。次は宮崎県肉用牛主畜類型あるいは野菜主作、これはおおむね二百万円以下というものの中庸農家の水準を、目標としては二百五十万円以上に持つていきたい、こういうようなことと

であります。鹿児島県につきましては、たとえば野菜・肉用牛複合経営で申し上げますと、野菜の作付百十アールあるいは肉用牛の飼養頭数四頭というものを、百五十アールあるいは十頭というところまで規模拡大をしていきたい、こういうようなのが中膚と目標という関係であります。

○喜屋武眞榮君　そうすると、いまお聞きしますと、北海道と南九州に所得水準の差がありますね。その差はどういうところに根拠があるんですか。また、差があつていいということなんですか、いけないということなんですか。

○政府委員(大場敏彦君) マル南地帯の農家の所得水準というものがいつまでも低位水準にとどまっていたということは、毛頭これはございませう。早く規模が大きい農家に接近するのは、これらももう当然のこととあります。ただ現実の問題として、残念ながら現在の所得水準が全国レベルよりも低いという現実には現実として見ざるを得ない。それから出発して、当面到達し得る目標というものを現実的に設定して、それをまず解決する。そういうことで、そこでもちろん安住するといふつもりは毛頭ありません。それから先をまなす越えていかなきゃいけないわけですが、第一次現実的な接近の目標としてそういうものをとらえているということとあります。

○喜屋武眞榮君　そうすると、あるべき農政の立場からしますと、それは等しくあるべきで、同じ水準、まあ北も南も差がない、国としてこういう水準でなければいかぬと、そういうあり方が正しいでしような。目標なんでしうな。

○政府委員(大塚敏彦君) 北海道と南九州とこれは経営形態も違いますし、また土地の広狭ということからする経営規模の大小ということもありますから、機械的にもちろんそれを同一にすることはできませんだろうと。しかし、日本の中で地域によつて余りにも大きな落差がある、所得水準あるいは経営内容において落差があると。これはやっぱり問題でありますから、もちろん地域の特長というものは前提にしながらも、できるだけは

均質化するということはやっぱり望ましいと思います。

○喜屋武眞榮君　それじゃ次に聞きたいんですが、このごろ日本の対外貿易の黒字減らしの一つに牛肉とかオレンジ、果汁等の輸入拡大があつて、それで黒字減らしを調節しているところから、自由化の問題とか、あるいは枠を拡大するとか、関税を引き下げるとか、こういった形で調整がなされようとしておるわけなんです、しかし考えてみますと、この黒字の原因は工業生産品の輸出拡大から来た黒字であるはずであります。それを埋め合わせるのに国内農業を犠牲にすると、こういう形でそれが調整されていいものか、どうかということ、私はこれじゃいかぬじゃないかと、大臣の御所見をお聞きして、そうしてそれならばそれはどうあるべきだろうか、どうすべきであるか、このことについてお尋ねしたいと思うんです。

○國務大臣(中川一郎君) 農村の皆さんの間に、素朴な御指摘の御意見があることを十分承知いたしております。対米関係でドルを日本は持ち過ぎだ、アメリカが足りない、それをつじつまを合わせるために今度の農産物の調整を行ったと。そのドルの問題は何から起きたのかと言えば、まず自動車や鉄鋼やあるいはテレビ等の工業製品を売り込んだためにできた黒字ではないのか、それを農産品でやるのはけしからぬでないか、こういうことでございます。確かにそういう一面もあります。が、今度ドル調整として仮にやったとしても、農産品では六千万ドル程度しかないわけでございます。したがって、ドル調整には非常に効果の少ないものである。しかも、農産品ではむしろわが国は買いの方が大きいわけであって、売りが少ない。買いが多いわけですからドルでは非常に重献しているわけで、そのものにそういった六千万ドルでもやるのはおかしいという議論がございませう。

これに対しては、実はそういったところから議論は出ておりますけれども、アメリカ等が言ってお

りますのは、ドルの問題もさることながら、貿易の姿勢として保護貿易に過ぎないかということがアメリカの議員あるいは農家の皆さんの中から出てきて、何でもっと安い農産物を日本は買わないのか、安い機械を、あるいは電気製品等を日本から買ったためにアメリカの工業がやられてしまったんだから、アメリカに入っているものを保護貿易としてこれを追い出すようなことをしないとするならば、日本もまた農産物について保護貿易をやるべきではないかという意見も一つにあるわけなんです。だから、輸入に対する姿勢が悪い。こういうことが、オレンジ等については特に季節自由化しても農村にそれほど影響を与えないではないか、あるいはもう少しいい肉を買ってもいいのじゃないか、日本のいい肉が国際的に非常に高いから、安い肉を食っていただければ消費者も喜ぶのじゃないかというところからこの議論が出てまいりました。

そこで、農村を犠牲にするような対処はできないというので、オレンジ等も季節自由化の要求ではございましたが、八、九、十、こういった全くミカンのない時期、さらにタンカンについても影響のない時期、しかも果物の非常に端境期である、こういう時期に主に入れるということの調整をしたのであって、私としては農政に影響を与えるようなことはやりたくない。牛肉についても、確かに高級品についてホテル枠を三千トン、その他一万吨の需要の開発を行うということをやりましたが、決してこれまた肉の枠を全体として一万トンふやす、三千トンふやすということじゃなくて、入れなければならぬ肉の範囲内において高級牛肉について関心を示したという程度でございまして、農村を犠牲にしての調整はしたくないというのを貫いたつもりでございまして。

もう一つは、工業の犠牲になるということでございますが、実はそういった工業の力があればこそ日本の経済全体が成り立って、恩恵がましく言うわけじゃありませんけれども、三兆円からの農業投資がでますのも、今度の一般会計、来年

度予算でございますが、三兆円からの予算が投入できるのも、やはりそういった日本の工業等がしっかり働いてくれておるからだ、こういう面も御理解をいただいて、全体としてともどもに成り立つ、特に農家にドルのたれ流しによる被害がないということの大事な一線だけは守って調整をしたと、こういうわけでございまして。

○喜屋武眞榮君 いま大臣がおっしゃることも十分理解をいたしますが、しかし、時に触れていつも矛盾を感じますことは、国内需給を高めるとか、畜産振興だとか、地場産業の育成だとか、こういうことが国内農業の育成という面から強調される。ところが、鹿児島、沖縄、南九州を考えた場合に、特に亜熱帯農業、いわゆる無限の太陽エネルギーを利用して、たとえばミカンにしても早切りを、あるいは本土の端境期をねらってどんどん開発育成し、出荷をしておるんですね。ところが、大臣の前おっしゃったことで私が非常にひかかったのは、輸入するにしても本土の端境期を利用してアメリカから輸入するんだから心配するなと、そのことが、沖縄、南の立場からしますと、そこをねらって沖縄で、鹿児島で盛んに早物をつくって端境期に国民に提供しよう、こう張り切っておるのに、それをアメリカからごっそり輸入されたんじや、また水をぶっかけられることになりまして、そういったところの兼ね合い、調整をしつかり考えてもらわねというといけないんですが、いかがですか。

○國務大臣(中川一郎君) 実は、沖縄に対するオレンジの枠は、駐留軍等もおりまして一定の枠はあったのですが、これは据え置きで沖縄枠はふやさない調整をしたつもりでございまして。

喜屋武委員の御指摘は、いや沖縄だけじゃなくて本州に市場を求めようと思つたのだと、こういうことであらうかと思つたのですが、これも三カ月間でわずか二万二千五百トンでございますから、月にすると一万トン足らずであつて、月間百万トンから果物を消費する必要があるわけでございますから、現在沖縄でどのようなものを本州に売り込

みたい、市場を求めたいとおるか、きょう初めて聞きますので、そういった点がありますならば、これまた大いに参考にしまして、その辺のところに支障がないような対策を講じなければいけないと思つたのですが、少なくとも沖縄だけは、駐留軍等の需要があつたために特設の枠があつたものでございまして、これをふやすというふうなことは一切しておらないわけでございまして。季節的にもふやさない、こういうことになっております。

○喜屋武眞榮君 いまの御配慮よくわかりました。とにかく意欲を喪失しないよう、ますます盛り上げてくださることが大事だと思つたので……

次に、畑作物の共済制度について、実はこのことについて、私、五十二年の十月三十一日に質問主意書を出しました。そして十一月八日にその答弁書の回答が参つておるわけであります。ところがそれを読んでみましたら、なるほど姿勢としては前向きで、たとえば「改正等について検討を進めている」と前向きを示しておられるが、その内容については一言も触れておられない。そうして、どういう表現をしておられるかというと、各項目に「慎重に定める」という慎重慎重で一貫しまして、その具体的な内容について一言も示されてないんです。それで、私は抽象的な慎重論で回答されたものに非常に不満を持っておるわけなんです、現時点でその具体的な内容を示してもらいた

い。

○説明員(佐々木富二君) 昨年の十月、先生から質問主意書を出されたわけでございましてけれども、当時は五十三年度予算も編成される前でございまして、その具体的な内容についてはまだ決定を見ていない状態であつたわけでございまして。ただいまお話しのような表現になつたわけでございましてけれども、御質問に従ひまして、質問主意書の各項目についてお答え申し上げますが、てん補方式については二割方式にすること、それから一筆全損耕地に対する補償方式を採用すること、こ

ういう御質問でございました。

まず第一の点については、バレイショ、大豆、てん菜及びサトウキビにつきましては農家単位方式で、いわゆる足切り割合は二割ということで法案に盛り込んでございます。それから第二のサトウキビにつきましては、栽培と被害の実態にかんがみまして、一筆全損耕地に対する給付の特例を設けることにいたしております。

それから第二に、加入の方式でございましてけれども、加入方式につきましては、サトウキビ栽培地域の農業の実態にかんがみまして、サトウキビについては義務加入制の仕組みについて特例を設けることにいたしました。これは、サトウキビ以外の畑作物につきましては、農作物共済と畜産共済の加入者が加入義務を負うという義務加入方式になっておるわけでございまして、サトウキビ地帯におきましては農作物共済、畜産共済というものが事実上ございせんので、これにかわりまして家畜共済、果樹共済、園芸施設共済の加入者も加入義務を負うと、こういうことで仕組んでございます。

それから三番目に、単位当たりの共済金額でございますが、これにつきましては、収穫物の価格に相当する額を最高として二以上の金額を農林大臣が告示して組合が選択する、こういう方式にいたしたいというふうに考えておるわけでござい

それから四番目に、料率算定、事業責任の分担の問題でございまして、料率の設定は組合等の区域またはその区域を分けて都道府県知事が定める地域ごと被害の実態に即して定めるといふことになってございます。それからまた事業責任の分担につきましては、移譲部分についての連合会の責任分担を試験実施の場合よりも縮小をいたしまして、これは試験実施の際には連合会は移譲部分の三割の責任を持っておつたわけでございまして、これを五割にいたしております。その反面、政府の保有責任を拡大をするということにいたしております。

それから第五に、共済掛金の国庫負担でござい
ますけれども、農作物共済並みに引き上げるとい
う御質問でございまして、共済掛金の国庫
負担割合は六割ということにいたしております
て、これは農作物共済の全国平均の国庫負担割合
とはほぼ同程度というものでございます。

以上でございます。

○国務大臣(中川一郎君) ちよつと私から補足申
し上げますが、昨年は確かにまだ検討、慎重に検
討ではございましたが、いま御報告申し上げまし
たように、まずまず畑作共済制度としてはそれぞ
れ非常にむずかしかったものであります。で、でき
がりとしましてはいいものになり得たと、そしてす
でに国会にも提出をしてございますので、検討だけ
に終わっておらないで成果は十分上がっております
という事を、補足申し上げる次第でございます。

○農林省農務局長 時間が参りましたので、最後にな
りますが、いまの点、いわゆる具体化を確認いた
しまして、これならば自信を持って、いま大臣が
述べられました、まだ反応を聞いておりません
が、農民側としましてはこれで満足という自信は
あられるのです。

それじゃ最後に、実は鹿兒島、沖縄と一緒にな
りまして本土に野菜の安定供給をしよう、こうい
うことで政府にあつせんをしていただいて、沖縄
の農民も非常に安心して、そして意欲的に生産を
上げてまいっております。ところが困つたこと
に、最近の本土の暖冬異変でこれが過ぎ過ぎて、
沖縄の野菜がこちらへ出荷できない状態に迫り込
まれて非常に困つておられるのは御案内のとおりだ
と思ひます。この対策、そのままだつておられる
という、これはもう意欲を喪失する。これをど
のように調整して、そして将来に向けても希望を
持たして継続させていく、こういう方針でなか
ればいかぬと思うのですが、そのことについてお
伺ひし、農林省のお立場を、具体的なキャバツの
契約ですね、これを明確にひとつ時間が参りました
のでお聞きしたい。

そしてもう一つは、これも継続的にやつてくだ

さつた沖縄のミカンコミバエ、ウリミバエの駆除
について、徹底的にいま成果を上げつつあるわけ
なんですけれども、この沖縄と鹿兒島の特長病
害虫の防除の現状と対策、そして部分的にたとえ
ば久米島あたりはもう一〇〇%成功しておると言
われておりますが、その部分的に成功したのは部
分的な解除が可能であるのかどうか、あるいは沖
縄全体を含めての解除が必要であるのか、この二
点について、特に荷出しに困つておりますのは輸
送費に、沖縄の場合には生産をしても国鉄の恩恵
もない、距離も遠い、この輸送費が高つくとい
うことが非常に際路になっておりますので、その
調整をどのように考えておられるか、それも含め
てひとつ御答弁願つて、質問を終わりたいと思ひ
ます。

○政府委員(犬伏孝治君) ただいまお尋ねのキャ
バツの栽培についてでございますが、これは野菜
供給安定基金という特別の法人が、沖縄県それか
ら鹿兒島県におきまして、キャバツの契約栽培を
行う特別の事業として実施をいたしておるもので
ございます。この事業は、大消費地におきまして端
境期の野菜の価格の高騰、非常に高くなるのに備
えまして事業を実施しておるものでございます
が、ただいま御指摘のように、昨年から本年にか
けまして異常な高温によりまして暖秋、暖冬で野菜
の生育が非常に促進され、また収量も上がったと
いうことで、豊富な出回りになったために価格が
非常に低落を続けてまいつてきておるところで
ございます。このような価格の推移からいたしま
すと、先ほど申し上げました契約栽培によるキャ
バツを本土に運んで消費地で放出をするという
必要性がなくなつたという事態にただいまなつて
おるのが現状でございます。

そこで、これについての対策をどうするかとい
うお尋ねでございますが、一部につきましてはす
でに消費地にこのキャバツを運んでおりますが、
契約量の全体の六千トンのうち約五千五百トンが
まだ園場に残つておるといふことでございまして、
これはこの契約栽培の条件といたしまして、

消費地に出荷しない場合はその契約に基づきまし
て農家に對しましてキログラム当たり三十一円の
資金を交付することといたしておりました。農家
には御迷惑をかけないというにいたしておりま
す。したがういしまして、本年の先ほど申し上げま
した事情にかんがみまして、これは品物を運ぶの
ではなしに、産地におきまして市場隔離をいたし
まして、原則といたしましては園場を廃棄をせざる
を得ないということになるわけですが、そのよう
なことで処置をするということが現在考えてお
る内容でございます。

それから輸送費の問題でございますが、野菜産
地から消費地への輸送コストの低減についてはい
ろいろな事業をやっております。ただいま実施を
いたしておりますのは野菜の輸送合理化推進事
業、それからもう一つは、野菜広域流通加工施設
整備事業というのを実施しております。前者の
事業は、集出荷を初め大型のコンテナあるいは予
冷、保冷施設等の施設を導入する事業でございま
して、五十三年度におきましては十四ヶ所全国で
採択をする予定にいたしております。それから後
者の事業は、広域にわたる野菜産地に集出荷のキ
ーステーションを設けまして、そのために必要な
諸施設の助成をするという事で、これにつきま
しては五十三年度全国で十三ヶ所を予定いたして
おります。沖縄県につきましては、過去四十九年
に沖縄海洋博等野菜流通施設設置事業というもの
を実施をいたしまして、低温貯蔵庫、冷蔵コンテ
ナ等を二カ所設置をいたしておりますが、ただいま
のところ、先ほど申し上げました二つの事業につ
いてはまだ御要望がございせん。産地からの
御要望がございまして、現地の実情に応じまし
てこれらの事業を活用することを考えてまいりた
い。そのような施設の整備を図つて輸送の合理
化、それによりまして輸送コストの低減ということ
を考えてまいりたい、このように考えております。

○政府委員(野崎博之君) 先ほどお話しございまし
たミカンコミバエの防除につきましては、先生御
承知のように、誘殺ひもを空中から散布をする
という事で奄美群島でも非常に好成績を得ました
ので、同じ方法で沖縄本島でもやるといふこと
で、昨年の予算約一億ですが、倍以上にふやしま
してその対策に取り組んでおるところでございま
す。また、ウリミバエの防除につきましては、久
米島において、例の放射線照射による人工不妊虫
を放つという事で、これは成功いたしましたわけ
でございますが、ただいま引き続き優良間諸島でや
つておるわけでございまして、沖縄本島におきま
しては、いろいろその他の防除方法、誘殺ひもと
か、あるいは薬剤の散布ということ、農作物の
被害軽減に資したいということをやつておるわけ
でございます。

ただ、先ほどちよつと申し上げました例の照
射不妊虫による駆除事業は久米島では成功したわ
けでございますが、沖縄本島に行きますと非常に
面積も広いと、二十二倍ぐらいの面積ございま
すので、非常に大量に放たなければいかぬ。そうし
ますと、やはりその虫の種類とか虫の性質等にい
ろいろ問題が出てまいりまして、果たしてその方
法で成功するかどうかいまして、果たらないわ
けでございまして、沖縄県の農業試験場で、い
ろんなそういう病害虫駆除の方法を検討をいたし
ておるところでございます。

○農林省農務局長 いまのは鹿兒島も含めておられ
るでしょうね。

○政府委員(野崎博之君) 奄美群島とそれから沖
縄と一体になつての話でございます。

○委員長(鈴木省吾君) 他に御発言もないよう
ですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、
賛否を明らかにしてお述べ願ひます。——別に御
発言もないようですから、これより直ちに採決に
入ります。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法
及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一
部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方は挙手を願ひます。

昭和五十三年四月十二日印刷

昭和五十三年四月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局